

法人税法の観点からみた金融商品会計に係る一考察

筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院
ビジネス科学研究群 法学学位プログラム（博士前期課程）
202340026 吉川 純一

目次

はじめに	1
第1節 問題の所在	1
第2節 本稿の目的	2
第3節 本稿の構成	3
第1章 法人税法第22条第4項に係る考察	4
第1節 はじめに	4
第2節 公正処理基準に係る見解	4
第1項 本節の構成	4
第2項 公正処理基準の意義	4
第3項 公正処理基準の範囲	6
第4項 公正処理基準の位置付け	8
第5項 企業会計との関係性	9
第6項 公正処理基準の判断基準	10
第3節 筆者の公正処理基準に係る解釈と問題の所在	11
第2章 企業会計の観点からの考察	13
第1節 企業会計の意義	13
第1項 はじめに	13
第2項 会社法会計	13
第3項 金融商品取引法会計	14
第4項 小括	15
第2節 会計基準のコンバージェンスとの関係	15
第1項 国際会計基準（IFRS）	15
第2項 米国会計基準	16
第3項 小括	17
第3節 企業会計と公正処理基準の関係	18
第3章 税会計処理基準の観点からの考察	19
第1節 はじめに	19
第2節 不動産流動化事件裁判例の概要	19
第1項 判旨の要約	19
第2項 本判決の意義	20
第3節 先行研究の比較分析	20
第1項 はじめに	20
第2項 比較検証	22
第3項 その他の先行研究等	24
第4節 税会計処理基準に対する筆者の見解	25

第4章	債権流動化事件に係る裁判例の分析.....	27
第1節	債権流動化事件の概要.....	27
第2節	平成24年判決（原審）と平成26年判決（控訴審）の比較分析.....	28
第1項	「債権を取得した場合」に該当するか否か.....	28
第2項	償却原価法の適用可否.....	28
第3項	会計処理の妥当性.....	29
第4項	2つの裁判例に対する評釈.....	29
第3節	先行研究の分析.....	30
第1項	はじめに.....	30
第2項	公正処理基準の観点.....	30
第3項	公平性の観点.....	32
第4項	先行研究の分析に係る小括.....	33
第4節	債権流動化事件の観点からの公正処理基準に対する示唆 ³⁴	
第5章	債権流動化取引の概要および経済的実質の観点からの考察.....	36
第1節	債権流動化の概要.....	36
第2節	債権流動化取引の法的構造.....	36
第1項	はじめに.....	36
第2項	真正譲渡の確保.....	37
第3項	SPVの形態.....	37
第4項	信託.....	38
第3節	債権流動化取引の会計処理.....	38
第1項	消滅の認識.....	38
第2項	公正価値の算定.....	40
第4節	債権流動化取引の税務上の取扱い.....	41
第1項	法人税基本通達上の取扱い.....	41
第2項	信託に係る税務上の取扱い.....	42
第5節	債権流動化取引における優先劣後構造の分析.....	42
第1項	優先劣後構造.....	42
第2項	劣後受益権の経済的実質.....	42
第3項	評価差額の実体的分析.....	44
第6節	本章における考察の総括.....	45
第6章	債権流動化事件における法的実質の観点からの考察.....	47
第1節	法的実質の観点.....	47
第1項	法的実質に係る問題の所在.....	47
第2項	債権流動化事件における法的実質に係る論点.....	48
第3項	本章における分析のフレームワーク.....	48

第2節	船荷証券事件	48
第1項	判旨の概要.....	48
第2項	当該判決の意義.....	49
第3項	船荷証券事件からの示唆.....	50
第3節	第三者割当増資事件	50
第1項	判旨の概要.....	50
第2項	当該判決の意義.....	51
第3項	第三者割当増資事件からの示唆.....	51
第4節	生保年金二重課税事件	52
第1項	判旨の概要.....	52
第2項	当該判決の意義.....	53
第3項	生保年金二重課税事件からの示唆.....	54
第5節	3つの判例分析からの税会計処理基準への示唆	54
第6節	不動産流動化事件との比較分析	55
第7章	法人税の観点からみた金融商品会計に係る事例研究.....	58
第1節	はじめに	58
第2節	CVAに係るみなし決済損益額	58
第3節	IFRS9に係る公正価値オプション等	60
第4節	小括	61
第8章	考察の結論.....	63
第1節	考察のまとめ	63
第2節	考察から認識された論点	64
第1項	経済的実質と法的実質の相克.....	64
第2項	不完備契約としての租税法.....	66
第3項	ハードローの整備に係る困難性.....	68
第3節	提言	69
第4節	総括	72
参考文献一覧		74

はじめに

第1節 問題の所在

法人税法第22条第4項は、「一般に公正妥当な会処理の基準」（以下「公正処理基準」という。）に従って計算する旨規定している。しかし、その公正処理基準の意義は明確に規定されておらず、企業会計と異なる処理を行う場合の「別段の定め」が規定されているに過ぎない。したがって、「別段の定め」が存在しない場合には企業会計が課税要件事実である課税所得の計算を構成することになる。一方で、租税法は侵害規範であるため、その課税要件については法律で明確に定める必要がある。しかしながら、企業会計が必ず公正妥当であるに限らないことや決して網羅的ではないことが問題として指摘されている¹。特に複雑な金融取引については、個別性が強いこともあり特定の会計基準が存在しないため、経済的実質に基づいた類似概念の基準を適用するケースが存在する。もっとも、租税法の適用にあたって、実質課税の原則については、「真実に存在する法律関係からはなれて、その経済的成果なり目的なりに即して法律要件の存否を判断することを許容するものでない」²との指摘もある。したがって、筆者は、公正処理基準は企業会計に依拠しているものの、企業会計が法規範としての適格性を備えていない部分が存在する可能性があり得と考えている。

通常、課税所得の計算は、企業会計が基底となり、「別段の定め」が存在する場合には申告調整を実施することになることから、裏を返せば、「別段の定め」が存在しない場合には、課税所得の計算に対して企業会計の会計処理をそのまま適用することになる。この結果、納税者が行った課税所得の計算と課税当局の見解が相違する可能性があり、争訟に発展する場合も想定される。こうしたリスクが想定されると、企業会計上は妥当な処理であっても、納税者による課税所得の計算が不安定な状態となるため、取引の発展が阻害される懸念がある。特に、昨今の金融取引は、主として米国や英国で発達した取引を国内に導入していく流れが顕著であり、その結果、会計処理も米国会計基準やIFRSを斟酌したものが多いと感じられる。さらに、このような取引は、私法上の契約構成も複雑な形態をとっており、前述の通り、経済的実質によって会計処理が判断される場合もある。つまり、金融取引の会計処理を主に規定している金融商品会計の領域では、法実質と経済的実質の相克が論点になると考えられる。以上のことから、筆者は、現行の法人税法の枠組みでは、複雑な金融取引の税務処理について明確化できないリスクが内包されていると考えている。一方で、会計学の観点から課税所得の計算の妥当性を検証する税務会計という研究領域が存在するものの、租税法の観点から企業会計の妥当性を検証することはあまりないように思われる。

筆者としては、コンバージェンスの進展等により企業会計の性質も変容しており、課税所得の計算について、租税法の観点から、会計処理の妥当性を検証することには大きな意義があると考えている。特に、金融商品会計の領域においては、1つの金融スキームに対して、

¹ 金子宏『租税法』358頁（弘文堂、第24版、2021）

² 金子・前掲注（1）149頁

法的な観点からも経済的な観点からも、検証すべき論点が複数存在している複雑な取引も存在しており、筆者は考察対象として大きな関心を持っている。

第2節 本稿の目的

本稿では、主として2つの裁判例（不動産流動化事件³と債権流動化事件⁴）の検討分析を通じて、経済的実質に基づく金融商品会計を裏付けとする公正処理基準の問題を法人税の観点から考察する。筆者は、これら2つの事件について、事例判断に類するものであり、一般的な判断をしているものではないが、他の金融取引にも応用できる論点が含まれていると考えている。実際に、複数の基本書において、2つの裁判例が公正処理基準に関する箇所で言及されている⁵。不動産流動化事件においては、「税会計処理基準」という概念が提示され、企業会計と税法会計の乖離が進展している状況であることを指摘する判決がなされている。また、債権流動化事件においては、金融商品会計実務指針の類推適用が税法会計の趣旨と合致するのかが争点となっている。さらに、債権流動化事件においては、裁判上の争点とはなっていないものの、公正処理基準の判断基準に係る論点が内包されていると筆者は考えている。なぜならば、経済的実質の観点からみると評価益であるものを、売却益とみなして課税所得の計算において益金の額に算入しており、法人税法第25条の規定に矛盾する処理が行われている可能性があるからである。当該論点の妥当性を検証するために債権流動化取引に係る会計基準と公正処理基準との関係性について、経済的実質と法的実質との相克の観点から考察を行うものとする。

筆者は、公正価値評価の視点から、公正処理基準と企業会計との乖離が進展している現状において検討すべき論点が、債権流動化事件の裁判例から抽出できると考えている。つまり、経済的実質の観点が主眼となる会計処理を公正処理基準とみなしてよいのか検討する必要があると考えられる。また、今後、日本基準に対してIFRS9が全面適用されることが見込まれる状況となっており、日本基準においても公正価値評価が金融商品会計に全面的に導入される可能性も想定される⁶。その結果、全面適用された場合には、「法人税法の企図する公平な所得計算という要請」に反する処理が生じることも十分に想定される。

本稿では、このような状況を踏まえて、金融商品会計のうち、公正価値評価を主な切り口として税法会計のあり方について、法人税法の観点から考察することを目的とする。経済

³ 東京高判平成25年7月19日訴月60巻5号1089頁

⁴ 第一審の東京地判平成24年11月2日税資262号順号12088、その控訴審である東京高判平成26年8月29日税資264号順号12523

⁵ 金子・前掲注(1)359-361頁、渡辺徹也『スタンダード法人税法』45-47頁（弘文堂、第3版、2023）、渕圭吾『租税法講義』332-336頁（有斐閣、初版、2024）

⁶ 日本基準上、非上場株式など減損処理後の取得原価で測定される資本性金融商品に対する投資及び貸倒引当金控除後の償却原価で測定されている債権・債券などの一部が、IFRS上は公正価値で測定される金融資産に分類される場合がある（PwCあらた監査法人編『金融機関のためのIFRS金融商品会計入門』18頁（中央経済社、第1版、2015））。

的実質の観点重視される企業会計を法的実質が重視される税法会計に無条件で取り込むこととの問題点について考察を行うものとする。当該考察の結果を踏まえて、金融商品会計に対するわが国における税法会計についてのあり方を提言する。

第3節 本稿の構成

第1章では、法人税法22条4項が規定する「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」について、その意義・範囲・位置付け・企業会計との関係性・判断基準の5つ視点から、各論者の論説について整理する。その結果に基づき、筆者の公正処理基準に対する見解を整理して、公正処理基準の妥当性判断を裁判所が行うことが論点となり得ることを指摘する。

第2章では、企業会計の観点からみた「一般に公正妥当と認められる企業開会計の慣行」の分析を行う。会社法および金融商品取引法、国際会計基準および米国会計基準の観点から考察を行うことで、企業会計と公正処理基準との関係について検討分析し、企業会計の観点においても「一般に公正妥当」の定義が明確化されていないことを指摘する。

第3章では、不動産流動化事件において提示された「税会計処理基準」について、先行研究の比較分析を通じて筆者の見解を整理する。その結果を踏まえて、税会計処理基準について、『法人税法の趣旨や同法22条の要請に合致するか否かという観点からスクリーニングされた企業会計の基準』と定義する。

第4章では、債権流動化事件裁判例について、原審である平成24年判決と控訴審である平成26年判決との比較分析を行う。また、当該裁判例にかかる先行研究について、公正処理基準の観点および公正性の観点から検討分析を行う。2つの分析の結果を踏まえて、裁判所の判断が妥当であった場合においても、公正処理基準の判断基準としては適さない事例が存在するという問題点を指摘する。

第5章では、債権流動化取引に対して、経済的実質の観点から分析を行い、債権流動化事件における「取引」の実体について整理を行う。その結果を踏まえて、債権流動化事件において売却益を益金算入したことに問題の所在があり、本来であれば、法的実質の観点から検討分析すべき3つの論点（①権利確定主義、②税法上の「取引」、③評価技法の妥当性）が存在することを指摘する。

第6章では、債権流動化取引における法的実質についての考察を行う。具体的には、第5章において指摘した3つの論点につき、各々その論点に対応する3つの判例（①船荷証券事件、②第三者割当増資事件、③生保年金二重課税事件）に関して検討分析を行い、公正処理基準の妥当性を判断するための三要件を提示する。

第7章では、金融商品会計に係る2つの事例分析を行い、債権流動化事件において指摘した論点が、個別事例に限定される事象ではなく、金融商品会計に関連した取引においても論点となりうる可能性がある旨の指摘を行う。

第8章では、これまでに行ってきた考察を総括した上で、筆者が指摘した論点に対する解決策として、通達を整備することで対応する旨の提言を行う。

第1章 法人税法第22条第4項に係る考察

第1節 はじめに

法人税法第22条第4項（以下「法22条4項」という。）において、課税所得の計算は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されると規定されている。一方で、この「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下「公正処理基準」という。）の意義については、法人税法において明確に定義されていない。金子名誉教授は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」は、アメリカの企業会計における「一般に承認された会計原則」（generally accepted accounting principle）に相当する観念で、一般社会にてらして公正で妥当であると評価されうる会計処理の基準を意味すると述べている⁷。その構成要素としては、企業会計原則・同注解、企業会計基準委員会の会計基準・適用基準等、中小企業の会計に関する指針等、会社法・金融商品取引法等の法令に加え、確立した会計慣行を広く含むと解される⁸。もっとも、企業会計原則や確立された会計慣行が、公正妥当であるといえるのかたえず吟味する必要があると指摘している⁹。したがって、公正処理基準に係る明確な定義はなく、多くの論者によって、様々な解釈がされてきた経緯がある。本章において、法22条4項に対する筆者の見解を整理し、公正処理基準に係る論点を指摘する。

第2節 公正処理基準に係る見解

第1項 本節の構成

本節では、公正処理基準について、その意義・範囲・位置付け・企業会計との関係性・判断基準の5つ視点から、公正処理基準に係る見解を整理するものとする。

第2項 公正処理基準の意義

金子名誉教授は、公正処理基準は、法人税法の簡素化の一環として設けられたもので、法人の各事業年度の所得の計算が原則として企業利益の算定の技術である企業会計に準拠して行われるべきこと（「企業会計準拠主義」）を定めた基本規定¹⁰であると述べている¹¹。渡辺徹也教授も、法人税法が企業会計に依拠する理由を、論理的必然に導かれるものではなく、二度手間を省くためといった実務的なところ（すなわち簡便性あるいは簡索性）に求められ

⁷ 金子・前掲注（1）357頁（弘文堂，第24版，2021）

⁸ 金子・前掲注（1）357-358頁

⁹ 金子・前掲注（1）358頁

¹⁰ ここで基本規定とは、法人税法の課税所得算定において、原則は公正処理基準に従うため、租税法規は、企業会計の方法に対して租税法独自の見地から修正を加えるだけの単なる補充的な役割のみをもつことを示している（中里実『法人税法の研究』206頁（有斐閣，初版，2021））。

¹¹ 金子・前掲注（1）356頁

るとしている¹²。谷口教授は、税務会計を企業会計に準拠させる考え方を企業会計準拠主義または課税所得計算に対する企業会計の基準性の原則といい、法人税法の簡素化の一環として、適正な会計処理を尊重する、という考慮に基づき採用されたもので、広い意味で法人における私的自治を尊重するものであるとしている¹³。谷口教授の見解は、金子名誉教授や渡辺徹也教授の見解と比較して、企業会計の範囲内において企業の裁量を尊重していると考えられる。松沢教授は、同項は確認規定であり、「会計処理の基準」は明文の基準のあることが予定されず、同項の意義は、法的な「事実たる慣習」「商慣習」として法規範性が認められないものを否認する趣旨と解すると述べており¹⁴、谷口教授と同様に企業会計を重視した視点を持っていると考えられる。

中里名誉教授は、同項の規定をおいた趣旨について、第一に、商法の会計規定と公正な会計慣行による法人税法の補充が定められた結果、法人税法に規定のない事項について原則として税法独自の解釈が否定されることになり、租税法規による独自の解釈によって租税法規が複雑化したことに対応して、同項が租税簡素化の一環として成立したことを裏付けるものであり、第二に、同項は、法人税法に規定のない事項についての補充規定の役割を果たすだけでなく、法人税法における課税所得算定に関する諸規定の解釈の指針としての役割も果たしていると考えられると述べている¹⁵。増井教授は、法人税の簡素化の一環として導入されたと述べている¹⁶。水野教授は、同項に係る従来論じられてきた問題として、第一に、この規定が基本規定か、あるいは補完規定かということがあり、第二に、この規定が、創設規定か、あるいは訓示規定かということがあり、今日では、法人税の所得の計算の手順を定めたものと解すべきと考えられるため、確認規定にすぎないと述べている¹⁷。

武田昌輔教授は、同項の趣旨は、税法の複雑さを緩和する方策として、細部にわたって規定することに代えて、他の諸制度に依存するという考え方により、税制簡素化の立場から会計基準に依存する旨を確認的に宣言したものとみることができると述べている¹⁸。武田隆二教授は、同項の設定の理由は、税制簡素化の方向が反映されたもので、できるかぎり一般の会計実務を尊重することによって、会計慣行に一任すべきものは税法規定から除き、税法の規定は課税所得計算に必要最小限の規定にかざることという税制の当然の論理を追認することにあつたと述べている¹⁹。八ツ尾教授は、同項は、「租税の簡素化」を目的として創設されたと解され、法人税法が、企業会計に依存していることは、その計算構造からみて明らか

¹² 渡辺徹也・前掲注(5) 35頁

¹³ 谷口勢津夫『税法基本講義』415-416頁(弘文堂, 第7版, 2021)

¹⁴ 松沢智『新版租税実体法』161頁(中央経済社, 補正第2版, 2003)

¹⁵ 中里・前掲注(10) 206頁

¹⁶ 増井良啓『租税法入門』211頁(有斐閣, 第3版, 2023)

¹⁷ 水野忠恒『大系租税法』484頁(中央経済社, 第4版, 2023)

¹⁸ 武田昌輔『税務会計論文集』50頁(森山書店, 初版, 2001)

¹⁹ 武田隆二『法人税法精説平成17年版』38頁(森山書店, 初版, 2005)

であり、同項は「確認的規定」と解すべきであると述べている²⁰。増田教授は、企業会計に準拠するとした理由は、法人の利益と法人の所得との概念自体は共通するものであるといえ、法人所得を測定するための独自の法人税法のための会計帳簿を法人が作成する手間を省くことにありと述べている²¹。したがって、同項の導入目的は簡素化であることで概ね一致しているものの、その性質を基本規定とみなす論者と確認規定とみなす論者が併存している。

筆者は、基本規定とは、法としての強制力が認められる規定であり、確認規定とは、現状の事実を確認するためのもので新たな法創造はなされていない規定であると解釈している。したがって、両者は併存可能な概念であって、同項制定時において、企業会計に依拠して課税所得の計算を行うべきであることを追認した規定と考えられる。一方で、酒井教授は、同項について、導入当初、商法の不備を補うための創設的規定であったものの、商法 32 条 2 項の新設により確認的規定に変容していったと考えられるが²²、今日的には、創設的規定の性質を有していると考えられるとしている²³²⁴。また、増田教授は、法 22 条 4 項の意義は、「個別取引をいかに契約書等の証拠資料により認識し、測定し、記録するかについて、『公正妥当な会計処理の基準』により、法的に認定すべきことを命じたところ」に求められるとし²⁵、対象を私法的な取引に限定していると考えられる。

第 3 項 公正処理基準の範囲

中里名誉教授は、金子名誉教授と同旨であると考えられる²⁶。渕教授も、公正処理基準を「構成する規範としては、企業会計審議会（あるいはその前身の組織）が策定した企業会計原則をはじめとする各種基準、2001 年に設立された企業会計基準委員会が公表している各種の企業会計基準等がある」と述べており²⁷、同旨と考えられる。岡村教授は、公正処理基準には、明文化された会社法・商法および金融商品取引法に基づく計算規定、企業会計原則等の公表された会計原則だけでなく、確立した会計慣行が含まれるとしている²⁸。増井教授も、公正処理基準には、企業会計原則・同注解、企業会計基準委員会が策定する企業会計基準、中小企業の会計に関する指針、収益に関する会計基準、会社法や金融商品取引法の計算

²⁰ 八ツ尾順一「公正処理基準と租税回避」岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』186 頁（ミネルヴァ書房、初版、2015）

²¹ 増田英敏『リーガルマインド租税法』158 頁（成文堂、第 5 版、2019）

²² 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅲ』32 頁（中央経済社、第 1 版、2019）

²³ 酒井・前掲注（22）38 頁

²⁴ 法 22 条 4 項を創設的規定と考える根拠は、学説上の有力説が同条 2 項を創設的規定と理解するようになったため、「収益の額」の計算を企業会計に従って行う同条 4 項を確認的規定とみなすが難しくなったためである（酒井・前掲注（22）34 頁）。

²⁵ 増田・前掲注（21）162 頁

²⁶ 中里・前掲注（10）195 頁。本章第 1 項で引用した金子名誉教授の考えと同旨である。

²⁷ 渕・前掲注（5）330 頁

²⁸ 岡村忠生『法人税法講義』37 頁（成文堂、第 3 版、2007）

規定などのように明文化されたものだけでなく、確立した会計慣行が含まれるが、「一般に公正妥当と認められる」か否かは、法人税法の解釈問題として、吟味する必要があるとしている²⁹。清永名誉教授も、公正処理基準は、必ずしも企業会計原則そのものだけを指すのではなく、同原則の内容をなすものも含めて企業の会計実務の中で公正妥当なものとして広く承認されているものも含まれるとし、課税所得の計算上、具体的にどの領域において意義を持つのか、必ずしも明らかでないと指摘している³⁰。しがたって、増井教授や清永名誉教授の見解に基づけば、公正処理基準と企業会計は、無条件で一致するものでないと考えられる。

武田昌輔教授は、公正処理基準としてオーソライズされているものには、「企業会計原則」および企業会計原則注解があり、加えて商法の計算規定等が基礎をなしていると考えられ、さらに理論的妥当性があるものについては、その採用を妨げるものではないとし³¹、その外延が広がる可能性を指摘している。八ツ尾教授も、公正処理基準そのものはかなり広範囲で適用されることになり、もともと流動化する社会・経済の変化に対応できるものであるから、決して客観的・固定的なものであってはならないと述べている³²。水野教授は、公正処理基準として重要なものには、企業会計原則があるが、公正妥当な企業の会計慣行の存在するものではなく、最近の国際会計基準（IFRS）、あるいは、アメリカの FASB が、法人税によって考慮される余地もあると述べ³³、わが国の会計基準以外のものも含まれる可能性を示唆している。一方で、酒井教授は、同項のいう「会計処理の基準」とは、商法・会社法上の基準を指すものとしており³⁴、これまでの各論者の見解と比較して、狭い範囲を想定している。

松沢教授は、「一般に公正で妥当と認められる」とは、健全な一般社会通念に照らして公正妥当と評価できる健全な簿記会計の慣習を意味し、法規範性を有するものに限って、それを会計処理の基準として所得を計算することを明らかに確認したものであると述べている³⁵。増田教授は、企業会計原則は法人税法の処理基準である「公正妥当な会計処理の基準」とはイコールではなく、企業会計原則や確立した会計慣行は、それ自体では法的判断の基準たり得ないという点が重要であり、裁判規範としての批判に耐えうる、公正妥当な基準が求められているとし³⁶、最終的には裁判所に認定される必要性を指摘している³⁷。松沢教授と増田教授は、公正処理基準と企業会計は完全には一致せず、法人税法の価値観によって判断

²⁹ 増井・前掲注（16） 211 頁

³⁰ 清永敬次『税法』125 頁（ミネルヴァ書房，新装版，2013）

³¹ 武田昌輔・前掲注（18） 109-110 頁

³² 八ツ尾・前掲注（20） 187-188 頁

³³ 水野・前掲注（17） 485-486 頁

³⁴ 酒井・前掲注（22） 28 頁

³⁵ 松沢・前掲注（14） 160 頁

³⁶ 増田・前掲注（21） 159-160 頁

³⁷ 武田隆二教授は、税務当局の確認や公認会計士の証明が必要と述べている（武田隆二・前掲注（19） 41 頁）が、租税法律主義との論点が生じるものと考えられる。

するという態度³⁸の重要性を指摘している。さらに別の視点として、武田隆二教授は、公正処理基準は、特定の会計処理の基準を限定的に指し示すものではなく抽象的・観念的な概念となっていて、それを言語または記号によって具体的・個別概念となったものが、「会計原則」や「会計基準」であると述べている³⁹。

したがって、金子名誉教授の見解が有力説であると考えられるが、公正処理基準の外延が広がる可能性を想起させる一方で、その範囲を限定する趣旨として法人税法の価値観を重視する見解も併存していることになる⁴⁰。

第4項 公正処理基準の位置付け

中里名誉教授は、法人企業の作成した商業帳簿・計算書類が商法上適正であり、企業会計の観点から「一般に公正妥当と認められる」ものであれば、それが租税会計上も尊重されると述べており⁴¹、基本的には商法（会社法）会計を補完するものと考えられる。渡辺徹也教授は、法人と企業の利益は、似た概念ではあるものの、同一ではなく、法人税の目的に対応して「別段の定め」が規定されているが、適正な期間損益計算を目指している企業会計、株主への分配可能限度額の計算を行う会社法会計と、適正な課税のための税法会計とでは、その目的が異なることから、別段の定めが存在しない場合には、法人所得の計算に関する実体的側面においては、公正処理基準の解釈が重要になると述べている⁴²。武田昌輔教授は、税法独自の解釈は許さないとする意味でも重要な規定であり⁴³、企業会計上、明確な処理の方法が確立されている場合において、課税上それを否認する政策上等の必要がある場合には、法令における「別段の定め」が必要となると述べている⁴⁴。筆者は、渡辺徹也教授および武田昌輔教授の見解について、法人税法においては「別段の定め」の役割が重要であり、公正処理基準はそれを補完する役割を担うものと解釈した。

松沢教授は、法的基準説⁴⁵を基に公正処理基準の本質を明らかにすることを前提として商法との関係をふまえて法22条4項を解釈すべきで、更に税法の分野においては、企業会計原則それ自体は法的判断の基準たりえず、同項と同条2項・3項と統一的に考えるべきであ

³⁸ 「学説の評価はともかくとして、公正処理基準の該当性を法人税法の価値観によって判断するという態度は、裁判例においてひとつの流れを形成しつつあるものと認識される」（佐藤英明「判批」判例評論672号9頁（2015）、下線は筆者が付与。）。

³⁹ 武田隆二・前掲注（19）39頁

⁴⁰ 「法人税法の価値観」についても概念的・抽象的であり、少なくとも筆者の理解している限りでは一般的な定義は存在していないため、明確化しにくいものである。

⁴¹ 中里・前掲注（10）197頁

⁴² 渡辺徹也・前掲注（5）35-38頁

⁴³ 武田昌輔・前掲注（18）107頁

⁴⁴ 武田昌輔・前掲注（18）108-109頁

⁴⁵ 法人税法の対象である法人は商法の法規範に規制されており、しかも、利益の計算処理の方法が会計慣行という「事実たる慣習」（商慣習）として規範性を帯びると認められる限り、法人税法はそれに依拠しなければならない（松沢・前掲注（14）160頁）。

ると述べている⁴⁶。したがって、公正処理基準は、商法（会社法）や法人税法 22 条 2 項・3 項も含めたものであるとみなしていると考えられる。一方で、武田隆二教授は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」という概念は、課税所得計算の体系の基礎をなす仮定であり、なんら証明を要しないものあり、承認されるならば全体の妥当性も承認され、法人税法の計算構造における科学的体系化のための始発概念としての性格をもっていると述べており⁴⁷、公正処理基準を数学の公理のような概念と捉えていると考えられる。さらに、武田隆二教授は、課税所得の計算構造は、損益法原理の上で構築されているが、純資産増加の概念とむすびつくことがあり、わが国税法の所得概念の背後には純資産増加の思想ないし財産法原理が予定されていて、原則的には損益法を前提としながら、その結果を財産法の側面から具体的に確証するという形で具体化されていると述べている^{48,49}。谷口教授は、収益および費用・事業の帰属年度についても、実現主義と費用収益対応の原則を基本的内容とする公正処理基準に従うべきことを定めていて、企業会計準拠主義は、公正処理基準の「第三者性」により、私法関係準拠主義のコロラリーとして、自由主義原理に基づく法原則として、積極的な評価が考えられるとし⁵⁰、公正処理基準を高く評価している。一方で、岡村教授は、企業会計における会計方法は、税法における法的規範のあり方とは異なることから両者の公正さの間には齟齬が生じるため、企業会計への過剰な依存は、特に税法の基本理念や、租税法律主義を、阻害する可能性があるとして述べている⁵¹。

渡辺徹也教授や松沢教授は解釈を重視する立場をとっているが、谷口教授は、企業会計の第三者性を重視し、解釈によらずに受け入れる立場をとっていると考えられる⁵²。両者とは別に、岡村教授は、企業会計に対して過度に依存することについて懸念する立場をとっていると考えられる。したがって、各論者によって公正処理基準の位置付けは異なるため、統一的な見解は存在していないと考えられる。

第 5 項 企業会計との関係性

金子名誉教授によれば、わが国の法人税法は、企業所得の計算について、企業会計を基底として、その上にそれを基礎として会社法の会計規定があり、さらにその上に租税会計があ

⁴⁶ 松沢・前掲注（14）157-158 頁

⁴⁷ 武田隆二・前掲注（19）36 頁

⁴⁸ 武田隆二・前掲注（19）36-37 頁

⁴⁹ 武田隆二・前掲注（19）36 頁の図 1 「課税所得計算の構造」によれば、損益法原理とは、「企業利益＝収益の額－費用・損失の額」および「課税所得＝益金の額－損金の額」で図示されており、財産法原理は、純資産増加分（純資産増加の原因となる一切の事実－純資産減少の原因となる一切の事実）で図示されている。したがって、損益法とはフロー概念、財産法原理とはストック概念を示しているものと考えられる。

⁵⁰ 谷口・前掲注（13）415-416 頁

⁵¹ 岡村・前掲注（28）37-38 頁

⁵² 「第三者性」とは、課税当局以外の第三者が会計基準を設定しているため、課税当局の恣意性が排除できることを意味していると考えられる（谷口・前掲注（13）416 頁）。

る「会計の三重構造」を前提としている⁵³。谷口教授も、法人税法は、会計の三重構造を前提にした、課税所得計算の体系を構築していると述べている⁵⁴。酒井教授は、「会計の三層構造」の観点から、法人税法が直接依拠しているのは、商法・会社法であり、商法・会社法が企業会計に依拠していることから、法人税法も企業会計にその多くを委ねていると述べている⁵⁵。一方で、渡辺徹也教授は、租税法会計は、実体的に企業会計（および会社法会計）と手続的に会社法会計に結びついており、企業会計と会社法会計にも密接な関係にあることから、「トライアングル体制」の構造を取っていると述べている⁵⁶。

八ツ尾教授は、公正処理基準の適用に際して、法人税法の目的・趣旨等を前提とした解釈が行われるべきであり、一方で、会計ルールは、法人税法において、無条件で受け入れられるものではなく、租税の基本原則の理念に外れることなく、解釈・選択される必要があると述べている⁵⁷。また、増井教授は、法人税法が、課税所得の算定を企業会計に準拠することにしたのは、企業にとって二度手間を省くことが目的であるが、法人税法に固有の取扱いも必要となり、平成 10 年（1998 年）度の税制改正で法人税の課税ベースに関する法人税法の規定が大幅に改正されるなど、企業会計からの乖離が進んだと述べ⁵⁸、三者の関係性について希薄化が進んでいることを示唆している。武田隆二教授は、公正処理基準について、課税所得計算上は、直接に、「公正ナル会計慣行」を基礎としてなりたつ規定体系としており⁵⁹、商法（会社法）が関係しない構造を考えている⁶⁰。

しがたって、三者の関係性についても、統一的な見解は存在しないものと解釈することができる。

第 6 項 公正処理基準の判断基準

澁教授は、「企業会計の様々なルールのうち取引の前提をして私法において対価を収受する権利が確定するタイミングを反映しているもの」と述べている⁶¹。松沢教授は、対外的な客観的取引については確実に外部に識別できるものとして権利確定主義が基本方針となるべきであり、対内取引（内部的意思のみによって決定される取引やこれに準じるもの）については、法に特別の規定がない場合には商慣習、事実たる慣習に委ねるものと解すべきであ

⁵³ 金子・前掲注（1） 357 頁

⁵⁴ 谷口・前掲注（13） 417 頁

⁵⁵ 酒井・前掲注（22） 5-6 頁

⁵⁶ 渡辺徹也・前掲注（5） 38 頁

⁵⁷ 八ツ尾・前掲注（20） 194-195 頁

⁵⁸ 増井・前掲注（16） 212 頁

⁵⁹ 武田隆二・前掲注（19） 45 頁

⁶⁰ 武田隆二教授は「法人税法 22 条 4 項の歴史的使命は終わった」とし、三重構造は「確定決算主義—商法—公正ナル会計慣行」の図式になると述べている（武田隆二・前掲注（19） 45-46 頁）。

⁶¹ 澁・前掲注（5） 314 頁

ると述べている⁶²。北野教授は、公正な会計慣行を含む商法の計算秩序は単なる会計事実ではなく、法的事実を基礎にして構築されていて、現行通達が規定する益金・損金の諸基準は、法的な意味をもった事実を基礎としており、税法は何らかの権利義務確定主義というリーガルテストを採用していると述べている⁶³。したがって、私法上の権利確定が判断基準になるのが妥当と考えられる。また、増田教授は、法人が行った課税所得の計算が公正妥当と認められる会計基準に従っているか否かは、その会計処理の基準によって担税力が適正に測定さえるか否か、課税の公平の要請を実現できるか否かによって評価されるべきであるとして⁶⁴、担税力という税法の視点の重要性を指摘している。八ツ尾教授は、全ての会計処理基準について、公正処理基準か否かを明確に区分できないことから、不明瞭な会計処理基準等については、最終的には裁判所が判断することになり、このような判例の積み重ねにより、公正処理基準の内容が次第に明らかになるとしている⁶⁵。つまり、リーガルテストや担税力も含めて、最終的には、個別事案毎に裁判所の判断に委ねられると考えられる⁶⁶。

第3節 筆者の公正処理基準に係る解釈と問題の所在

法 22 条 4 項は、課税所得の簡素化のために導入されたもので、確認的規定⁶⁷と考えられる。公正処理基準は、企業会計原則を中心とした企業会計が構成要素となっているが、その範囲は明確化されておらず、外延も不明確である。そして、その位置付けは、「別段の定め」以外の残存部分を規定するものとなっているが、近年においては、残存部分においても「企業会計＝公正処理基準」の等式が必ずしも成立しない状況が生じていると考えられる。また、法人税法・商法・会社法・企業会計の関係性については、三者が密接に関係しており、相互に影響を及ぼしている⁶⁸。ここで、公正処理基準が明文化されていない会計慣行も含まれる企業会計を基底としていることから、課税所得の計算に際しては、租税法の基本原則⁶⁹と齟

⁶² 松沢・前掲注 (14) 164 頁

⁶³ 北野弘久『現代企業税法論』82-84 頁 (岩波書店, 1994)

⁶⁴ 増田・前掲注 (21) 160 頁

⁶⁵ 八ツ尾・前掲注 (20) 188 頁

⁶⁶ その場合における判断基準としては、私法上の概念が重要になると考えられ、第 6 章において、3 つの判例に関する考察を行う。

⁶⁷ 新たな法が従来から行われていた取扱いを追認したものにはすぎない場合の規定 (酒井・前掲注 (22) 9 頁)。

⁶⁸ 三層構造の場合には、企業会計と法人税法の関係は間接的なものとなるが、結局、企業会計と会社法会計との影響および会社法会計と法人税法との影響は、企業会計と法人税法についても相互に影響が及ぶものと考えられる。

⁶⁹ 租税法律主義と租税公平主義の 2 つからなり、租税法律主義の内容としては、「課税要件法定主義」、「課税要件明確主義」、「合法性原則」および「手続的保障原則」の 4 つから成り立っている (金子・前掲注 (1) 77-97 頁)。例えば、明文化されていない会計慣行により、課税取得の計算を行う場合、課税要件法定主義に抵触する可能性がある。

齟が生じる可能性も十分にあり得る⁷⁰。特に、企業会計は経済的実質に依拠するものであり、課税要件明確主義の観点から問題が生じる可能性がある⁷¹。

このような懸念を緩和するために、公正処理基準の一般的な判断基準として権利確定主義が採用されており、裁判所がその妥当性を判断することになる。したがって、筆者は判例・裁判例についても、課税所得の計算の根拠となる可能性があることから、公正処理基準を構成すべきものであると考えている⁷²。しかしながら、裁判所による判断が、逆に、課税所得の計算を行うための基準としての公正処理基準に対して、不完全性をもたらす可能性がある。なぜならば、裁判における争点は、基本的には課税当局が納税者の計算に対して更正を行った箇所に限定されるため、対象取引全体に係る会計処理の妥当性が議論とならない場合があり得るからである。特に、複雑な金融取引は、私法上の契約関係と経済的実質が乖離している場合もあり、権利確定主義による判断が困難となるリスクが想定される。

本稿では、このような問題点が内包されていることを前提として、公正処理基準と経済的実質との関係性について考察を行っていく。

⁷⁰ 例えば、経済的実質の観点から、明文化された会計基準を他の取引に類推適用するケースが想定される。

⁷¹ 課税要件明確主義とは、課税要件等の定めは、一義的で明確あることを要することであるが（金子・前掲注（1）84頁）、経営者の合理的な判断を基とする企業会計を準用することにより、課税所得の計算が納税者毎に異なり、一義的で明確であることが確保されない可能性が考えられる。

⁷² 例えば、第6章で採り上げる船荷証券事件に係る最高裁判決は、複数の判例・裁判例で引用されているため、公正処理基準を構成するものとみなせると考えられる。

第2章 企業会計の観点からの考察

第1節 企業会計の意義

第1項 はじめに

本章では、企業会計の観点からみた一般に公正妥当な会計処理の基準に対する分析を行うものとする。法人税法による課税所得の計算に係る会計は、会計の三層構造もしくはトライアングル体制の観点から、企業会計及び会社法会計と密接に関連している。もっとも、ここでいう企業会計の意義については、様々な解釈が存在しており、明確な定義は難しいと考えられる⁷³⁷⁴⁷⁵。一方で、わが国では、一般的な企業会計制度として、長い間、商法会計（会社法会計）、証券取引法会計（金融商品取引法会計）および税法会計（税務会計）の3つが存在するとの指摘があることから⁷⁶、本節においては、会社法会計および金融商品取引法会計の観点からみた「一般に公正妥当な会計処理の基準」についての考察を行うものとする。

第2項 会社法会計

会社法は、①株式の有限責任の制度的裏付けである同人に対する剰余金の配当など財産の分配の限度額（分配可能額）を定める手段、②会社債権者が債権回収の可能性を判断し、株主が将来のリターン・リスクを予測するなど、会社法の利害関係者がそれぞれ意思決定を行うための情報開示手段、の2つの目的から株式会社の計算について法規制を加えている⁷⁷。会社法に基づく会計処理は、財産的立場（会社）に従って、株主視点からのステークホルダーの利害調整を行うもので、「株主・債権者の利害調整—スチュワードシップ」の会計とし

⁷³ 「企業会計、法人税法、商法・会社法、さらに金融商品取引法は、それぞれ独自の計算目的をもつ」との指摘もあることから（水野・前掲注（17）480頁）、租税法の立場からすると、企業会計は3つ法令から独立した概念であるとも考えることも可能である。

⁷⁴ 「会計とは、企業などの経済主体や、そのなかで働く人々の活動を一定のメカニズムに従ってさまざまな数値に写しとる行為」である（伊藤邦雄『新・現代会計学入門』はしがきiii（日本経済新聞出版社、第6版、2024））。そして、営利を目的としている組織体を対象にしているのが企業会計であり、機能別に2つのタイプに分けることができ、誰のために会計情報を作成報告するかによって、財務会計と管理会計に分けるのがポピュラーな分類方法である（同47頁）。また、企業会計を機能別に分類した場合のもう1つの重要な領域として、税務会計があり、課税所得と税務計画の2つの分類から構成される（同50頁）。つまり、会計学の観点からみると財務会計も税務会計も企業会計の一種とみなされている。尚、同書の中では、財務会計と管理会計の違いは述べられているが、財務会計と税務会計の違いについては述べられていない。

⁷⁵ 神田教授は「金融商品取引法に基づく会計は一般に企業会計と呼ばれている」としている（神田秀樹『会社法』314頁（弘文堂、第26版、2024））。

⁷⁶ 安藤英義「商法・会社法会計の展開」安藤英義ほか（編）『体系 現代会計学[第5巻] 企業会計と法制度』3頁（中央経済社、第1版、2011）。尚、法改正により、商法会計は会社法会計と、証券取引法会計は金融商品取引法会計というべきであり、税法会計（税務会計）は、法律名を勘案すれば法人税法会計というべきである（同3-4頁）。

⁷⁷ 江頭憲治郎『株式会社法』629頁（有斐閣、第9版、2024）

ての特徴がある⁷⁸。会社法およびそれに基づく法務省令において、会計の処理についての具体的規定は乏しく、大部分の事項は、会社法 431 条が規定する、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うべきことを定める包括規定で処理される⁷⁹。ここで、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは、企業会計原則を始めとする会計基準が一応該当すると推定されるが、基本的事項に限定され網羅的でないため、それが唯一のものと解すべき理由はないとされる⁸⁰。

また、『企業会計の基準』とは、企業会計において採用されるべき会計処理方法を明文化したもので企業会計審議会が公表した企業会計の基準、企業会計基準委員会が公表した企業会計の基準や適用指針あるいは企業会計審議会の会計基準による委任を受けて日本公認会計士協会が公表した実務指針の『企業会計の基準』等がこれにあたる可能性がある⁸¹。そして、会計理論に対しては、ほとんど会社法独自の理論がなく、ほとんどが金融商品取引法、あるいは企業会計理論によっている⁸²。したがって、会社法においても、明確な意味での「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は規定されていないと考えられる。

第3項 金融商品取引法会計

金融商品取引法に基づく会計の目的は、もっぱら投資者への情報提供となっている⁸³。したがって、証券取引法（193 条）ないし金融商品取引法（193 条）を根拠法として成立した「企業会計原則」や会計基準は、「投資家保護一意思決定有用性」の会計として特徴づけることができる⁸⁴。金融商品取引法 193 条は、財務情報について、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って作成しなければならないと規定している⁸⁵。

ここで、内閣府令等に別段の定めのない事項についての会計処理は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とされている（財務諸表等規則 1 条 1 項）が、政令では会計基準を規定していないため、実務的な会計処理は、企業会計審議会の定めた基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って行われることになり⁸⁶、

⁷⁸ 古賀智敏「投資家保護法制の展開と会計理論の変容」安藤ほか（編）・前掲注（76）150 頁

⁷⁹ 江頭・前掲注（77）667 頁

⁸⁰ 江頭・前掲注（77）667-668 頁

⁸¹ 岸田雅雄「会社法と会計理論」上村達男編著『早稲田大学 21 世紀 COE 叢書 企業社会の変容と法創造（第 4 巻）企業法制の現状と課題』155 頁（日本評論社，2009）

⁸² 岸田・前掲注（81）166 頁

⁸³ 江頭・前掲注（77）633 頁

⁸⁴ 古賀・前掲注（78）150 頁

⁸⁵ 尚、会社法の会計規則は原則としてすべての会社に適用されるが、金融商品取引法の会計原則は主として上場会社に適用される（岸田雅雄「公正な会計慣行」岩原紳作＝小松岳志編『会社法施行 5 年 理論と実務の現状と課題』201 頁（有斐閣，2011））。

⁸⁶ 岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法[第 4 巻]不正取引規制』690 頁（金融財政事情研究会，改訂新版，2022）

金融商品取引法においても、「一般に公正妥当と認められる企業会計」は明確に規定されていないと考えられる。また、実務指針についても、財務諸表の監査にあたり公認会計士を拘束するものであり、反射的には財務諸表の作成者である企業も拘束することから、公正処理基準の一翼を構成することや⁸⁷、金融商品取引法の下では、「一般に公正妥当と認められる」という基準は、「企業会計の基準」の内容によりも、その設定主体や設定プロセスに着目して判断されるという面を有することになる⁸⁸。

こうした性質を持つ金融商品取引法会計について、筆者は、課税要件法定主義に基づく税法会計とは概念的に相容れないものであると考えている⁸⁹。

第4項 小括

会社法および金融商品取引法においても、一般に妥当な会計処理の基準の明確な定義はされていない。したがって、法人税法が公正処理基準の概念を、会社法や金融商品取引法から借用しているとしても、そもそも、その意義の明確化を図ることはできない。もともと、借用概念によって経済活動の成果を把握することが、租税法の関心事であることから⁹⁰、経済的実質に基づくものであっても、借用概念とみなす余地もあると考えられる。また、会社法の下での「一般に公正妥当と認められる」という概念よりも、金融商品取引法の下での「一般に公正妥当と認められる」という概念は狭いと推測されたとの指摘も存在する⁹¹。このことは、分配可能額の算出等を目的とする会社法会計と投資家への情報提供を目的とする金融商品取引法会計とでは、その趣旨が相違するためである。したがって、公正処理基準は課税所得の計算に関する基準であるため、2つの法に基づく概念と一致する必要はなく、3つの独自の企業会計が併存する余地も十分にあり得ると考えられる。

第2節 会計基準のコンバージェンスとの関係

第1項 国際会計基準（IFRS）

金融商品取引法上、指定国際会計特定会社は、IFRS⁹²ベースでの連結財務諸表を作成する

⁸⁷ 岸田監修・前掲注（86）691頁

⁸⁸ 弥永真生『会計基準と法』917頁（中央経済社，第1版，2013）

⁸⁹ 大日方教授は、1998年税制改正により、税務会計は、証取法（金商法）会計からの切断を望み、実行したと指摘している（大日方隆『日本の会計基準 II 激動の時代』315頁（中央経済社，第1版，2023））。

⁹⁰ 谷口・前掲注（13）51-52頁。ただし、他の法領域からの概念の借用を前提する解釈という前提は変わっていない。

⁹¹ 弥永・前掲（88）919頁

⁹² International Financial Reporting Standards の訳で、一般的に、IFRS と呼ばれる。

ことができる⁹³。コンバージェンス⁹⁴を通じて、わが国においても、IFRS が一定の範囲で、一定の条件のもとに、公正処基準の内容になっていく可能性もあるが⁹⁵、公正価値評価やプリンシパル・ベースといった特徴を有する IFRS が、適正かつ公平な課税の実現を設けている法人税と相容れない局面が多いとの指摘がある⁹⁶。IFRS がわが国の法制、特に会社法の剰余金配当規制や法人税法の確定決算主義との乖離があまりに著しく、かつ IFRS を認める合理的な法的根拠がないとの指摘もある⁹⁷。こうした論点が存在するものの、今後、わが国の会計基準は、IFRS に収斂していくことが想定されているため、IFRS と公正処理基準との整合性を確保する措置が必要になってくると考えられる⁹⁸。

もっとも、EU では、個別財務諸表への IFRS 適用については、各国の自主判断に委ねており、ドイツやフランス、スウェーデン等は、個別財務諸表については、自国基準を強制適用する旨を定めているとの指摘もある⁹⁹。筆者は、わが国においても、課税所得の計算の基となる個別財務諸表については、引き続き日本基準を採用していくことが妥当であると考えている。

第2項 米国会計基準

米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している企業は、当該様式を連結財務諸表として提出することができる¹⁰⁰。1998 年に公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の公開草案（以下「金融商品意見書案」という。）では SFAS125 号と同時に財務構成要素アプローチを採用することが適当と考えられているとの指摘があり¹⁰¹、わが国の流動化に係る会計処理は米国会計基準の影響を受けている¹⁰²。そして、信託財産が認

⁹³ 岸田監修・前掲注（86）693 頁。尚、実務指針は金融商品取引法会計の範疇に含まれるものと考えられる。

⁹⁴ 自国基準を保持しながら、自国基準と IFRS との差異を縮小することによって IFRS と同様な会計基準を採用しようとする（日本公認会計士協会 HP, https://jicpa.or.jp/specialized_field/ifrs/basic/ifrs/, 2025 年 1 月 4 日閲覧）

⁹⁵ 金子・前掲注（1）359 頁

⁹⁶ 坂本雅士「法人税法における公正処理基準について」會計 186 巻 2 号 38 頁（2014）

⁹⁷ 岸田・前掲注（85）204 頁

⁹⁸ ASBJ と IASB は、2007 年 8 月に東京合意を共同で、①EU の同等性評価における重要な差異を 2008 年中に解消すること、②①以外の差異を 2011 年 6 月末までに解消すること、③IASB が検討中の会計基準のうち、2011 年 6 月以降に適用される基準については、その適用時にわが国でも導入できるように緊密に作業を行うこと、を公表している（辻山栄子「コンバージェンスをめぐる現状と課題」平松一夫＝辻山栄子（編）『体系 現代会計学[第4巻]会計基準のコンバージェンス』53 頁（中央経済社、第1版、2014））。

⁹⁹ 辻山・前掲注（98）57 頁

¹⁰⁰ 岸田監修・前掲注（86）695 頁

¹⁰¹ 秋葉賢一「信託を利用した流動化スキームと会計問題」金融研究 1998. 10 175 頁

¹⁰² 一方で、2003 年 3 月に改訂された IAS39 では、リスク経済価値アプローチをベースとしており、優先劣後構造のあるものについては、認識の中止を認めない継続関与アプロ

識の中止の条件を満たし売却処理された結果、当該受益権に係る認識の中止がなされた時に測定を行う場合において、売却原価について譲渡時の公正価値の比率に基づいて簿価配分する方法は、米国会計基準の SFAS125 号や「金融商品意見書案」にて採用された考え方に基づいているため¹⁰³、本稿における考察対象である債権流動化取引に係る会計処理は、米国会計基準にその起源があると考えられる。

FAS125 号では、公正価値は時価相場を使用することが原則であるが、それが入手できない場合の代替例の 1 つとして、状況のもとで利用できる最良の情報に基づいて公正価値を見積ることになり、包含されるリスクに相応する割引率を使用して、予想される将来のキャッシュ・フロー見積額を割り引いて現在価値を算出する評価技法を用いることがある¹⁰⁴。この評価技法を用いる場合には、市場参加者が、利率、債務不履行、期限返済および変動率に関する仮定を含む、価額、将来の収益および将来の費用の見積りに使用すると期待される仮定を評価技法に組み込むことが必要となる¹⁰⁵。

筆者は、このような評価技法を用いて算出された数値を課税所得の計算に算入することに対して、納税者の恣意性が介在することが想定されるため、その是非について検証する必要があると考えている。

第 3 項 小括

米国会計基準および IFRS は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の観点に関して、金融商品取引法上は位置づけられていないが、会社法上は該当すると解釈される余地があるとの指摘がある¹⁰⁶。つまり、企業会計の範囲に IFRS や米国会計基準も含まれる可能性があることになり、含まれる場合には公正処理基準としての妥当性を検証する必要がある。ただし、コンバージェンスの背景は、経済活動のグローバル化により、日本企業が海外市場に展開する際に国際的な財務報告の重要性が高まってきたことに起因しており¹⁰⁷、財務会計や税法会計とは無関係の中、進展しているものである。したがって、会計基準のグローバル化を税法会計に斟酌する必要性は極めて低いものと考えられる。

一チを導入した（伊藤眞『公正価値測定とオフバランス化』251 頁（中央経済社、第 1 版、2013））。したがって、IFRS と日本基準および米国基準とでアプローチが異なる。

¹⁰³ 秋葉・前掲注（101）193-194 頁

¹⁰⁴ 山田昭広『アメリカの会計基準』120 頁（中央経済社、第 4 版、2000）

¹⁰⁵ 山田・前掲注（104）120 頁

¹⁰⁶ 岸田監修・前掲注（86）699 頁、もっとも会計法計算規則 120 条および同 120 条の 3 に係る指摘であり、「作成方法」に実体的な会計処理方法が含まれないと解する場合との条件が付けられている。

¹⁰⁷ 平松一夫「コンバージェンスをめぐる歴史的展開」平松＝辻山（編）・前掲注（98）3 頁

第3節 企業会計と公正処理基準の関係

国際的なコンバージェンスの動きから、わが国における会計基準も、法 22 条 4 項が導入された 1967 年時点とは大きく変容しており、企業会計の本質についても、それに伴い大きく変容しているとみなすのが妥当である。神田教授は、「近年では、商法（会社法）・金融商品取引法・税法の目的の違いをかんがみて、むしろこれら 3 つの会計は必要な範囲で分離する傾向がある」と述べている¹⁰⁸。また、大日方教授は、1970 年代半ばに完成したトライアングル体制は、税効果会計の導入に伴い、1998（平成 10）年に実質的に崩壊したと指摘している¹⁰⁹。したがって、会社法や会計学の観点からもみても、既にトライアングル体制は機能していないと考えることができる。

また、会社法の大企業に該当しない会社は、日本基準のほか、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」を選択することができるため¹¹⁰、現在では、企業会計においても、少なくとも 2 つの基準が存在している。

これらのことから、筆者は、企業会計自体が、その用途に応じて多種多様化が進展していることから、もはや公正処理基準が借用概念としての機能を果たしていない状況になっていると考えている¹¹¹。したがって、筆者は、企業会計から独立した、法人税法の観点のみから公正処理基準の概念を構築することは、一定の合理性が認められるものと考えている。次章では、法人税法の観点から企業会計にアプローチした裁判例において提示された概念である「税会計処理基準」についての検討分析を行う。

¹⁰⁸ 神田・前掲注（75）315 頁

¹⁰⁹ 大日方・前掲注（89）305 頁

¹¹⁰ 桜井久勝『財務会計講義』55 頁（中央経済社，第 25 版，2024）。ここでいう日本基準とは、「企業会計基準委員会および企業会計審議会によって制定され、現在も有効とされているものをいう」（同 55 頁）。

¹¹¹ 借用概念には、法分野以外の会計学や経済学など他の学問分野から借用している概念は含まれない（金子・前掲注（1）126 頁）、酒井克彦『クローズアップ課税要件事実論』97 頁（財経詳報社，第 6 版，2023））ため、会社法や金融商品取引法との関係性を示すトライアングル体制（もしくは三重構造）が崩壊した時点で、企業会計は借用概念の資格を失っている可能性があると考えられる。

第3章 税会計処理基準の観点からの考察

第1節 はじめに

不動産流動化事件¹¹²では、東京高裁は、「税会計処理基準」という造語を用いて、「企業会計上の公正処理基準」と「法人税法 22 条 4 項にいう公正処理基準」の2つの公正処理基準があるという考え方を示している¹¹³。ここで、「税会計処理基準とは、法人税法の独自の観点（ないし法人税法固有の観点）とほぼ同義」であるとされるが¹¹⁴、その内容については、公正処理基準と同様に明確に定めていない。本章では、当該事件を対象とした酒井論文¹¹⁵と谷口論文¹¹⁶の2つ先行研究の比較分析を行うことにより、税会計処理基準が創造された背景を検討分析し、筆者の私見としての「税会計処理基準」について整理する。

第2節 不動産流動化事件裁判例の概要¹¹⁷

第1項 判旨の要約

不動産流動化実務指針¹¹⁸は、不動産等が法的に譲渡され、かつ、その対価を譲渡人が収入として得ているときでも、なお、子会社等を含む譲渡人に残された不動産のリスクの程度を考慮して、これを金融取引として取り扱う場合があることを規定している。一方で、法人税法は、適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とし、資産又は事業から生ずる収益に係る法律関係を基礎に、基本的に収入の原因となった法律関係に従って、各事業年度の収益として実現した金額を当該事業年度の益金の額に算入するなどし、当該事業年度の所得の金額を計算すると規定している。したがって、当該事業年度の収益等の額の計算に当たり、本件のように、信託受益権が契約により法的に譲渡され、当該契約に定められた対価

¹¹² 東京高判平成 25 年 7 月 19 日訴月 60 卷 5 号 1089 頁

¹¹³ 末永英男「判例研究の分析視点と評価方法」末永編著『税務会計と租税判例』7 頁（中央経済社、第 1 版、2019）

¹¹⁴ 渡辺徹也・前掲注（5）46 頁

¹¹⁵ 酒井克彦「法人税法 22 条 4 項にいう『公正処理基準』該当性に係る判断アプローチ」商学論纂（中央大学）57 卷 1・2 号 79 - 135 頁（2015）

¹¹⁶ 谷口勢津夫「公正処理基準の法的意義」近畿大学法学 55 卷 3・4 号 213 - 267 頁

¹¹⁷ 事案の概要は次の通り。A 社（東証第一部上場企業）は、資金の調達等の目的で、不動産流動化取引を実施し、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、本件信託受益権の譲渡により本件信託財産の譲渡とする会計処理をして、以後、この会計処理を前提とした内容の法人税の各確定申告を行っていた。その後、当該不動産流動化取引について、本件信託財産の譲渡を金融取引とする会計処理にすべきである旨の証券取引等監視委員会の指導を受け、過年度の会計処理の訂正をした。あわせて、当該事業年度の法人税について、A 社が、その前提とした会計処理の訂正により、同年度の法人税の納付すべき税額が過大となった旨の更正の請求をしたところ、課税当局から更正をすべき理由がない旨の通知を受けたため、その取消しを求めた。

¹¹⁸ 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」

を現に収入として得た場合において、他の法人との関係をも考慮し、リスク・経済価値アプローチにより、当該譲渡を有償による信託受益権の譲渡とは認識せず、専ら譲渡人について、当該譲渡に係る収益の実現があったものとし、ない取扱いを定めた同指針は、上記目的を有する同法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものとして、税会計処理基準に該当するものとはいえないといわざるを得ない。

第2項 本判決の意義

A社の行った会計処理をについて、法人税法固有の立場から、すなわち法人税法が定める具体的規律に基づいて判断した裁判例と考えることができる¹¹⁹。同様に、「22条4項に基づいて企業会計とは異なる観点から判断が下されうことを示した判決」と考えられる¹²⁰。また、船荷証券事件がいう「法人税法の企図する公平な所得計算という要請」の根拠を法人税法1条として、「法人税法固有の観点」から公正処理基準該当性を判断する旨を明言したものである¹²¹。そして、「税会計処理基準」という概念を初めて用いた判決であり、租税法におけるソフトロー（法令以外のルール）の拡大現象を示すものであり、企業会計・会社法会計・税務会計によるトライアングル体制の終焉を宣言したものと捉えることができる¹²²。

以上の見解を踏まえると、筆者は、従来の判例・裁判例から一步踏み込んで、企業会計と法人税法との関係性について、新たな観点を導入した裁判例であると考えている。一方で、私法上の真の法律関係に基づいて課税関係が決まるべきという観点から、大きな問題があるとの指摘もある¹²³。視点は異なるものの、対立した意見の構造は、酒井論文と谷口論文との間でもみることができるため、次節において、これら2つの論文を対象に比較分析を行う。

第3節 先行研究の比較分析

第1項 はじめに

酒井論文は、不動産流動化事件を素材として、公正処理基準該当性を判断する「基準」を明らかにすることを検討対象としている¹²⁴。これに対して、谷口論文は、不動産流動化事件を素材として、「法人税法独自（固有）観点説」を分析対象として、税法における恣意の排除（租税法律主義の自由的側面）と民主的正当性の確保（租税法律主義の民主主義的側面）

¹¹⁹ 吉村政穂「判批」中里実ほか編『租税判例百選』117頁（有斐閣、第7版、2021）

¹²⁰ 渡辺徹也・前掲注（5）46頁

¹²¹ 安井栄二「法人税法22条4項における『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』の解釈」租税法研究50号117頁（2022）

¹²² 岡村忠生「判批」税研178号143頁（2014）

¹²³ 渕・前掲注（5）335頁。渕教授は、不動産流動化実務指針40項の処理と私法上の真の法律関係に基づく収益実現のタイミングとが乖離しているかを裁判所が審査すべきだったと述べている。

¹²⁴ 酒井・前掲注（115）81頁

との関係やそのあり方について、明確化することを目的としている¹²⁵。

酒井教授は、法人税法 22 条 4 項該当性の判断アプローチとして、「①（新設された）その会計基準が慣行として醸成されているか否かという観点から検討するアプローチ」（以下、「慣行該当性アプローチ」という。）と「②会計基準の内容が法人税法の趣旨や同法 22 条の要請に合致するか否かという観点から検討するアプローチ」（以下、「基準内容アプローチ」という。）の 2 つのアプローチを提示している¹²⁶。ここで、筆者の想定する税会計処理基準は「基準内容アプローチ」に近い概念であると解釈しており、以降では、「基準内容アプローチ」を中心に上げる¹²⁷。

これに対して、谷口教授は法人税法 22 条 4 項新設・挿入当初から論点となっている公正処理基準の不明確性¹²⁸を解消する方法として、「法人税法 22 条 4 項の新設・挿入当時の会計観及びこれに基づく会計基準・慣行に従って公正処理基準を解釈する方法」（谷口教授は、「静態的解釈」と呼んでいる。）と、「この規定を適用する時点における会計観及びこれに基づく会計基準・慣行に従って公正処理基準を解釈する方法」（谷口教授は、「動態的解釈」と呼んでいる。）の 2 つを提示している¹²⁹。ここで、筆者の想定する税会計処理基準は「動態的解釈」に近い概念であると解釈している¹³⁰。もっとも、谷口論文では、法人税法独自（固

¹²⁵ 谷口・前掲注（116）216 頁。谷口論文では、不動産流動化事件に加えて、同原審・東京地判平成 25 年 2 月 25 日訴月 60 巻 5 号 1103 頁、TFK 事件・東京地判平成 25 年 10 月 30 日訴月 60 巻 12 号 2668 頁、同控訴審・東京高判平成 26 年 4 月 23 日訴月 60 巻 12 号 2655 頁を検討対象としている（谷口・前掲注（116）214 頁）。

¹²⁶ 酒井・前掲注（115）90-91 頁

¹²⁷ 「慣行該当性アプローチ」の概要は次の通り。「会計慣行」は、広く会計計上のならわしとして繰り返し行われていることが必要で、その内容が合理的であっても、それだけで直ちに「会計慣行」には該当しない（酒井・前掲注（115）93 頁）。しかしながら、慣行該当性アプローチであっても、新しい合理的な会計慣行が生まれようとしているときに（商法上の「公正ナル会計慣行」該当性が争点となった長銀配当損害賠償事件（東京地判平成 17 年 5 月 19 日判時 1900 号 3 頁）を参考にして（酒井・前掲注（115）91 頁）。）、特段の事情がある場合には、新しい会計処理の方法も認められる場合もあると整理される（酒井・前掲注（115）93 頁）。そして、慣行該当性アプローチの見地から公正処理基準該当性を判断する事例は多い（酒井・前掲注（115）96 頁）。

¹²⁸ 法人税法 22 条 4 項は、新設・挿入された当初から、その意味内容の不明確性が問題とされてきた。一般に不明確性により、税務行政による自由な解釈・裁量の余地が生まれ、課税要件明確主義に反するおそれがあるとされる（谷口・前掲注（116）251 頁）。もっとも、公正処理基準に関する解釈権限は企業会計に委譲されているために当該議論には妥当しない。一方で、企業会計に替わって納税者が立証する「立証責任の転換」の問題が発生し、法人税法独自（固有）観点説は、さらに、この「立証責任の転換」が国に「再転換」されるジレンマが存在する（谷口・前掲注（116）252 頁）。

¹²⁹ 谷口・前掲注（116）253 頁

¹³⁰ 谷口教授は、「会計基準・慣行の変化に応じて公正処理基準を動態的に解釈することを認めるならば、昭和 42 年度税制改正において税制簡素化のために犠牲にされた公正処理基準の民主的正当性を、その後の解釈によってさらに犠牲にすることになる」と述べ（谷口・前掲注（116）255 頁）、動態的解釈に対しても批判的であると考えられる。

有) 観点説を主な検討対象としているが¹³¹、法人税法独自(固有) 観点説は納税者が主張する動態的解釈を否定するために裁判所が採用した考え方であると述べており¹³²、「静態的解釈」と「法人税法独自(固有) 観点説」とが類似概念であると考えられる。したがって、谷口教授が考える「法人税法独自(固有) 観点説」と筆者が考える「税会計処理基準」とは異なる概念である¹³³。

第2項 比較検証

1. 「基準内容アプローチ」と「法人税法独自(固有) 観点説」

酒井教授は、基準内容アプローチの最も重要な論点として、法人税法の趣旨等に合致しているか否かを問うという点を指摘している¹³⁴。つまり、同アプローチは、会計処理が法人税法の趣旨に合致していることを判断基準としていると考えられる。そして、その代表的な事例として、船荷証券事件を採り上げて、法人税法の観点から公平な所得計算に合致することが、会計処理の公正処理基準該当性の判断基準になるとし¹³⁵、「公平な所得計算」自体は「適正公平な税収の確保という観点」から判断されるものとしている¹³⁶。そして、不動産流動化実務指針が採用するリスク・経済価値アプローチ¹³⁷は、一般的な実現主義とは異なることから、法人税法が採用する法律的見地による権利確定主義に基づく収益認識には該当せず、基準内容アプローチの観点から公正処理基準に合致しないと述べている¹³⁸。つまり、法人税法の観点は、リスク負担割合という経済的実質ではなく、不動産の所有権の移転という権利確定主義によって判断されるものであると考えられる。

一方で、谷口教授は、法人税法独自(固有) 観点説は、動態的解釈によって生じる公正処

¹³¹ その定義については、不動産流動化事件東京地判の判旨を引用して、「法人が収益等の額の計算に当たって採った会計処理の基準がそこにある『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』(税会計処理基準)に該当するか否かについては、上記に述べることを目的とする同法の独自の観点から判断されるものであって、会計処理の基準(公正処理基準)とされるものと常に一致することを前提とするものではないと解するのが相当である」という考え方である(谷口・前掲注(116) 215-216頁)。

¹³² 谷口・前掲注(116) 253頁。尚、谷口論文注(6)において、「法人税法独自(固有) 観点説」と酒井教授が提唱する「基準内容アプローチ」に相当するものとしている。

¹³³ 谷口教授が説く法人税法独自(固有) 観点説は、法人税法22条4項が導入された際の会計基準を基準にして、公正処理基準の判断を行うことが前提であると考えられる。筆者は、税会計処理基準は会計観の変遷とともに変化していくべきものと考えている。

¹³⁴ 酒井・前掲注(115) 101頁

¹³⁵ 酒井・前掲注(115) 107-108頁

¹³⁶ 酒井・前掲注(115) 109頁

¹³⁷ 不動産流動化実務指針において、リスク・経済価値アプローチに基づく、譲渡人の「リスク負担割合」が5%以内であるならば譲渡人による売却処理を認めると規定されている(久禮義継『流動化・証券化の会計と税務』242頁(中央経済社、第4版、2008))。

¹³⁸ 酒井・前掲注(115) 110-111頁。ただし、酒井教授は、「リスク・経済価値アプローチ」自体が、法人税法の要請に合致するか否かまでについては言及しておらず、その妥当性については判断されていないと筆者は解釈した。

理基準の民主的正当性の犠牲¹³⁹の拡大を阻止する点では妥当性があるが、立法者による「別段の定め」の定立の必要性（立法事実の重要性）を減じる可能性があるという問題点を指摘している¹⁴⁰。そして、不動産流動化事件の判旨を踏まえ、「法人税法独自（固有）観点説」について、「企業会計の観点から定められた会計処理基準のうち『適正な課税及び納税義務の履行の確保』を目的とする法人税法独自（固有）の観点に適合しないものを、公正処理基準から除外する意味・機能をするもの」で、「法解釈方法論上は、公正処理基準に対する法人税法の目的を斟酌した限定解釈を説く考え方」であり¹⁴¹、租税法律主義の下では許容されるべきものではないと述べている¹⁴²。筆者は、谷口教授の指摘について、立法府が制定に関与していない会計基準が法人税法の要請に適さないと判断される場合には、立法府が「別段の定め」を制定することにより公正処理基準から除外すべきであり、裁判所が法人税法独自（固有）の観点から判断することには問題が生じると解釈した。ここで、谷口教授が、基準としている企業会計は、法 22 条 4 項が導入された昭和 42 年時点のものであることに留意が必要となる¹⁴³。したがって、谷口教授によれば、法人税の観点は、昭和 42 年時点の企業会計を基準にして判断されるものであると考えられる¹⁴⁴。

2. 先行研究の結論

酒井教授は、学説において、法人税法が企業会計に完全に従うべきとする結論を導出し得ないとする見解（トライアングル体制崩壊論）が台頭している結果、最近の裁判例では、基準内容アプローチによる判断が多くの事例において散見されると述べている¹⁴⁵。そのため、まずは問題とされている会計処理の基準における税法の「独自性」の検証を優先的に検討すべきであり¹⁴⁶、対象となっている会計基準が、公正処理基準に該当するかどうかは、基準内容アプローチによって検討されることになる¹⁴⁷。基準内容アプローチは、会計処理の方法

¹³⁹ ここでいう「民主的正当性の犠牲」とは、立法府以外の者が作成した会計基準を課税要件に取り入れることが租税法律主義の民主主義的側面を損なうといった趣旨で使われているものと考えられる（谷口・前掲注（116）249-251 頁）。

¹⁴⁰ 谷口・前掲注（116）255-256 頁。谷口教授は、岡村・前掲注（28）38 頁を引用して、課税庁や裁判所が立法化されていないルールを制定することを危惧している。

¹⁴¹ 谷口・前掲注（116）243-244 頁。ここでいう限定解釈とは、法人税法それ自体の一般的・抽象的な目的を斟酌するものであり、租税法律主義の下では許容されるべきものではないと指摘している（同 244 頁）。

¹⁴² 谷口・前掲注（116）244 頁

¹⁴³ 谷口・前掲注（13）420 頁

¹⁴⁴ 谷口教授が、企業会計の基準点を厳密に考慮されるのは、租税法律主義の観点を重視されているからであると考えられる。

¹⁴⁵ 酒井・前掲注（115）113-114 頁

¹⁴⁶ 酒井・前掲注（115）116 頁

¹⁴⁷ 酒井・前掲注（115）117 頁。慣行妥当性アプローチと基準内容アプローチはそれぞれが独立しておらず、慣行妥当性アプローチは第一次的な形式基準としてのスクリーニングで、基準内容アプローチは第二次的な実質基準としてのスクリーニングである。

等が法人税法の要請に反しないことが要件となっており、その位置付けについては「法人税法は法人の自主的な処理を尊重することに基礎を置きつつ、他方で、公平な課税の実現が担保できない場合には、かかる法人の採用した処理方法を公正処理基準に該当しないとする余地があるにすぎない」¹⁴⁸。

谷口教授は、公正処理基準は、法人税法の観点からではなく、企業会計の観点から解釈すべきもので、法人税法独自（固有）観点説は、民主的正当性の確保（租税法律主義の民主主義的側面）を当然の前提としており、税法における恣意の排除（租税法律主義の自由主義的側面）への配慮が十分でないところに問題性の本質があると指摘している¹⁴⁹¹⁵⁰。

3. 比較検証結果

酒井教授は、法人税法等の趣旨に反しない限り、原則、企業会計が公正処理基準に該当するとの見解であり、法人税法の観点から企業会計を選別する立場をとっていると考えられる。一方で、谷口教授は、法人税法独自（固有）観点説に批判的であり、また、異なった考え方をとっている税会計処理基準についても批判的であると考えられる¹⁵¹。谷口教授は、企業会計を法人税法からは独立したものとみなしており、税法の影響は受けないという立場をとっているものと考えられる¹⁵²。したがって、企業会計と法人税法との関係性に対する二人の見解は相違しており、税会計処理基準に対する考え方も相反していると考えられる。

第3項 その他の先行研究等

小林教授は、法的安定性の観点から法律関係を適切に反映した会計処理が要請され、法律関係に準拠した会計処理を選好することは、「公正妥当性」を判断する要素の一つとして原則的に重視されていると述べており¹⁵³、高裁判決を評価していると考えられる。したがって、酒井教授が提示した基準内容アプローチと類似した見解を持っているものと考えられる。

一方で、鵜川教授は、当初の売却処理は、公正処理基準に該当するとし、不動産流動化事件における取り扱いを行うためには、納税者の予見可能性を確保する観点から、新たに別段の定めを設ける等によって課税の公正性や租税回避の防止に努める必要があると述べてお

¹⁴⁸ 酒井・前掲注（115）123-127 頁

¹⁴⁹ 谷口・前掲注（116）257 頁。筆者は、課税当局が法人税法の観点から会計基準を評価することに対して恣意性が発生しうることを懸念されていると解釈した。

¹⁵⁰ ここでいう税法における恣意とは、納税者が選択した会計処理に対して税務行政や裁判所がその妥当性を判断することを示している（谷口・前掲注（116）255-256 頁）。

¹⁵¹ 法人税法独自（固有）観点説は、昭和 42 年度税制改正時点における企業会計を基準としているため、動態的解釈に近いと思われる税会計処理基準とは想定している会計基準の範囲が異なっていると考えられる。

¹⁵² 谷口教授は、公正処理基準の「第三者性」が租税法律主義と同根であるとして、肯定的に評価していると考えられる（谷口・前掲注（13）416 頁）。

¹⁵³ 小林裕明『課税所得計算と企業会計の接点と剥離』29-30 頁（同文館出版、初版、2023）

り¹⁵⁴、谷口教授に近い見解を持っていると考えられる。同様に、安井教授は、クラヴィス事件¹⁵⁵とともに不動産流動化事件を前期損益修正の観点から分析を行い、後発的事由の発生に基づく遡及修正について、過年度の計上漏れ¹⁵⁶に対する前期損益修正のみが公正処理基準に該当しないと判断するのであれば、立法が別段の定めによって解決を図るべきと述べている¹⁵⁷¹⁵⁸。したがって、不動産流動化事件に対しても前期損益修正が適用されるべきとの見解を持っていると解釈でき、安井教授も谷口教授に近い見解を持っていると考えられる。

第4節 税会計処理基準に対する筆者の見解

酒井教授は、「法人税法等の趣旨に反しない」という条件を付けたうえで税会計処理基準を肯定しているものの、一般的には「法人税法等の趣旨に反しない」という判断を行う一次的な主体は課税当局であり、最終的な主体は裁判所が担うことになる¹⁵⁹。このように立法府以外が判断主体となることから、谷口教授は、税会計処理基準に対して批判的な立場をとっており、原則は企業会計が主であり、その例外については、「別段の定め」による立法の手当てが必要との見解を持っていると考えられる。

谷口教授は、「法人税法 22 条 4 項は、公正処理基準に関する解釈権限を企業会計に委譲している」と述べており¹⁶⁰、企業会計に法人税法の観点が入ること自体を疑問視されていると考えられる。筆者は、現行の法人税法の体系においては、企業会計の例外全てに対して「別段の定め」を明文化することは困難ではあるものの、経済的実質に基づく会計基準を法人税法の観点を考慮しないで課税所得の計算に無条件で反映させることは、法人税法の要請に反するケースが発生する懸念が十分に想定されると考えている¹⁶¹¹⁶²。

¹⁵⁴ 鶴川正樹「法人税法の『公正処理基準』に関する一考察」会計プロフェッション 13 号 161-162 頁（2017）。鶴川教授は、不動産流動化事件に関連した株主代表訴訟控訴審（東京高判平成 26 年 4 月 24 日判時 2220 号 109 頁）を分析し（同 153-161 頁）、取締役が、相応の根拠をもって検討して会計基準の選択をしていれば、後でそれが不適法になった場合でも、会社法の過失は問われなかった判決を評価している（同 161 頁）。

¹⁵⁵ 最判令和 2 年 7 月 2 日民集 74 卷 4 号 1030 頁

¹⁵⁶ 東京高判平成 28 年 3 月 23 日は、「過年度の計上漏れを修正するため」の前期損益修正は、公正処理基準に該当しないと判断し、課税当局が採用した遡及修正を容認した（安井・前掲注（121）119-120 頁）。

¹⁵⁷ 安井・前掲注（121）117-121 頁

¹⁵⁸ 谷口論文において検討対象とされた TFK 事件も前期損益修正に係る会計処理が公正処理基準に該当するかが裁判の争点となっている。クラヴィス事件も TFK 事件も消費者金融会社における過払金返還請求権の取扱いが論点となっていた。2つの裁判ともに、前期損益修正に基づいた会計処理が、公正処理基準に該当すると判断されている。

¹⁵⁹ 納税者は、通常、企業会計に則った会計処理を行うことから、一義的には課税当局の更正処分により顕在化し、最終的には裁判所の判断により決定されるものと考えられる。

¹⁶⁰ 谷口・前掲注（116）252 頁

¹⁶¹ ここでいう「法人税法の趣旨」とは、公平な所得計算を行うことである。

¹⁶² 「最高裁を含めた裁判例においては、企業会計に依拠した税務処理であっても、『法人

このような状況下において、法人税法の観点から会計処理の取扱いが争点となる場合には、基準内容アプローチを採用する余地がある方が望ましい¹⁶³。その理由としては、法人税法の観点から会計処理の妥当性を判断する必要性もあることが挙げられる¹⁶⁴。したがって、本稿においては、酒井教授が定義する基準内容アプローチを基にして、税会計処理基準を『法人税法の趣旨や同法 22 条の要請に合致するか否かという観点からスクリーニングされた企業会計の基準』と定義する。もっとも、「法人税法の独自の観点」や「法人税法固有の観点」についての具体性については事例ごとに検証される必要がある¹⁶⁵。

渡辺徹也教授は、前期損益修正に係る判例・裁判例を通じて、『恣意の介在する余地』が法人税の要請に反する」ことを判断基準としている¹⁶⁶。もっとも、ここでいう「恣意」とは、谷口教授が懸念されている税務行政によるものでなく、あくまで収益の認識を操作する納税者によるものである。つまり、本稿における税会計処理基準においては、法人税法の観点とは、課税所得の計算から納税者の恣意的な裁量を排除することに視点を置くものである。

不動産流動化事件では、リスク・経済価値アプローチ¹⁶⁷を基にした会計基準の取扱いが争点となったものであるが、次章以降では、財務構成要素アプローチ¹⁶⁸を基にした会計基準の取扱いが争点となった事例を検討分析し、法人税法の観点についての考察を行っていく。

税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り』法人税法 22 条 4 項の公正処理基準に従った処理として許容されるという、法人税法独自の観点からのスクリーニングが行われている」との見解もある（森・濱田松本法律事務所編『企業訴訟実務問題シリーズ税務訴訟』266 頁（中央経済社、第 1 版、2017））。

¹⁶³ 酒井教授も、原則はあくまでも企業会計における慣行等への依拠にあることまでも否定するものではないと述べている（酒井・前掲注（22）80 頁）。

¹⁶⁴ 会計基準が全ての経済事象を網羅的に定めることは不可能であり、代表的な経済事象の会計処理を例示として示すに止まる（宮塚久＝鈴木卓「判批」SFJ Journal 10 号 6 頁（2015））との指摘があり、スクリーニングは重要であると考えられる。

¹⁶⁵ 渡辺徹也・前掲注（5）47 頁

¹⁶⁶ 渡辺徹也・前掲注（5）48 頁。渡辺徹也教授は、前期損益修正に関して、過年度原価計上漏事件（東京地判平成 27 年 9 月 25 日税資 265 号順号 12725）と電気料金過大徴収事件（最判平成 4 年 10 月 29 日訴月 39 卷 8 号 1591 頁）について言及している。前者においては、納税者の恣意性が懸念されることから、法人税法の要請に反するため、前期損益修正が否定されており、一方で、後者においては、納税者の恣意性が介在しないことから、前期損益修正が肯定されている（渡辺徹也・前掲注（5）48-51 頁）。つまり、同じ会計処理であっても、法人税法の独自の観点から判断が分かれることになる。

¹⁶⁷ 「金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法」（佐藤信彦ほか編著『スタンダードテキスト財務会計論Ⅱ応用論点編』7 頁（中央経済社、第 17 版、2024））。

¹⁶⁸ 「金融資産を構成する財務的要素（以下『財務構成要素』という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法」（佐藤ほか編著・前掲注（167）7 頁）。

第4章 債権流動化事件に係る裁判例の分析

第1節 債権流動化事件の概要

債権流動化事件は、X株式会社が、その保有する住宅ローン債権の流動化取引¹⁶⁹を行ったあと、その劣後受益権による収益配当金の一部を益金の額に算入しなかったことが公正処理基準に該当するのかが争われた事件である。Xは、本件優先受益権1をオフバランス処理し、本件劣後受益権1はXに継続保有されることから、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）37項¹⁷⁰の定めに従い、本件優先受益権1の元本金額175億円から同項の規定する譲渡原価¹⁷¹を差し引いた額である約17億円を本件優先受益権1の売却益として計上した。

以降、Xは、Sから受領した本件劣後受益権1の収益配当金の会計処理について、金融商品会計実務指針105項¹⁷²を適用して、同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」及び同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」に区分し、買入金銭債権利息額のみを収益に計上する一方で、買入金銭債権償還額については収益に計上せず、同額を本件劣後受益権1の帳簿価額から減額する処理を行っていた¹⁷³。

主な裁判上の論点は、金融商品会計実務指針に依拠した会計処理に対して、「債権を取得した場合」に該当するか否か、償却原価法の適用可否、税務処理の妥当性の三点となっている。筆者は、債権流動化事件は、経済的実質を基調とする会計処理を法的に解釈することの

¹⁶⁹ 取引の概要は次の通り。Xが保有する住宅ローン債権プールを信託銀行Sに信託譲渡を行う。Xは、その見返りにSから優先受益権と劣後受益権を取得する。Xは、優先受益権を第三者であるDに売却することにより、資金調達を行う。

¹⁷⁰ 同37項は、「金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の譲渡損益は、次のように計算した譲渡金額から譲渡原価を差し引いたものである。譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加え、新たに発生した負債の時価を控除したものである。譲渡原価は、金融資産の消滅直前の帳簿価額を譲渡した金融資産の譲渡部分の時価と残存部分の時価で按分した結果、譲渡部分に配分されたものである。」と定めている。

¹⁷¹ 「本件債権1の消滅直前の帳簿価額を消滅した金融資産である本件優先受益権1の時価と信託した本件債権1から本件優先受益権1を差し引いた残存部分である本件劣後受益権1の時価で按分した結果、本件優先受益権1に配分されたもの。本件では、金融資産である本件債権1の消滅直前の帳簿価額約204億7431万6907円に本件優先受益権1の時価174億9998万265円を乗じ、本件債権1の時価227億2312万1479円で除した額である157億6808万6359円となる。」

¹⁷² 同105項は、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下「取得差額」という。）について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。」と定めている。

¹⁷³ 当該会計処理を基にした税務処理に対して、課税当局Yが更正処分を行ったため、Xがその取り消しを請求したものである。

困難さを例示しているものと考えている。本章では、原審と控訴審との比較分析を行い、当該事件に係る先行研究のレビューを行い、公正処理基準に関して、会計処理が裁判上の争点となる場合の問題点について考察を行う。

第2節 平成24年判決（原審）と平成26年判決（控訴審）の比較分析¹⁷⁴

第1項 「債権を取得した場合」に該当するか否か

平成24年判決では、金融商品会計実務指針100項(2)ただし書き¹⁷⁵及びこの背景事情について説明した291項¹⁷⁶によれば、「自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託すると共に、その信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して、優先受益権を第三者に譲渡する場合においては、[X]の保有する劣後受益権は、新たな金融資産の取得としてではなく、信託した金融資産である住宅ローン債権の残存部分として評価する必要があるとしているのであって、これによれば、[X]が信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針105項¹⁷⁷にいう『債権を取得した場合』には該当しない」と判示した。

一方で、平成26年判決は「本件各劣後受益権の内容は、[X]が保有していた住宅ローン債権とは、元本の償還の時期、利息の利率などを異にし、信託受益権を優先受益権、劣後受益権と質的に異なるものとして分割され、その劣後受益権を保有するに至ったもので、住宅ローン債権の単純な残存部分とはいえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は、『債権を取得した』という利益状況に類似している」と判示した。

第2項 償却原価法の適用可否

平成24年判決は、「本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定

¹⁷⁴ 第一審（平成24年判決）ではXが敗訴したものの、控訴審（平成26年判決）ではXが勝訴となり、裁判所の判断が分かれている。尚、下線部分については、平成24年判決と平成26年判決を比較した際に、筆者の見解として、その判断について妥当と考えている箇所に筆者が付したものである。

¹⁷⁵ 「ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。」

¹⁷⁶ 「企業が自ら保有する金融資産を信託するとともに、信託受益権を優先と劣後に分割し、その劣後受益権を自らが保有して優先受益権を第三者に譲渡する場合、…自らが保有する劣後受益権は、新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する必要がある。」

¹⁷⁷ 同105項は、前掲注（172）のとおり、取得した債権に係る金利の調整方法について定めたものである。

められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、本件各劣後受益権については、およそ金融商品会計実務指針105項が、『債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合』に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものである」と判示した。

一方で、平成26年判決は、「本件各劣後受益権の元本金額と帳簿価額の差額部分は、住宅ローン債権の約定金利が、本件各優先受益権の金利より高金利となっていて、その部分が本件各劣後受益権に帰属することとなったことから生じる差異の部分が含まれている」ため、Xの会計処理について合理性がないものとすることもできないと判示した。

第3項 会計処理の妥当性

平成24年判決では、「本件各劣後受益権は、そもそも金融商品会計実務指針105項が想定する『債権の支払日までの金利を反映し』た債権ではないことはもとより、そのような本件各劣後受益権を『元本の回収』と『受取利息』に分けることはおよそ同項が予定するものではない」と判示した。

一方で、平成26年判決は、「本件各劣後受益権の元本の償還は、信託受託者により受領された元本回収金から行われ、本件差額が元本として償還されることはないから、本件各劣後受益権の収益配当金を各事業年度の『受取利息』としてその全額を収益として計上すると、取引終了時すなわち信託終了時の事業年度において、本件差額は、損失として計上される」ことから、財産の減少がないにもかかわらず、本件差額の部分を損失として計上することは経済的実態と齟齬するため、本件各劣後受益権の収益配当金を金融商品会計実務指針105項と同様の会計処理することは、取引の経済的実態からみても合理性を否定されるものとはいえないと判示した。

第4項 2つの裁判例に対する評釈

1. 平成24年判決に対する評釈

吉村教授は、信託を利用した債権流動化における課税関係について判断したことに重要な意義があるが、「実務指針が、唯一の公正処理基準だとアприオリに考えることは適切ではない」として、金融商品会計や公正処理基準の内容を十分に検討していないと評価している¹⁷⁸。濱田準教授も、実際の会計基準や実務指針における会計処理に対する網羅性がない中で、当該実務指針を会計処理に係る唯一の基準と判示してことに対して、会計処理の適法性を判断したことに疑問を呈している¹⁷⁹。一方で、品川教授は、民間団体である日本会計士協会が定めた実務指針を公正処理基準であると認めたことについて、その是非はともかく、一定の評価を行っている¹⁸⁰。

¹⁷⁸ 吉村政穂「判批」ジュリスト1451号8-9頁（2013）

¹⁷⁹ 濱田洋「判批」新・判例解説watch15号223頁（2014）

¹⁸⁰ 品川芳宣「判批」T&A master 517号29頁（2013）

2. 平成 26 年判決に対する評釈

佐藤弁護士は、本件の利益状況を詳細に認定し、105 項の趣旨も踏まえた類推適用により、X の会計処理を法人税法上正当と認めたもので、本判決の解釈態度は、解釈の対象が法令でなく会計基準でありホステス報酬事件判決¹⁸¹⁾には抵触せず¹⁸²⁾、また、会計処理方法の選択は納税者の合理的裁量が認められるべきことから、妥当なものと評価している¹⁸³⁾。神山教授も、実務指針 105 項（償却原価法）と同様の会計処理をしたことが、法人税法 22 条 4 項の公正処理基準に適合する旨を判示したことに意義を認めているが、会計基準の「類推適用」の是非について、応答をしたにとどまり、法の類推適用でなく単に、実務指針と「同様の会計処理」をすることが公正処理基準に適合することを認めたものと評価しており、平成 24 年判決との判断に違いについては、本件差額の取扱いを実務指針 105 項と「類似した利益状況」にあると判断していることが要因としている¹⁸⁴⁾。

第 3 節 先行研究の分析

第 1 項 はじめに

裁判例においても評釈においても、金融商品会計実務指針 105 項の解釈が検討の中心となっている。本項においては、公正処理基準の観点および公正性の観点から、2 つの裁判例に対する先行研究の検討分析を行い、筆者の見解を整理する。

第 2 項 公正処理基準の観点

浅妻教授は、平成 24 年判決に対して、法源ではない金融商品会計実務指針をあたかも法源であるかのように解釈・適用していることに疑問を呈している¹⁸⁵⁾。伊藤弁護士も、平成 26 年判決に対して、X の会計処理が、「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反する」ものか否かという点を明示的に検討する必要があったと指摘している¹⁸⁶⁾。筆者も、同旨の見解である。一方で、平成 26 年判決に対して、X が企業会計処理上、金融商品会計実務指針を類推適用して行った会計処理についても、法人税法上の公正処理基準に該当するものとして是認されたことについては意義があるが、「税法上の公正処理基準」該当性の検討

¹⁸¹⁾ 最判平成 22 年 3 月 2 日民集 64 巻 2 号 420 頁。ホステス報酬の支払者が源泉徴収税額を計算するのに使用した「計算期間」の解釈について、最高裁は「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではな [い]」と指摘している（佐藤英明『スタンダード所得税法』504 頁（弘文堂，第 4 版，2024））。

¹⁸²⁾ 金子名誉教授も、租税法の解釈は原則として文理解釈によるべきで、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないとしている（金子・前掲注（1）123 頁）。

¹⁸³⁾ 佐藤修二「判批」ジュリスト 1475 号 9 頁（2015）。佐藤弁護士は、会計基準については、法の解釈と異なって、類推解釈が認められると考えていると思われる。

¹⁸⁴⁾ 神山弘行「判批」ジュリスト 1492 号 190 頁（2016）

¹⁸⁵⁾ 浅妻章如「判批」立教法学 87 号 90-91 頁（2013）

¹⁸⁶⁾ 伊藤剛志「公正処理基準に従った収益の計上」金子宏監修『現代租税法講座第 3 巻企業・市場』118 頁（日本評論社，第 1 版，2017）

については、十分行われていなかったとの評価もある¹⁸⁷¹⁸⁸。

浅妻教授は、債権流動化取引に係る会計基準の網羅性の欠如を根本的な要因として、平成 24 年判決の判旨に対する 3 つの問題点を指摘している¹⁸⁹。第一の指摘として、会計基準は、法令と異なり、そもそも網羅性を欠くものであり、典型的でない領域について、金融商品会計実務指針の文言に即してその適用を認めていない点を挙げている¹⁹⁰。筆者は、一般的に会計処理は経済的実質に基づき判断されるため、法令同様に文言の解釈により適用することは適さないことから、会計基準を文理解釈することには疑問を持っている。第二の指摘として、X の会計処理を裏付ける明示の規定がないことを論証しようとしているが、Y の提示する会計処理が公正処理基準に適合するかの論証を行ってはおらず、X の処理が例外で Y の処理が原則であることを暗黙の前提としている点を挙げている¹⁹¹。筆者も、Y の処理についても公正処理基準適合性についての論証を行う必要があると考えている。第三の指摘として、船荷証券事件¹⁹²を引用して、X の現に採用した会計処理が是認されるのが原則であり、Y の会計処理を採用するのは原則の例外として、Y の会計処理が「法人税法の企図する公正な所得計算」の要請に適合しているという経済実質的な考慮が必要な点を挙げている¹⁹³。しかし、筆者は、経済実質的な考慮で判断することの妥当性については、法人税法の観点から検討が必要であり、現に採用している会計処理が必ずしも是認されるとは限らないと考えている¹⁹⁴。そして、浅妻教授は、経済実質的な考慮を行うために数字を簡略化した DCF 法による試算を行い、その結果を踏まえて X の会計処理を適切な会計処理と評価した一方で、Y の会計処理については、最終年度に多額の束ねられた損金を計上するために人為的操作の可能性が高くなる点を指摘して、平成 24 年判決の結論に疑問を示している¹⁹⁵。

一方で、岩武教授は、劣後配当を償却原価法により会計処理することは期間損益計算の見

¹⁸⁷ 岩武一郎「オリックス銀行事件」末永編著・前掲注（113）139-140 頁

¹⁸⁸ 同様に、品川教授も、105 項の会計処理を行った場合には、法人税法 22 条 4 項の公正処理基準に該当しないと考えられるから、収益の額に算入しなかった「買入金銭債権償還額」を申告書において所得加算を要するとしている（品川芳宣「判批」ZEIKEN 172 号 101 頁（2013））。

¹⁸⁹ 浅妻・前掲注（185）91 頁。金子教授が公正処理基準の注意点の 1 つとして「企業会計原則や確立した会計慣行が決して網羅的であるとはいえないこと」（金子・前掲注（1）289-290 頁）を挙げていることを引用している。筆者は、本件においては、会計基準が、債権流動化を実施した場合における劣後受益権の会計処理について明確に規定していないことが主因となっていると考えている。

¹⁹⁰ 浅妻・前掲注（185）91-92 頁

¹⁹¹ 浅妻・前掲注（185）93 頁

¹⁹² 最判平成 5 年 11 月 25 日・民集 47 卷 9 号 5278 頁。浅妻教授は、当該事件を参照して、「納税者が現に採用する会計処理を否定するハードルは低くない」（浅妻・前掲注（185）94 頁）と指摘している。

¹⁹³ 浅妻・前掲注（185）93-94 頁

¹⁹⁴ 船荷証券事件においても、納税者が採用した為替取組基準は裁判所に否認されている。

¹⁹⁵ 浅妻・前掲注（185）94-99 頁

地からは望ましいが、権利確定主義を基調とする法人税法の収益認識の観点から疑問を呈している¹⁹⁶。そして、法人税法においては、劣後配当は、法的にはすべて収益に該当するので、その一部を除外して収益に計上しないことは「法人税法の企図する公平な取得計算という要請」に反するとし¹⁹⁷、公正処理基準に該当する会計基準や指針は、実質的に法人税法の課税要件を構成し、一種の法源としての役割を果たしていることから、105 項の類推適用を認めないとした平成 24 年判決の判断を「税法上の公正処理基準」該当性の判断から妥当なものであるとしている¹⁹⁸。筆者も、平成 26 年判決が経済的実質の観点から類推適用を認めたことについては、法的実質を重視する法人税の観点からは適さないと考えている。

小林教授は、劣後受益権に対する償却原価法の適用が広く実務慣行として確立していることが適法性判断の要素の 1 つになるが、償却原価法による処理の慣行性を是認した場合にも、金融商品会計実務指針において劣後受益権の評価における償却原価法の適用可能性について言及がないことから、平成 26 年判決のような文理解釈を行うと適用関係が不明確な状態に陥ることを示唆している¹⁹⁹。筆者も、会計基準において劣後受益権に対する償却原価法が規定されていないことから、文理解釈を行うべきではないと考えている。

浅妻教授は、平成 24 年判決において、Y の主張する会計処理が公正処理基準に適合することを論証しておらず、納税者本人の採用する会計処理を是認することを原則としている法人税法 22 条 4 項に関する判例に反しているが、その正当化に必要となる経済実質的な考慮に関する論証を行っていないことを指摘している²⁰⁰。

一方で、筆者は、必ずしも納税者の処理が是認される訳ではないため²⁰¹、当該判例の主旨に反していないと考えている。以上の検討分析を通じて、筆者は、法人税法の観点からみた場合には、平成 24 年判決も平成 26 年判決も、両者ともに公正処理基準の判断基準としては妥当ではないとみなしている。

第 3 項 公平性の観点

伊藤弁護士は、劣後受益権の収益配当金の全額を益金の額に算入することは、「所得」のないところに課税し、かつ、二重課税を招くものであるから、「公平な所得計算という要請」の観点から妥当でないと述べ、平成 26 年判決を妥当としている²⁰²。伊藤弁護士によれば、本件劣後受益権 1 の元本金額は 32 億円であるのに対して、帳簿価格は 49 億円となってお

¹⁹⁶ 岩武・前掲注（187）143-144 頁

¹⁹⁷ 岩武・前掲注（187）144 頁

¹⁹⁸ 岩武・前掲注（187）145 頁

¹⁹⁹ 小林・前掲注（153）32-33 頁

²⁰⁰ 浅妻・前掲注（185）100 頁。尚、ここでの判例は、船荷証券事件を指している。

²⁰¹ 船荷証券事件最高裁判決では、「法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り」との前提条件付きであり、必ず納税者の会計処理を採用することにはならないと考えられる。前掲注（194）の通り、納税者の会計処理が否認されている。

²⁰² 伊藤・前掲注（186）118-119 頁

り、本件劣後受益権に係る配当すべてを益金の額に算入することは、投下資本（原資）の維持に必要な部分に課税することになり、「所得」のないところに所得課税するのと同義である²⁰³。さらにXが本件優先受益権の売却時の譲渡益に法人税課税を受けていることを鑑みれば、本件劣後受益権の収益配当金の全額を益金の額に算入することは二重課税を意味し、「公平な取得計算という要請」に反するものと考えられる²⁰⁴。したがって、Yの会計処理を採用することは、本件優先受益権の譲渡益計上時に法人税の課税対象となった経済的価値と同一の価値に重ねて課税することを意味し、租税法における二重課税禁止の考え方²⁰⁵に反するとしている²⁰⁶。

小林教授は、平成 26 年判決に対して、債権流動化事件のような損益の期間配分など法人の内部取引については、会計処理が経済的実態を反映しているか否かの合理性が問題となると指摘している²⁰⁷。そして、期間損益計算の観点は、公正な課税所得計算の要素とは別視されるべきではなく、一般的に、期間損益を平準化させる会計処理は、租税政策面からは担税力を複数年分にわたり均分化し好ましいとしている²⁰⁸。もっとも、平成 26 年判決は、期間損益計算の適正化の視点が課税所得計算の考慮要素となるかについての判断がなく、法的・経済的実態への適合性の観点がより重視されていると結論付けている²⁰⁹。

筆者は、伊藤弁護士が指摘する公平性の観点や小林教授が指摘する期間損益の観点から、平成 26 年判決の方が妥当であると考えている²¹⁰。

第 4 項 先行研究の分析に係る小括

経済的実質の観点から金融商品会計実務指針 105 項の類推適用を肯定している論者が存在する一方で、会計基準を法令と同様に類推適用することに批判的な論者も存在する。渡辺徹也教授も、同項が公正処理基準とは言い難いという意見があることをあげ、類推適用についても疑問を呈している²¹¹。筆者は、会計基準を拡大解釈により類推適用することは経済的実質を重視する立場となり、法人税法の観点からは適さないと考えている。

期末に一括して償却原価法による部分を損金処理する方法が、税法の確定決算主義の観

²⁰³ 伊藤・前掲注（186）119-120 頁

²⁰⁴ 伊藤・前掲注（186）120 頁

²⁰⁵ 伊藤弁護士は、生保年金二重課税事件を例示している。当該事件は 6 章で検討する。

²⁰⁶ 伊藤・前掲注（186）121 頁

²⁰⁷ 小林・前掲注（153）30 頁

²⁰⁸ 小林・前掲注（153）33 頁

²⁰⁹ 小林・前掲注（153）34 頁

²¹⁰ 税務会計においては、租税正義を最高理念として、給付能力原則に基づく平等な課税計算を行うことが課題となることから（柳裕治「税務会計研究における確定決算主義」安藤ほか（編）・前掲注（76）315 頁）、公平性の観点から会計処理の妥当性を判断することも、最終的には許容されるものと考えられる。

²¹¹ 渡辺徹也・前掲注（5）47 頁

点から公正な処理に妥当となるのか判断する必要があることから²¹²、浅妻教授の指摘のとおり、平成 24 年判決においては、税務当局 Y が主張する税務処理に関しても、その妥当性について検証を行うべきである。もっとも、X の処理も Y の処理も、両方とも公正処理基準に該当しないと判断された場合には、課税所得の計算に係る取扱いが不明確となる。

筆者は、このような矛盾が発生するのは、当初の売却益を益金に算入したことに要因があると考えている。また、伊藤弁護士は、公正処理基準の該当性の他、劣後配当を全額益金に算入することは二重課税の問題が生じると指摘しており²¹³、公正性の観点から X の会計処理が妥当であると判断している。この指摘を考慮すれば、本来であれば売却益を益金算入した根拠も、その妥当性を検証する必要があったと考えられる²¹⁴。筆者は、平成 24 年判決および平成 26 年判決ともに、会計処理の評価に問題があるが、伊藤弁護士が指摘する公平性の観点や小林教授が指摘する期間損益の観点から、平成 26 年判決の方が妥当であると考えている。つまり、債権流動化事件は公正処理基準の妥当性を判断したのではなく、租税平等主義の観点から妥当性の判断を行ったものであると整理できる²¹⁵。

第 4 節 債権流動化事件の観点からの公正処理基準に対する示唆

金融商品会計実務指針 105 項を債権流動化取引に類推適用することは、経済的実質に依拠した会計基準の拡大解釈にあたるものと考えられる。本来、同項がいう「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得」するとは、通常、社債のように額面及び約定利息が存在する場合を想定していると考えべきである²¹⁶。一方で、劣後受益権は、受益権の元本期日が定まっておらず、かつ、受益権配当の額も信託財産のパフォーマンスに基づく実績配当となっている。したがって、経済的実質を重視する企業会計にとっては問題ない処理であっても、法的実質を重視する課税所得の計算に同項を類推適用することに対しては詳細な検討が必要と考えられる。筆者は、会計基準が対象としている金融取引と性質が異なる取引を課税所得の計算において拡大解釈により類推適用することを許容する

²¹² 企業会計上、償却原価法において費用認識が完了しているところ、課税所得の計算上、最終期に一括して発生する損失を損金の額に算入する根拠が不明確であると考えられる。期間損益の観点からも小林教授の見解が妥当であると考えられる。

²¹³ 伊藤・前掲注（186）121 頁

²¹⁴ 同様に、品川教授も、金融商品会計における償却原価法の取扱いが、公正処理基準に該当するか否かを検討しておらず、収益配当金のうち実効利率を上回る部分が元本の回収であるという X の主張の説得力がないことを指摘している（品川芳宣「判批」T&A master 517 号 29 頁（2013））。

²¹⁵ 租税平等主義は、負担公平の原則と担税力原則が問題となる（谷口・前掲注（13）19-20 頁）。ここでは、伊藤弁護士の指摘する二重課税が発生すると、負担公平の原則及び担税力原則ともに充足しないことになると考えられる。

²¹⁶ 償却原価法は、本来、固定利付債券の売買に際して、市場実勢金利を反映して、所得価格が額面と差額がある場合に適用が求められるものとなっている（岡本修『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』40 頁（東洋経済新報社、2012））。

ことは極めてハードルが高いと考えている²¹⁷²¹⁸。一方で、Yが主張するように劣後受益権の期日に「劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額」を一括して損金の額に算入することについても、妥当な処理とみなすことはできない。また、劣後配当全額を益金の額に算入することは「所得」のないところに所得課税することと同義であるのと指摘がある²¹⁹。この指摘に基づけば、「劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額」を売却益として認識することについても、「所得」のないところに所得課税することに該当するか検証が必要と考えられる。

ところで、債権流動化取引事件においては、「劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額」を売却益として益金の額に算入したことが争いのない事実として認定されている²²⁰。民事訴訟法上、争いのない事実は、「証拠に基づく裁判所の事実認定の対象とならず、裁判所はこれを判決の基礎としなければならない」²²¹。このことから、当初から当該売却益が益金算入されたことの妥当性については争点とならない²²²。判例評釈・先行研究においても、当該差額を益金の額に算入されることは、当然の前提となっている²²³。筆者は、このことが、公正処理基準の妥当性を最終的に裁判所によって判断することの限界を示す証跡の1つであると考えている。なぜならば、裁判所の判断が妥当であった場合も、公正処理基準の事例としては適さないことを示しているからである。次章において、債権流動化取引の経済的実質の観点から検討分析を行うことにより、売却益の実体について経済的実質および法的実質の2つの観点から考察する。

²¹⁷ 会計基準であれば逸脱は認められるとの見解もあるが（前掲注（183）参照）、期日に元利の支払いが確定している社債と実績配当である劣後受益権とでは経済的性質が大きく異なることから、逸脱の程度が重要になってくると考えられる。

²¹⁸ 法律ではない実務指針の「類推適用」は疑問であり、判決が重視したのは、納税者の会計処理の中身であると思われるとの見解もある（渡辺徹也・前掲注（5）47頁）。

²¹⁹ 伊藤・前掲注（186）120頁

²²⁰ 「金融資産である本件債権1の消滅直前の帳簿価額204億7431万6907円に本件優先受益権1の時価174億9998万0265円を乗じ、本件債権1の時価227億2312万1479円を除いた額である157億6808万6359円となる。）を差し引いた額である17億3191万3541円を本件優先受益権1の売却益として計上した」。

²²¹ 伊藤真『民事訴訟法』388頁（有斐閣，第8版，2023）

²²² Yが当該差額の益金算入を否定することは、納付済の法人税額の減額につながるため、主張するメリットは存在しないと考えられる。Xも、公正妥当な会計処理と判断しているため、当該差額の益金算入を否定するインセンティブは発生しないと考えられる。

²²³ 前述のとおり、筆者は、差額を益金の額に算入することを前提とした場合には、公平性および期間損益の観点から、平成26年判決が妥当であるとの見解である。

第5章 債権流動化取引の概要および経済的実質の観点からの考察

第1節 債権流動化の概要²²⁴

流動化とは、「特定の資産（債権等）を保有者（オリジネーター）の他の資産から分離し、当該資産が将来もたらすキャッシュフロー・フローを引当てとして支払いを行うことを予定して」²²⁵、オリジネーター²²⁶が資金調達を行う取引である²²⁷。オリジネーターの固有財産から流動化対象資産を分離することが、流動化取引の重要なポイントとなる。一般的な流動化取引では、オリジネーターが流動化対象資産を SPV²²⁸に移転し、SPV を介在して資金調達を行う²²⁹。ここで、低利による資金調達を実現する手段として優先劣後構造が活用され²³⁰、通常は、いわゆる優先部分に対してオリジネーターの信用力よりも高い格付け（主として AAA クラス）を取得することになる²³¹²³²。

第2節 債権流動化取引の法的構造

第1項 はじめに

債権流動化取引においては、ノンリコース性が要となり、倒産隔離という法的概念を確保する必要がある。倒産隔離とは、おおむね広義では、①対象となる資産の原保有者（オリジネーター）等の倒産によって流動化商品の履行に影響を受けないこと、②対象となる資産を取得する SPV の倒産によって流動化商品の履行に影響を受けないこと、の二点から構成さ

²²⁴ 流動化取引には、証券化という用語も使用されるが、「流動化」という言葉は、直接対応する英語のない、わが国特有の用語であり、一般的には、証券化の類義語として、明確な区別がされないまま、「資産流動化・証券化」というように、一括りに使用されることが多い（高橋正彦『証券化と債権譲渡ファイナンス』28頁（NTT出版、初版，2015））。本稿では、流動化という用語の基本的には使用するものとし、引用文献中で、証券化という表現であっても、原則として流動化として記載を統一するものとする。

²²⁵ 渡辺裕泰『ファイナンス課税』123頁（有斐閣、第2版，2012）

²²⁶ 債権流動化事件においては、Xがオリジネーターに該当する。

²²⁷ 流動化取引のメリットとしては、資金調達の多様化、低利による資金調達、財務比率の向上、資産の有効活用がある（渡辺裕泰・前掲注（225）127頁）。

²²⁸ 対象資産が生じるから生じるキャッシュ・フローを保全するための「器」ないし法主体で、Special Purpose Vehicle の略語である（藤瀬裕司『証券化ヴィークルの法務と実務』2頁（日本経済新聞出版社，2009））。債権流動化事件では、信託銀行Sが該当する。

²²⁹ 流動化取引は、資産金融型資金調達に分類され、資金調達を行った企業が流動化対象資産以外の財産によって責任を負担しないノンリコース性を有する（西村あさひ法律事務所編『資産・債権の流動化・証券化』7頁（金融財政事情研究会，第4版，2022））。

²³⁰ 債権流動化事件においても、XがSに信託譲渡した住宅ローン債権プールが優先受益権と劣後受益権に分割され、2種類の信託受益権をXがSから取得している。

²³¹ 判決文では言及されていないものの、債権流動化事件においても、優先受益権に対してAAA格相当の格付けを取得した上で、投資家に販売したと推測される。

²³² 優先劣後構造により、優先部分の信用力が向上することになる。信用リスクをコントロールする金融技術をクジレット・エンジニアリングと呼ぶ（大垣尚司『ストラクチャードファイナンス入門』212頁（日本経済新聞社，第1版，1997））。

れる²³³。①に関しては、特に流動化取引において重要な要素である真正譲渡という法的概念を充たす必要がある²³⁴。②に関しては、どの程度 SPV の倒産の影響がスキームから排除されているかが重要となる²³⁵。

第2項 真正譲渡の確保

真正譲渡は、オリジネーターによる流動化対象資産の信託銀行等への信託譲渡あるいは SPC²³⁶や投資家への譲渡が信託や売買の法形式を借りた担保目的の譲渡でないことを意味する²³⁷²³⁸。契約書の文言や取引の実態等の要素を総合的に検討して、当事者の意思を判断する方法が広く採用されていて、具体的な判断要素の1つに「対象資産の譲渡価格の合理性および適正性」がある²³⁹。そして、譲渡対価の適正性については、売買取引においては、譲渡対象債権の移転と売買代金の支払に対価関係があるため、両者の経済価値が均衡していることが一般的とされている²⁴⁰。つまり、債権流動化事件においては、XがDに譲渡した価格175億円が本件優先受益権1の適正な価格であるとみなすことができる。

第3項 SPVの形態

流動化取引では、倒産隔離を図るため、流動化対象資産が、取引関係者と独立した法的な器である Vehicle に移転されるが、当該流動化 Vehicle には高い法的安定性が求められるとともに、コスト削減の観点から簡素な組織形態であることが求められる²⁴¹。流動化 Vehicle は、大きく会社型 Vehicle と契約型 Vehicle に分類される²⁴²。このうち、信託は、会社型 Vehicle と比べると柔軟性が高く、受益権の権利内容のうち契約により決定することができる部分が大きいことから、日本の流動化においては活用事例が多いとされる²⁴³。さ

²³³ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)16頁

²³⁴ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)16頁。「真正売買」や「トゥルーセール(True Sale)」と呼ばれることもある(同32頁)。

²³⁵ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)17頁

²³⁶ Special Purpose Company の略語で特別目的会社と訳され、法人格を持つものをいう。

²³⁷ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)32頁

²³⁸ 真正譲渡が確保されると、オリジネーター破綻時において、流動化対象資産が、オリジネーターの倒産法制上の手続きの影響を受けない(片岡総合法律事務所編『金融法務の理論と実践』60頁(有斐閣、初版、2023))。

²³⁹ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)34-35頁

²⁴⁰ 片岡総合法律事務所編・前掲注(238)65頁

²⁴¹ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)46-47頁

²⁴² 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)47頁。主に、前者では株式会社・合同会社・特定目的会社・一般社団法人が、後者では信託が活用される。

²⁴³ 西村あさひ法律事務所編・前掲注(229)55頁。かつては、金銭債権の流動化は受託者の債務が限定的(金銭債権の保全、取立てと取立金の分配程度)と見られていたことから利用が少なく、昭和48年に、住宅金融専門会社が住宅ローン債権の信託により資金を調達したことから取扱いが増加した(三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務』600頁(金融財政事情研究会、7訂版、2022))。

らに、信託財産の独立性などにより委託者・受託者から倒産隔離を確保することが容易であり、信託のパススルー課税原則による二重課税が回避され、信託受益権の設計によるリスク・リターンの柔軟な分配・移転が可能となり、信託銀行によって管理される等のメリットが考えられる²⁴⁴。本稿では、債権流動化事件において活用された信託を考察の対象とする。

第4項 信託

旧信託法上²⁴⁵、信託には①財産権の移転その他の処分と②一定の目的に従う管理処分の2つのポイントがある²⁴⁶。債権流動化事件に当てはめると、①Xが住宅ローン債権をSに移転し、②Sが流動化取引のために当該債権の管理をすることになる。旧信託法の基本構造に関して通説である債権説によれば、①については物権的視点から「完全権の移転」を意味し、②については債権的視点から受託者は債権拘束力を通じて信託財産の管理処分に関する制約を受けることになり、この拘束力は、受益者の受託者に対する債権的請求権という形態で顕現することになる²⁴⁷。したがって、信託受益権の法的性質は、信託契約の定めにより発生し確定した債権のみを受託者に対して請求できる権利であると考えられる²⁴⁸。このことから、法的性質が金銭債権である社債²⁴⁹とは完全に異質なものであると考えられる²⁵⁰。

第3節 債権流動化取引の会計処理

第1項 消滅の認識

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、第8項において、権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならないと規定し、第9項において、金融資産の契約上の権利に対する支配が

²⁴⁴ 高橋・前掲注（224）164頁。新井教授も、信託がSPVの要件をすべて満たしていると述べている（新井誠『信託法』458頁（有斐閣，第4版，2014））。

²⁴⁵ 信託法は、2006年（平成18年）に改正されているが、債権流動化事件の基となる取引は2003年に行われていることから、旧信託法に準拠している。尚、旧信託法から新信託法への変化は、『単一化から多様化』にまとめることができるとされる（道垣内弘人『信託法』13頁（弘文堂，第2版，2022））。そして、多様化させるために柔軟化することになったが、具体的には、①設定方法の柔軟化、②信託の種類の多様化、③規律内容の現代化と任意規定化などを挙げている（同18-19頁）。

²⁴⁶ 新井・前掲注（244）39頁

²⁴⁷ 新井・前掲注（244）40-42頁

²⁴⁸ 社債は、社債権者は期限が到来した時に償還（社債の元本の返済）を受け、それまでの間は発行時に規定された利息を受け取る権利を有するため（神田・前掲注（75）364頁）、発行時に金銭請求権が確定している。したがって、実績配当である信託受益権とは、法的にも経済的にも、その性質が相違する。

²⁴⁹ 神田秀樹『会社法入門』179頁（岩波書店，第3版，2023）。会社法2条23項においても、「当該会社を債務者とする金銭債権」と定義されている。

²⁵⁰ 金融商品取引法上も、社債は1項有価証券に該当し、信託受益権は2項有価証券に該当し、その法的性質は区分されている。

他に移転するためには三要件²⁵¹を満たす必要があると規定している²⁵²。

債権流動化事件においては、優先劣後構造を持った2つの信託受益権をXが取得し、本件優先受益権1を第三者Dに売却し、本件劣後受益権1を引き続き自ら保有していた。金融商品会計実務指針36項によれば、金融資産の消滅時に譲渡人が何らかの権利を有している場合には、「残存部分」もしくは「新たな資産」の取得となる²⁵³。そして、債権流動化事件においては、金融商品会計実務指針37項²⁵⁴後段の規定に従い本件劣後受益権1の時価を算出した上で、同項に係る計算方法を例示している設例2に基づき会計処理を行っている²⁵⁵。

もっとも、市場価格とみなせる公正価値175億円で第三者Dに本件優先受益権1を売却しているため、その際に発生した売却益の法的な位置づけは不明確化であると考えられる。したがって、経済的実質に基づいて認識された評価益と考えるのが妥当である²⁵⁶。

²⁵¹ ①譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること、②譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること、③譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

²⁵² 金融商品会計基準6頁。尚、1999年制定後、2019年最終改正まで複数回改正されているが、引用部分については2006年以降の改正の影響を受けておらず、会計基準及び実務指針においては、当初制定から取扱いに変更がないことから、特段の区別を行わないものとする。また、消滅の認識に関しては、会計学の観点からは、リスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチの2つの考え方が存在している（小宮山健『金融商品会計の基礎』53頁（税務経理協会、初版、2015））。金融商品の開発過程において、債権流動化の仕組み開発が進展するに依りて、金融資産に含まれる様々な権利やリスク（ここでいう権利とは、一般に経済的価値をいう。）を意図的に分解して取引をすることが生じ、リスク・経済価値アプローチでは対応できなくなるという問題が生じた結果、財務構成要素アプローチが考え出され、わが国の金融商品会計基準においても後者のアプローチが採用されている（同55頁）。

²⁵³ 36項は、金融資産が消滅した時に、譲渡人に何らかの権利が存在する場合において、「それが消滅した金融資産と実質的に同様の資産若しくはその構成要素（譲渡とみなされない場合の代替資産を含む。）、例えば特別目的会社の発行する証券等の金融資産（デリバティブを除く。）であるか、又は回収サービス権であれば『残存部分』であり、異種の資産であれば『新たな資産』の取得となる」旨規定している。本件劣後受益権1は残存部分に該当することになる（久禮・前掲注（137）165頁）。尚、財務構成要素アプローチにおいては、外部へのリスク移転の度合いが明文化されていない。

²⁵⁴ 37項については、前掲注（170）参照。同項は平成24年判決でも引用されている。

²⁵⁵ 金融商品会計実務指針37項設例2（金融商品会計実務指針97-98頁、以下「設例2」という。）において、金融資産の消滅に係る会計処理を例示している。現金収入、回収サービス業務資産、買戻権及びリコース義務の4つの資産負債科目を認識している。

²⁵⁶ 設例2においては、帳簿価額1,000の債権を、第三者に1,050の現金を対価として譲渡したことが前提となっており、経済的価値の流入は+50となっている。一方で、債権流動化事件においては、経済的価値の流入は±0のため、時価および額面金額が約175億円である優先受益権について、その譲渡原価が約153億円に減少することには法的な根拠はないと考えられる。したがって、経済的実質の観点から設例2を当てはめたと解釈でき、東京地裁の「帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたもの」と評価したことは妥当と考えられる。

第2項 公正価値の算定²⁵⁷

設例2に従って会計処理を行う場合、本件劣後受益権1の時価が必要となる²⁵⁸。本件劣後受益権1には市場価格が存在しないため、「合理的に算定された価額」によって時価を算出することになる²⁵⁹。流動化商品を時価評価する場合には、市場金利、裏付け資産の信用リスク及び期限返済の可能性等が考慮された前提を置いた割引現在価値法が適用され、インプットとしてはスワップ金利、デフォルト率、期限返済率などが想定される。一般的にはデフォルト率や期限前返済率は通常観察できないため過去の実績値などを基に見積もることになり²⁶⁰、課税所得の計算において、このような見積もりに基づいた数値が利用されることの

²⁵⁷ IFRS13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している（PwC あらた監査法人編・前掲注（6）184頁）。また、企業会計基準第30号『時価の算定に関する会計基準』（企業会計基準委員会）（以下「時価算定基準」という。）23項は「IFRS第13号では公正価値という用語が用いられているが、本会計基準では代わりに時価という用語を用いている」としている。したがって、公正価値と時価は同一の概念である。尚、筆者はIFRSでは「測定」を日本基準では「算定」をそれぞれ用いると認識しており、本稿においては、基本的には「算定」を用いる。

²⁵⁸ 2019年7月改正以前の旧金融商品会計基準6項は、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」と規定していた（同項は、2019年7月に時価算定基準が導入された際に削除されている。）。時価算定基準6項は、「時価」を「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」と定義している。劣後受益権は、通常、オリジネーターが継続保有するために市場における取引が発生しないことから市場価格が存在せず、その時価には、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定して合理的に算定される評価額が用いられることになる。

²⁵⁹ 2019年7月改正以前の旧金融商品実務指針（以下「旧金融商品実務指針」という。）54項は、「合理的に算定された価額」は経営者の合理的な見積もりに基づき算出されるもので、3つの算定方法が例示されていた。本件劣後受益権1のような場合には、通常、3つの内の「(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法」が採用されて、「この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない」と規定されていた（同項は、2019年7月に時価算定基準が導入された際に削除されている。）。もっとも、金融商品の時価は、一般に、インプットを評価技法に適用することで算定されるため（有限責任監査法人トーマツ編『時価評価ガイドブック』17頁（中央経済社、第1版、2022））、同項が削除された以降も、劣後受益権の評価における算定方法の基本概念については、変更がないものと考えられる。ここで「合理的」とは、経済学の観点からファイナンス理論に基づいたものであると筆者は解釈している。本稿では、同項の趣旨も踏まえて「合理的に算定された価額」を「対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法によって算出された価額」と定義する。この場合において、将来キャッシュ・フローは「合理的な見積もりに基づき算出」される。本章5節3項において提示する式1が、その例示となっている。

²⁶⁰ 有限責任監査法人トーマツ編・前掲注（259）113頁。時価算定基準4項によれば、「イ

妥当性を検証する必要がある²⁶¹。つまり、「適用する割引率」を含むインプットや割引現在価値法等の評価技法について、納税者の恣意性を排除したものが選択されているかについて、法人税法の観点から検証する必要があると考えられる。

第4節 債権流動化取引の税務上の取扱い

第1項 法人税基本通達上の取扱い

法人税基本通達 2-1-46（金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い）²⁶²は、新たな資産の取得がないものとして、売却等に係る損益の額を計算するとしている。これは、現行のわが国の法制度を前提にすると、実際には、金融資産の譲渡又は金融負債の引渡しと新たな金融資産又は金融負債の発生を一つの契約で行ったものとみなす場合が多く、税務上、実務指針 37 項の処理を認めると、実現している金融資産の譲渡や金融負債の引渡しに係る収益の計上を否定することになり不合理であること、会計処理の方法により各法人ごと又は各取引ごとに収益計上額が異なるのは公平性の観点からも問題であることが理由となっている²⁶³。通達は税法の法源ではなく、課税処分の法的根拠にならず、通達に従った処分でも、その通達の内容が租税法令に反する場合には、合法性の原則からすれば、当然のこととして、取り消さなければならない²⁶⁴。したがって、債権流動化事件において 2-1-46 に従った処理を必ずしも行う必要はないが、債権流動化事件の前に公表されているため²⁶⁵、流動化取引における税務上の取扱いの参考になると考えられる。尚、法人税基本通達は、財務

ンプット」とは、「市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定（時価の算定に固有のリスクに関する仮定を含む。）」であり、証券化商品の場合にはデフォルト率や期限前返済率等の「観察できないインプット」が用いられることになる。

²⁶¹ 法人税基本通達 2-3-32（合理的な方法による価額の計算）では、売買目的有価証券の時価評価金額に規定する合理的な方法について、「計算の基礎とする事項として用いられる市場価格、利率、信用度、株価変動性又は市場の需給動向等の経済指標などの指標は、客観的なものを最大限使用し、最も適切な金額となるよう計算することに留意する」としている（2019年に導入された時価算定基準に合わせて、令2年課法2-17「三」により追加された。）。同通達の解釈として、合理的な方法により計算した金額は、時価算定基準に定める時価の算定方法などにより計算した金額であるとされている（松尾公二編著『法人税基本通達逐条解説』393頁（税務研究会出版局，11訂版，2023））。

²⁶² 「〔金融資産等（金融商品である資産又は負債をいう。）〕の消滅を目的とした売却等の取引で、その取引により譲渡人、原債務者等に保証債務等の二次的な権利又は義務を発生させることとなるものを行った場合において、当該譲渡人、原債務者等である法人が、これらの潜在する二次的な権利又は義務に見合う金額として新たな資産又は負債を計上し、当該計上した金額を当該売却等の対価である受払金額に加算し、又は受払金額から控除して当該売却等に係る損益の額を計算しているときは、原則として、当該新たな資産又は負債として区分経理したものがないものとしたところにより、売却等に係る損益の額を計算する。」

²⁶³ 松尾編著・前掲注（261）266頁

²⁶⁴ 谷口・前掲注（13）39頁

²⁶⁵ 2-1-46は、平12課法2-7により新設されたものである。

構成要素アプローチを明確に否定しているが、リスク・経済価値アプローチの採用可否は明確ではないとされている²⁶⁶。

第2項 信託に係る税務上の取扱い

受益者等課税信託の場合、税法上は導管として取り扱われるため、信託財産に係る収益・費用は受益者に帰属し、受益者は信託から現実に現金等の分配がなされなくとも、信託に収益が生じた時点で収益を認識する必要がある^{267,268}。尚、受益者が優先劣後構造により複数いる場合などは、必ずしも法人税基本通達には明記されておらず、税務と会計ではその取扱いが異なる可能性が指摘されている²⁶⁹。したがって、債権流動化事件における税務処理の方法が一般的ではなかった可能性が示唆されている²⁷⁰。

第5節 債権流動化取引における優先劣後構造の分析

第1項 優先劣後構造

優先劣後構造とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みをいう。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることになり、このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することになる²⁷¹。

第2項 劣後受益権の経済的実質

債権流動化事件においては、Xが約205億円の住宅ローン債権プールをSに譲渡して、Sより本件優先受益権175億円と本件劣後受益権約30億円をXが取得している。ここで本件劣後受益権は、原債権に生じる貸し倒れ損失等によるキャッシュ・フローが減少するリスク

²⁶⁶ 小林正和＝石井亮『収益認識の会計税務』149-150頁（中央経済社、第1版、2016）。財務構成要素アプローチの否定根拠は、「実際には、金融資産の譲渡と新たな金融資産又は金融負債の発生と一つの契約で行ったとみるべき場合が多いと思われる」ためである（松尾編著・前掲注（261）264頁）。

²⁶⁷ 藤木幸彦＝鬼頭朱実編著『信託の税務』47頁（税務経理協会、初版、2007）

²⁶⁸ 平成19年度改正前においては、信託財産に帰せられる「収入及び支出」が受益者に帰属するとみなされていたが、同改正により受益者が信託財産を保有することが明確化されることになった（藤木＝鬼頭編著・前掲注（267）48頁）

²⁶⁹ 藤木＝鬼頭編著・前掲注（267）51頁

²⁷⁰ 藤木＝鬼頭編著・前掲注（267）の出版が2007年10月となっており、平成24年判決によれば、YのXに対する更正処分は2007年7月であることから、両者の関係性は極めて低いと考えられるため、Xの税務処理が一般的ではなかった可能性が推測される。

²⁷¹ 金融庁「自己資本比率規制に関するQ&A」（令和3年2月12日追加）227頁

に備えるため、貸し倒れ損失等により減少する金額を確保するためのものである²⁷²。一般的には、流動化商品においては、裏付資産から生じるキャッシュ・フローの分配順位を契約によって規定し、キャッシュ・フロー分配の仕組みを構築することにより、優先劣後性の構築を図ることになり、キャッシュ・フローの分配において、ウォーター・フォールの優先順位が他の債権者よりも高いトランシェは、基本的に信用格付が高くなる²⁷³²⁷⁴。劣後受益権に対しては、対象資産から回収された資金が、優先受益権の元本償還に劣後して配分されるもので、基本的には優先受益権の元本償還後に劣後受益権の元本償還がされることになる²⁷⁵。つまり劣後受益権の経済的実質とは、流動化スキームにおけるキャッシュ・フローに対して、契約上規定された分配が完了した後の残存部分を受け取る権利である²⁷⁶。

流動化取引における劣後受益権の金額の水準（一般的には必要信用補完金額といわれる。）は、格付機関により決定され、当該格付機関から、優先受益権に対する信用格付を取得することになる²⁷⁷²⁷⁸。必要信用補完金額算出の重要なファクターとなる累積デフォルト金額は、

²⁷² 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）『ストラクチャードファイナンス商品 格付方法の概要』119 頁（2022）

²⁷³ R & I・前掲注（272）37 頁

²⁷⁴ ウォーター・フォールとは、流動化対象資産から回収された資金を、流動化関連契約に規定される順序に応じて、SPVが流動化費用や投資家への分配等に現金を配分する規則を規定するものである。債権流動化事件においても、平成 24 年判決が次のとおり言及している。「信託契約においては、本件債権 1 の元本総額を信託の元本とし、本件債権 1 の利息その他の信託財産から生ずる収益を信託の収益とすること、本件優先受益権 1 及び本件劣後受益権 1 に関する信託の元本の償還は、信託受託者により受領されたすべての元本回収金の額から行われ、本件優先受益権 1 に対する元本の償還は、本件劣後受益権 1 に対する元本の償還に優先して行われること、本件優先受益権 1 及び本件劣後受益権 1 に対する収益の配当は、信託受託者により受領されたすべての利息回収金の額から行われ、本件劣後受益権 1 に対する収益の配当は、本件債権 1 の利息その他の信託財産から生ずる信託の収益から、公租公課、信託報酬等の期中運用コストを差し引いた上、本件優先受益権 1 に対する収益の配当が支払われた後に残余の収益がある場合に行われること、本件劣後受益権 1 に対する元本の償還は、本件優先受益権 1 の未払元本残高が零になった後に行われることが定められている。」

²⁷⁵ ウォーター・フォールの説明としては、平成 24 年判決から引用している前掲注（274）文中「本件優先受益権 1 に対する元本の償還は、本件劣後受益権 1 に対する元本の償還に優先して行われること」が優先劣後構造を示している。逆にいえば、前掲注（271）の通り、損失の割り当ては、劣後受益権に優先的に割り当てられることになる。

²⁷⁶ したがって、額面金額の償還が、社債のように確定していることにはならないため、劣後受益権は金銭債権には該当しないとみなすのが妥当である。債権流動化事件のように劣後受益権の元本に利息相当部分を織り込んだ場合において、期限前償還が発生したときには、未経過利息相当額については法的にも請求権が発生しないことから、その対当額に応じた額面金額が毀損することになる。つまり、金銭債権とは性質が異なる。

²⁷⁷ 信用格付は、金融商品または法人に関する信用状態の評価の結果を、記号等による等級により表示したものである（西村あさひ法律事務所編・前掲注（229）192 頁）。

²⁷⁸ 必要信用補完金額の算出手順としては次の通りとされる。①金利シナリオの設定及び裏

オリジネーターから入手する過去データを参考に、経過率に対応するデフォルト率カーブおよびプリペイ率カーブの標準シナリオを裏付け債権プールの属性分析を基に決定し、目標格付に応じたストレスシナリオを設定することにより、算出される²⁷⁹。通常はスプレッドシートを活用したキャッシュ・フロー・モデリングを作成し²⁸⁰、過去の実績と将来予測のためのシナリオに基づいた将来キャッシュ・フローのシミュレーションを行う²⁸¹。

第3項 評価差額の実体的分析

劣後受益権の性質は、残存キャッシュ・フローを受け取る権利であり、本件債権1が、本件優先受益権1と本件劣後受益権1に分割された理由は、優先劣後構造の設定により、本件優先受益権1に対して高い信用格付を取得するためであると考えられる。したがって、本件劣後受益権1の額面金額約30億円は、必要信用補完金額の算出手順を通じて、算定されたものであると考えられる²⁸²。本項では、その性質を基に本件優先受益権1の売却益として計上された約17億円の実体について分析を行うものとする。劣後受益権に対して市場価格が存在せず、公正価値の合理的な算定は、具体的には割引現在価値法により算出される²⁸³。簡略した数式で、劣後受益権の時価PVを示すと次の通りとなる。

$$PV = \sum_{k=1}^n \left(\frac{CF_k}{(1+r_k)^k} \right) \quad \cdots \text{式1}$$

付資産のキャッシュ・フローの作成（複数）、②デフォルト率及びプリペイ率の設定、③累積デフォルト金額の算出、④デフォルト債権の担保物件からの回収額、コミングリング・リスク、希薄化リスクの考慮、を通じて、必要信用補完金額が算出され、その信用補完構造のイメージとしては、(a) デフォルト・リスク対応信用補完、(b) 金利変動リスク対応信用補完、(c) コミングリング・リスク対応信用補完、(d) 希薄化（相殺）リスク対応信用補完から成り立っている（R&I 編『ストラクチャードファイナンス格付』136-137 頁（R&I，増補改訂版，2018））。

²⁷⁹ R&I 編・前掲注（278）137-138 頁

²⁸⁰ モデリング作成に関しては、「ファイナンシャル・モデルの基本は、案件に関連する膨大な変数と複雑な情報を整理し、理解するところから始まる」ため（キース・A・オールマン（樋本賢一・佐伯一郎訳）『ストラクチャード・ファイナンス Excel によるキャッシュ・フロー・モデリング』16 頁（シグマベイスキャピタル，2018））、一般的には評価モデルを作成する者によって、独自性が強いものになると考えられる。

²⁸¹ 将来キャッシュ・フローを予測した上で、ウォーター・フォールに従って、流動化スキームのキャッシュ・フローのシミュレーションを実施することになる。

²⁸² XがSに対して追加して金銭信託を行い本件劣後受益権1の元本の額に追加された金銭約2億円については、流動性補完のためのリザーブだと考えられる。住宅ローン債権流動化案件では、利払い・配当や諸費用支払いのための資金として、通常4か月分を積み立てるとされる（R&I 編・前掲注（278）140-141 頁）。

²⁸³ 平成24年判決では、本件債権1の時価を約227億円としているが、金融商品会計実務指針37項では、譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加えるとしており、本来であれば、取得した現金175億円に対して、新たに取得されたとされる本件劣後受益権1の時価を加えて按分計算を行うことが妥当であると考えられる。

ここで、 CF_k は k 期における劣後受益権の期待キャッシュ・フローを示す²⁸⁴。実際に劣後受益権の時価算定を行う場合には、複数のインプットデータを必要とし、さらにその作成には各種の合理的な方法による価額の計算が実施される²⁸⁵。したがって、インプットや評価技法の候補が複数想定されており、その結果、当該計算結果も複数存在することが想定されることから、PV の算出結果も一義的には決定されない可能性が高いことになる²⁸⁶。経済学的な観点からみると、債権流動化事件で認識された売却益は、PV から簿価を控除した額となり、その実体は、住宅ローン債権プールの期待利息から優先受益権の期待配当および流動化コストを控除した残余の期待収益に対する割引現在価値を示すものである。

第6節 本章における考察の総括

本章において、経済学の観点から劣後受益権の分析を行った結果、売却益を構成する「劣

²⁸⁴ CF_k は、 k 期における住宅ローン債権プールからの期待回収額から、優先受益権への元本・配当の交付や必要経費を控除した金額となるが、優先劣後構造の場合、通常、前掲注（274）のとおり、優先受益権の元本償還が先に行われる。その結果、当該キャッシュ・フローは劣後受益権の元本償還に充当されずに劣後配当のみが行われることになる。ここで、 k 期における住宅ローン債権プールの期待キャッシュ・フローは、 $(k$ 期における当初約定 $CF) \times (1 - d_k - p_k) \times SF_{k-1} + AMT_{k-1} \times p_k$ と簡略化することができる。尚、 d_k : k 期において適用されるデフォルト率、 p_k : k 期において適用される期限前返済（プリペイ）率、 r_k : k 期に適用されるフォワード・レートにスプレッドを加算したもの、 SF_{k-1} : $k-1$ 期のサバイバル・ファクター（SF）、 AMT_{k-1} : $k-1$ 期の想定元本残高を示す。また、フォワード・レートとは、年限の異なるスポット・レートを用いて将来の任意の期間の金利を現時点において確定したもの（日本アナリスト協会編『新・証券投資論Ⅱ』29 頁（日本経済新聞社、第1版、2009））、スプレッドとは、信用リスクのある債券とリスクフリー・レートとの差を表すもの、サバイバル・ファクターとは、予定 CF に対する債権の残存割合を示す指標で、前期の $SF \times (1 - \text{当期の適用デフォルト率} - \text{当期の適用プリペイ率})$ で計算されるものである（R&I 編・前掲注（278）65 頁）。

²⁸⁵ 例えば、MBS（Mortgage-Backed Securities の略で、住宅ローン債権流動化商品と同様の性質をもつ。）と呼ばれる流動化商品は、将来のキャッシュ・フローを推定し、これを現在価値に割引くことで評価され、その推定に際しては、「期限前償還（プリメイメント）」が大きな変動要因となり、わが国では期限前償還率に関する市場共通の尺度として「PSJ モデル」が広く利用されていて、モデリングのアプローチとしては、構造型アプローチ、誘導型アプローチ、統計アプローチなど複数存在するとされている（日本アナリスト協会編・前掲注（284）57-60 頁）。

²⁸⁶ 時価算定基準 8 項によれば、十分なデータが利用できる評価技法を用い、その際には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする旨の規定を行っている。また、レベル 1 のインプットが最も優先順位が高く、レベル 3 のインプットが最も優先順位が低いとし、レベル 1 のインプットを「時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの」、レベル 2 のインプットを「資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプット」、レベル 3 のインプットを「資産又は負債について観察できないインプット」と、それぞれ定義している。劣後受益権の評価ではレベル 3 のインプットが大きなウェイトを占めており、評価者によって、その額は変動するものと考えられる。

後受益権の帳簿価額と債権金額の差額」の経済的実体は、本件優先受益権 1 の売却時点における本件劣後受益権 1 に係る合理的に算定された価額に基づく評価益であると結論付けることができる。谷口教授は、法人税は、「外部から流入する経済価値」を取得として課税対象とする実現主義を採用していると解されると述べており²⁸⁷、権利確定主義の観点から、当該売却益を益金算入することの妥当性について検証する必要があると考えられる²⁸⁸。

また、当該売却益の発生根拠は、金融商品実務指針 37 項の文理解釈上、X による本件劣後受益権 1 の取得時に発生したものではなく、X が本件優先受益権 1 を D に売却した時点で発生したものとするべきあり、そもそも会計基準が規定している債権を取得した時ではないため、税法上の取引から発生したものとみなすことが可能か検証する必要がある。

さらに、仮に、当該取引が税法上の取引に該当するとされた場合においても、売却益の算出方法が法人税法の要請に合致するものか検討する必要があると考えられる。

²⁸⁷ 谷口・前掲注 (13) 215 頁

²⁸⁸ 船荷証券事件判決は、その権利の実現が未確定であるにもかかわらずこれを収益に計上することは一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとは認め難いと指摘しており、通常は、評価益の益金算入は公正処理基準に該当しないと考えられる。

第6章 債権流動化事件における法実質の観点からの考察

第1節 法実質の観点

第1項 法実質に係る問題の所在

「租税法においても、要件事実の認定に必要な事実関係や法律関係の『外観と実体』、『形式と実質』ないし『名目と内容』がくいちがっている場合には、外観・形式ないし名目に従ってではなく、実体・実質ないし内容に従って、それらを判断し認定しなければならず²⁸⁹、
「真実に存在する法律関係からはなれて、その経済的成果なり目的なりに則して法律要件の存否を判断することを許容するものでないことに注意する必要がある」²⁹⁰。

同様に、事実認定について厳格性が問題となるのは、課税要件事実の「外観と実体」あるいは「形式と実質」が食い違っている場合で、別段の定めがない限り、外観や形式に従ってではなく、一般的には実体や実質に従って当該事実が認定される²⁹¹。そして、課税の基礎とされる私法上の法律関係は、私的自治形成された真実の法律関係を実体・実質として捉える法実質主義に基づくものであり、それを離れて、法律関係の経済的な動機・目的や成果を、実体・実質として捉える経済的実質主義は、厳格な事実認定の要請の下では許されない²⁹²。そのため、本来、税法会計は法実質によって判断されるべきものである。また、「法実質」と「経済的実質」とは全く異質なものではなく、「法実質」とは、法形式の枠内で把握される経済的実質であり、「経済的実質」とは、法形式の枠にとらわれることなく専ら経済的視点から把握される経済的実質である²⁹³。つまり、経済的実質を基にした企業会計に対してリーガルテストを行うことで法実質を基にした税法会計が抽出されると考えられる。そして、経済的実質主義の問題点として、実体や実質の基準や範囲が必ずしも明確でないため、税務官庁の形式的・裁量的判断が介入することが懸念される²⁹⁴。さらに、筆者は、経済的実質主義をフリーハンドで認めると、納税者側においても裁量の余地が生じて、恣意的に課税要件事実をコントロールする懸念が生じると考えている。

したがって、課税要件法定主義の観点から、課税所得の計算に係る細則も、法令で規定するのが望ましい。しかしながら、所得課税である所得税・法人税などでは、課税標準の算定のために細かな計算段階を設ける層状構造を形成していて、多くの条文が直接命じているのは、各計算段階における具体的金額の算入可否になっており、終局的な法律効果である納税義務は、その最終的な各段階の計算を経て算定される²⁹⁵。その結果、計算過程の内容が条文化されておらず、細部の法的な要件が明確化されていないことになっている。

²⁸⁹ 金子・前掲注(1) 148頁

²⁹⁰ 金子・前掲注(1) 149頁

²⁹¹ 谷口・前掲注(13) 60頁

²⁹² 谷口・前掲注(13) 60頁

²⁹³ 谷口・前掲注(13) 61頁

²⁹⁴ 谷口・前掲注(13) 61頁

²⁹⁵ 田中昌国『課税要件法の理論と課題』1-2頁(成文堂、初版、2022)

第2項 債権流動化事件における法的実質に係る論点

金融商品実務指針 37 項の適用を肯定した平成 26 年判決の妥当性を導く根拠として、船荷証券事件を引用して経済的実質の観点から評価しているが、本来であれば、法的実質の観点から検証を行うべきである。要するに、売却益の実体および発生根拠について明確な法的根拠がないため、権利確定主義の観点や、租税法上の取引として法人税法の観点から検証を行う必要がある。また、当該売却益算出に係る評価技法の妥当性について法人税法の観点から検証を行う必要がある。本章では、これら 3 つの論点について法的実質の観点から検討分析することにより、筆者の試論としての「税会計処理基準」を整理するものとする。

第3項 本章における分析のフレームワーク

3 つの論点に対応する法的実質の考え方を整理するために、本章では、船荷証券事件²⁹⁶、第三者割当増資事件²⁹⁷、生保年金二重課税事件²⁹⁸の三件に係る判例を分析する。船荷証券事件は「公正処理基準」に該当する要件について、第三者割当増資事件は租税法上の「取引」に該当する要件について、それぞれ判示したリーディングケースとなる判例である。また、生保年金二重課税事件は、割引現在価値法の概念を用いて課税要件事実を認定しており、本件における売却益算出手法の妥当性検証に関して参考となる判例である。3 つの判例から法的実質の概念を抽出し、債権流動化事件に当てはめを行い、税会計処理基準の係る法的な要件の構築を試みる。

第2節 船荷証券事件²⁹⁹

第1項 判旨の概要

「ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきもの」とし、原則として権利確定

²⁹⁶ 最判平成 5 年 11 月 25 日・民集 47 卷 9 号 5278 頁

²⁹⁷ 最判平成 18 年 1 月 24 日・判時 1923 号 20 頁

²⁹⁸ 最判平成 22 年 7 月 6 日・民集 64 卷 5 号 1277 頁

²⁹⁹ 事案の概要は次のとおり。輸出取引業を行っている B 社と海外顧客の輸出取引は、B 社が輸出商品を船積みした上で、運送人から船荷証券の発行を受け、商品代金取立てのために振り出した荷為替手形に船荷証券等を添付した荷為替手形を B 社の取引銀行が買い取りを行っていた。通常、輸出取引において、信用状の授受や輸出信用保険制度の利用により、売主は商品の船積みを完了すれば、取引銀行による荷為替手形の買い取りによって売買代金の回収を図ることができる実情であり、輸出取引による収益計上については、船積日基準（船積時を基準として収益を計上する会計処理）が、実務上、広く一般に採用されていた。一方で、B 社は、従前から、為替取組日基準（買取銀行による荷為替手形の買い取り時に、船荷証券を取引銀行に交付することを商品の引渡しとみなし、荷為替手形の買い取り時点で、輸出取引による収益を計上する会計処理）によって、法人税の所得金額の計算を行っていたが、そのことが公正処理基準に適合しないことを理由に課税当局が更正処分を行ったため、B 社がその取消しを求めて訴訟を提起した。

主義が採用される³⁰⁰。もっとも、法 22 条 4 項は、「現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当である」として、「権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきである」。その一方で、「その権利の実現が未確定であるにもかかわらずこれを収益に計上したり、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待って収益に計上するなどの会計処理」については、公正処理基準に適合するものとは認め難い。そして、船積日基準は、「船荷証券が発行されている場合でも、商品の船積時点において、その取引によって収入すべき権利が既に確定したものとして、これを収益に計上するという会計処理も、合理的なものというべきであり」、公正処理基準に適合する。一方で、為替取組日基準は、「既に確定したものとみられる売買代金請求権を、為替手形を取引銀行に買い取ってもらうことにより現実に売買代金相当額を回収する時点まで待って、収益に計上するものであって、その収益計上時期を人為的に操作する余地を生じさせる」ため、公正処理基準に適合しない。

第 2 項 当該判決の意義

「本件判決は、公正妥当な会計処理基準の今後の運営の上で、重要な役割を果たすことになる可能性を持った判決である、といてよい」と評価される³⁰¹。その意義は、法人税法 22 条が定める法人の所得算定における収益の計上基準（年度帰属）は、原則として権利確定主義³⁰²が妥当する旨を最高裁が明示的に述べた点にある³⁰³。この場合、権利の確定が収益の実現と同義で使われているものの、最高裁は「実現」の具体的な内容についてまでは説明していない³⁰⁴。また、対価に対する権利の確定という私法上の観点に基づく法的テストであるものの、私法上、対価請求権がいつ成立するのかは必ずしも明らかにされていない³⁰⁵。

渡辺徹也教授は、最高裁が為替取組日基準を排斥する理由から、最高裁としては、実現している収益の計上時期を人為的に操作することが、公正な所得計算という法人税法の目的に反すると考えていると読めると指摘している³⁰⁶。筆者は、権利確定主義を「契約の相手方

³⁰⁰ 原則として所得の帰属年度を決定する際に採用される（金子・前掲注（1）317 頁）。

³⁰¹ 清永敬次「判批」民商法雑誌 111 巻 1 号 152 頁（1994）

³⁰² ここで権利確定主義とは、「その年において収入すべき金額」を「その年において収入すべき権利の確定した金額」と解釈して、収入金額の年度帰属を判定する考え方である（谷口・前掲注（13）355 頁）。

³⁰³ 神山弘行「判批」中里実ほか編・前掲注（119）129 頁

³⁰⁴ 渡辺徹也・前掲注（5）40-41 頁

³⁰⁵ 岡村・前掲注（28）58 頁

³⁰⁶ 渡辺徹也・前掲注（5）41 頁

に対して債権が発生すること」と解釈しており³⁰⁷、最高裁の判断は妥当と考えている³⁰⁸。

第3項 船荷証券事件からの示唆

筆者は、権利確定主義について、私法上の請求権が確定していることと同義であると解釈している。しかし、債権流動化事件における売却益の実体は評価益と解釈されるため、権利確定主義を充たしてないと考えられる。そもそも、本件劣後受益権1に対して請求できる権利は、交付日において確定した劣後配当等に限定されるため、権利確定主義の観点からみると、優先受益権の譲渡時点における評価益を一括計上する根拠がないと考えられる。

また、債権流動化取引の実行時期は納税者によって恣意的に調整できることから、未実現の収益の計上時期を人為的に操作することが可能となり、公正な所得計算という法人税法の目的に反すると考える³⁰⁹。

したがって、筆者は、船荷証券事件に係る判例の射程を考慮すれば、債権流動化事件の税務処理は「法人税の要請」に反すると考えている³¹⁰。

第3節 第三者割当増資事件³¹¹

第1項 判旨の概要

C社の保有するE社株式に表章された同社の資産価値については、C社が支配し、処分することができる利益として明確に認めることができるところ、C社は、このような利益を、F社との合意に基づいて同社に移転したというべきである。したがって、この資産価値の移転は、C社の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、C社において意図し、かつ、F社において了解したところが実現したものということができるから、法人税法 22条2項にいう取引に該当する。

³⁰⁷ ここで、債権とは、債務者に一定の行為を請求する権利のことを意味する（内田貴『民法Ⅲ』24頁（東京大学出版会、第4版、2020））。

³⁰⁸ 銀行の与信取引において、買取銀行が荷為替手形の買取を行うことは、当該手形の請求権（権利）が確定していることを意味する。したがって、為替取組日基準を採用すると収益の認識を納税者の裁量によってコントロールできることとなる。

³⁰⁹ 為替取組日基準を、人為的操作可能性から否認した船荷証券事件とも整合的である。

³¹⁰ 平成26年判決では、「当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合」を引用して、法人税法上も正当な処理と是認している。筆者は、ここでいう「特定の基準」とは通常の商取引に対するものであり、債権流動化取引に係る償却原価の方法を継続して適用することとは、性質が異なっていると考えている。

³¹¹ 事案の概要は次のとおり。C社100%出資の子会社E社（オランダ法人）が、その発行済株式総数の15倍の新株をC社関連会社F社に著しく有利な価額で発行した。これに関して、課税当局が、C社の有するE社株式の資産価値のうち上記新株発行によってF社に移転したものを、C社のF社に対する寄附金と認定し更正処分を行い、C社がその取消しを請求したもの。

第2項 当該判決の意義

太田弁護士は、当該判決の4つの意義のうちの1つとして、私法上の意味における「取引」の当事者でない者の間において資産価値の移転があった場合にも、法人税法22条2項の適用により、当該価値を移転した者に対して、それを伴うキャピタル・ゲイン課税を認めた点で、より一般的な否認規定として用いられる端緒となったことを挙げている³¹²。金子名誉教授は、法人税法22条2項が規定する取引は法的取引を意味していると解すべきであるが、当該判決は、取引の意義をそれよりも広く解し、子会社に対する支払力ないし影響力の行使をもそれに含めていることについて、この解釈を無条件に拡大して適用することには慎重でなければならないと指摘している³¹³。谷口教授も、会計上の外部取引は収益に関しては基本的に私法上の取引と重なり合う概念としており、当該判決においては「取引」の意義を広く解釈することで、新株有利発行の場合の第三者割当を「支配権の変動という、会社の基礎的変更となるような第三者割当」とみて、その法形式を非典型的事業譲渡として捉えたものと解されるとしている³¹⁴。一方で、無償取引とみる見解も存在する³¹⁵。

第3項 第三者割当増資事件からの示唆

増井教授によれば、法人税法22条2項と3項3号の「取引に係る」という規定ぶりが示しているように、法人税法は、実現した利益を課税の対象とし（実現原則）、未実現の利得を課税の対象から除外している³¹⁶。第三者割当増資事件については、子会社への実質的な経済移転を私法上の取引とみなしたものと考えられる。一方で、債権流動化事件においては、外部に移転した収益は存在しないため、私法上の取引には該当しないものと考えられる。尚、一般的には、『取引』とは、基本的には企業の資産・負債・資本に影響を及ぼす出来事という簿記上の意義における取引³¹⁷を意味すると考えるべきである³¹⁸。税法上の取引の意義を、私法上の取引に限定する見解と記帳の対象となる一切の事情と捉える見解の2つがあり、

³¹² 太田洋「判批」中里ほか編・前掲注（119）106-107頁。残りの三点については、①法人税法22条2項の活用によりクロスボーダー取引に関する課税規定の欠缺がカバーされることを明確にしたこと、②同法22条2項と同法132条のどちらを適用しても税額の点で相違がない場合には税務当局の選択に委ねるとする有力な見解に与したと解されること、③既存株主説の立場を初めて明確に採用して有利発行をめぐる諸問題についての議論を大きく進展させたこと、である。

³¹³ 金子・前掲注（1）347頁

³¹⁴ 谷口・前掲注（13）391頁

³¹⁵ 渕・前掲注（5）383-384頁。この見解を債権流動化事件に当てはめを行うと、第三者Dの課税関係に与える影響を検証する必要性が想定される。

³¹⁶ 増井・前掲注（16）214-215頁

³¹⁷ 会計（簿記）上の取引とは、企業の経済活動や事象のうち、企業の資産・負債・資本に影響を及ぼす出来事で、①その事実がすでに発生していて、②企業の資産・負債・資本に影響を及ぼしており、③その影響が合理的な正確度で金額的に測定できる、という3つの要件を満たしている必要がある（桜井・前掲注（110）25頁）。

³¹⁸ 岡村忠生ほか『租税法』168頁（有斐閣、第4版、2023）

後者の方を妥当する見解も存在する³¹⁹。しかしながら、法人税税上の収益は実現されたものでなければならず、この実現とは外部からの経済的価値の流入を意味するものであり、納税義務者の把握する資産価値が流動性資産へと存在形態を変える事象である³²⁰。つまり、すべての簿記上の取引が税法上の取引に該当するわけではなく、法人税法の観点から判断されるべきであり、この基準として「外部からの経済的価値の流入」を充たすべきであると筆者は考えている。

債権流動化取引においては、外部からの流入した経済的価値は、優先受益権額面相当額の現金に限定されており、劣後受益権に係る簿記上の取引は、税法上の取引には該当しないと考えられる。したがって、「外部からの経済的価値の流入」というリーガルテストを行うことによって、売却益は益金不算入とするのが妥当であると考えられる。

第4節 生保年金二重課税事件³²¹

第1項 判旨の概要

年金の方法により支払を受ける年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものについては、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価³²²に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一の

³¹⁹ 岡村忠生ほか「有利発行課税の構造と問題」岡村忠生編『新しい法人税法』276頁（有斐閣，初版，2007）

³²⁰ 岡村ほか・前掲注（319）280-281頁

³²¹ 事案の概要は次のとおり。Gの夫Hは、I生命との間で、Hを被保険者、Gを保険金受取人とする年金払特約月生命保険契約を締結し、保険料を負担していた。Hの死亡後、Gは特約年金として、10年間にわたり、毎年230万円ずつを受け取る権利（以下「本件年金受給権」）を取得した。Gは、I生命から、第1回目の特約年金（以下「本件年金」という。）として、230万円から源泉徴収税額22万800円を控除した金額の支払を受けたものの、確定申告等において、本件年金の額を収入の額に算入していなかった。なお、Gは相続税の確定申告において、旧相続税法24条1項1号の規定により計算した本件年金受給権の価値1380万円を相続税の課税価格に算入していた。これに対して、所轄税務署長は、本件年金の額から、既払保険料に基づく必要経費9万2000円を控除した220万8000円をGの平成14年分の雑所得と認定し、更正処分をしたため、Gが当該更正処分の取消しを請求した。

³²² 「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当」する。

ものといふことができ、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税の課税対象とならないものといふべきである。本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない。

第 2 項 当該判決の意義

神山教授は、「本判決を理解するには、資産の価値を『将来キャッシュフロー・フローの割引価値の総和』と観念するファイナンス理論の視点が有益である」と述べている³²³。本判決の論理によれば、相続税の課税対象となっている年金受給権の価額が、各年の年金の金額の現在価値の合計価額を構成しているため³²⁴、数式で表すと以下の通りとなる。

$$1380 = 230 + \frac{230}{1+r} + \frac{230}{(1+r)^2} + \cdots + \frac{230}{(1+r)^9} \quad \cdots \text{式 2}$$

ここで、 r は理論的には相続発生時点の市場レートが基準となるべきであるが、式 2 を満たす r の値を算出すると 13.7% になる³²⁵。ファイナンス理論による割引率を用いて現在価値を求めることは実務的に困難なため³²⁶、相続税法 24 条が算出方法を規定している³²⁷。尚、実質的な課税の繰り延べが生じること³²⁸が問題視され、2010 年度税制改正にて、実際の金利情勢等に沿った水準になるように相続税法が改正されている³²⁹。ただし、当該判決³³⁰は、

³²³ 神山弘行「判批」中里実ほか編・前掲注 (119) 69 頁

³²⁴ 中里実「判批」ジュリスト 1410 号 20 頁 (2010)

³²⁵ 本判決に係る相続発生日である平成 14 年 10 月 28 日時点の 10 年国債の利回りは 1.044% となっている (財務省ホームページ「国債金利情報」, https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm, 2025 年 1 月 4 日閲覧)。

³²⁶ DCF 法で評価する場合、理論的には市場レートにクレジットスプレッドや流動性プレミアム等を加味して r を算出することになる。

³²⁷ その残存期間に受取る給付金額に、残存期間が 9 年の場合には、百分の六十の割を乗じて計算した金額となる (中里・前掲注 (324) 24 頁)。この結果から、毎年 $230 \times 10 \text{ 回} \times 0.6 = 1380$ が算出されることになる。

³²⁸ 式 2 に対して、 $r = 1.044\%$ を代入すると、割引現在価値は約 2196 となり、816 の差額が生じるため、仮に相続税率为 30% とすると約 245 万円の相続税額が減少することになる。一方で、816 部分については、雑所得として 10 年間に亘って所得税の課税対象となるため、期間配分の差とみなすことも可能と考えられる。

³²⁹ 年金受給権の評価額を、①一時金相当額、②解約返戻金相当額、③予定利率に基づいて計算した年金受給額の現在価値相当額の三つのうち、いずれか多い額で評価することになった。予定利率は 1~2% 程度に設定されており、1.5% とした場合の評価額は 2152 万円になる。(是枝俊悟「年金型生命保険の二重課税問題についての論点整理」大和総研 Legal and Tax Report 5 頁 (2010))。

³³⁰ 「本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致する」。

初回に受取った 230 万円に対して所得税が課税されないことを示しているに過ぎないため、二回目以降の受取に対応するために、国税当局は所得税法施行令を改正し³³¹、所得税の課税標準の計算を規定した³³²。この計算方法は、運用期間の運用益を各年度に残存期間に応じて配分すると解釈でき、ファイナンス理論の観点からは、雑所得は運用益に相当するものとみなすことができる³³³。中里名誉教授は、最高裁は現在価値を超える運用益部分に対する所得税の課税を認めており、所得税の経済的効果を正確に把握している点において、経済学的にみても、きわめて優れた判決であると評価している³³⁴。

第 3 項 生保年金二重課税事件からの示唆

生保年金二重課税事件においても、本件と同様に課税要件事実の認定に対して、割引現在価値法を使用している。もっとも、生保年金二重課税事件における、割引率に予定利率を使用することが、現在価値の算出方法として妥当であるかは、ファイナンス理論の観点から別途検証が必要であると考えられる。しかしながら、実務上、市場実勢の数値を利用して現在価値を算出することは極めて困難であり、予定利率という恣意性が働かない客観性が確保されたインプットを利用している点は評価できると考えられる³³⁵。

第 5 節 3 つの判例分析からの税会計処理基準への示唆

船荷証券事件、第三者割当増資事件、生保年金二重課税事件の 3 つの判例を検討分析し、債権流動化事件において益金の額に算入された売却益の取扱いについての当てはめを行う。第一に、船荷証券事件の最高裁判決の枠組みに従えば、法人税法における収入の帰属年度の判定は権利確定主義によって行われることになるが、債権流動化事件では権利が確定していない評価益の段階で収入としており、当該処理は公正処理基準の観点から妥当なものであるとはいえないと解釈できる。第二に、第三者割当増資事件の最高裁判決の枠組みに従えば、外部への実質的な経済移転が生じるものが税法上の取引とみなすことになるが、債権流動

³³¹ 「相続税の課税対象部分以外を所得税の課税対象とし、確定年金、終身年金等の種類に応じて、その年金の残存期間年数、支払総額等を基に、所得税の課税対象となる一単位当たりの金額を計算し、これに経過年数を乗じて、その年分における雑所得に係る総収入金額を算出する」(国税庁『相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算について(情報)』5 頁 (2010))。

³³² 複利現価法を活用し、定額受取額から該当月の相当額を控除したものを雑所得とみなすことになった(国税庁タックスアンサー No. 1620「相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係」)。

³³³ この結果、毎年受取る年金のうち運用益部分のみを課税対象としており、相続税の課税対象となった現在価値(＝元本相当部分)は課税対象とならず、所得税法 9 条 1 項 15 号の趣旨に沿った対応となっている。

³³⁴ 中里・前掲注 (324) 22 頁

³³⁵ 予定利率とは、保険会社が運用するときに約束する利率のことで、保険会社が保険契約時に決定する(SMBC 日興証券ホームページ「初めてでもわかりやすい用語集」, <https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/yo/J0202.html>, 2025 年 1 月 4 日閲覧)。

化事件では外部への経済的利益の移転が生じていないにもかかわらず、公正価値評価という内部取引を「取引」として取り扱っている³³⁶³³⁷。第三に、生保年金二重課税事件の最高裁判決の枠組みに従えば、割引現在価値法の評価技法を用いて課税要件事実を算定すること自体は認められているものの、インプットは法令等で規定されており、債権流動化事件における納税者の裁量に基づく算定方法とは相違している³³⁸。筆者は、これら3つの点から踏まえて、債権流動化事件における平成26年判決については、公正処理基準の構成要素にはならないものと判断した。

本章における考察の結果は、税会計処理基準の要件としても、一般論として成り立つものであると筆者は考えている。第一点として、権利確定主義が要件となることについては、すでに酒井教授も指摘されており、特段の論点はないものと考えられる。第二点として、税法上の「取引」に対して、当該取引において外部からの経済的価値の流入が伴うことを要件することは、担税力の観点からも妥当であると考えられる。そして、第三点として、課税要件事実である所得の計算において、割引現在価値を用いる場合には、法令等でその手法等が規定されているものであること³³⁹は、恣意性を排除する観点から妥当であると考えられる。この場合における恣意性の排除については、納税者および課税当局の両面から確保できると考えられる。したがって、筆者は、法人税法の観点から企業会計を税会計処理基準に適合すると判断するためには、最低限、これらの三要件を充足する必要があると整理する。経済的実質に基づく企業会計に対して、三要件に基づいたリーガルテストを実施することにより、法人税法の要請に合致するかの判定が可能になると考えられる。

第6節 不動産流動化事件との比較分析

前掲注(5)のとおり、債権流動化事件と不動産流動化事件については、公正処理基準の観点から比較検証されている。本節では、債権流動化事件と不動産流動化事件との比較分析

³³⁶ 公正価値とは、観察可能な市場価格だけでなく、合理的に算定された将来キャッシュ・フローの割引価値も含む評価額のことをいう（桜井・前掲注(110)87頁）

³³⁷ 第三者割当増資事件では、「関係者の『意思』や『合意』、資産価値移転の『対価』などの法律的な取引の要素が重視されている」（谷口・前掲注(13)391頁）。債権流動化事件において、資産価値が移転したものは、本件優先受益権1に限定されており、両者において「取引」の実体は、それぞれ異質のものであると解釈できる。

³³⁸ 債務確定基準の重要な例外として償却費があり、その典型が減価償却費となっている（渡辺徹也・前掲注(5)96-97頁）。減価償却は、内部取引に基づく費用の計上を認めているが、法人税法は、厳格な三重の規制（①損金経理、②償却限度、③計算方法を政令で法定）を加えている（谷口・前掲注(13)442-443頁）。債権流動化事件における売却益の処理についても、権利確定主義の例外として取扱うならば、同様の措置（政令等による法定）が必要と考えられる。

³³⁹ 課税要件事実の認定においては事実関係や法律関係を判断し認定する必要があるため（金子・前掲注(1)148頁）、事実関係や法律関係が存在しない経済的実質に基づく公正価値評価は、法令等で規定されていない場合には課税所得の計算に算入すべきではないと考えられる。

を行うこと2つの裁判例に係る分析の総括を行う。

第3章で採り上げた谷口論文においても、債権流動化事件についても言及されており、争点となった償却原価法が伝統的な会計観（収益費用アプローチ）に基づくものであることから、平成26年判決を肯定的に評価している³⁴⁰。しかしながら、筆者は、伝統的な会計観（収益費用アプローチ）に基づくものであっても、経済的実質が重視される会計処理が必ずしも法人税法の趣旨に合致するものでないと考えている³⁴¹。なぜならば、伝統的な会計観に基づく処理であっても、適用される取引の内容によっては、実体としては経済的実質に基づいた類推適用であっても、必ずしも本来の会計処理に則していない場合も想定されるからである³⁴²。実際に、基準内容アプローチに基づき、債権流動化事件と不動産流動化事件とを比較している評釈も存在しており、船荷証券事件との親和性を基準に判決を評価している³⁴³。

水野教授は、不動産流動化事件について、「証券監視等委員会の定める基準は、投資家等の保護を目的とするものであり、企業の収益を適正に計算してその経営判断に用いる会計処理の基準とは目的を異にする」と述べており³⁴⁴、法人税法の観点から金融商品取引法の趣旨を斟酌した見解であると考えられる³⁴⁵。水野教授の見解に基づけば、債権流動化事件にお

³⁴⁰ 谷口・前掲注（116）253-254頁。谷口教授は、債権流動化事件高裁判決が静態的解釈によって判断したことについて、不動産流動化事件高裁判決にも当てはめることができた点を指摘している。つまり、不動産流動化実務指針が法人税法22条4項の新設・挿入当時の会計観及びこれに基づく会計基準・慣行に該当しないことから、公正処理基準該当性を否定できたのではないかと述べている（谷口・前掲注（116）254頁）。

³⁴¹ 別途、債権流動化取引では、SPCに対して直接債権譲渡を行い、超過担保を設定するスキームも存在する。債権流動化事件における信託スキームと異なり、当該スキームにおいては、超過担保部分に係る対価を未収債権（延払債権）として認識することになる（久禮・前掲注（137）188頁）。前掲注（256）で参照した設例2を適用する場合には、劣後受益権であっても未収債権であっても、経済的実質は残存部分であるが、法的実質については、両者において全く異なるものである。仮に未収債権に対しても金融商品会計実務指針105項を適用するときには、社債と同様に償却原価法を採用することの妥当性について法的実質の観点からも検証する必要性が生じると考えられる。このように経済的実質が類似している場合にも、法的実質が相違することがある。課税所得の計算においては、法的実質を基準にして取引の処理を判断する必要があると考えられる。

³⁴² 償却原価法は、社債のクーポン利率と市場金利に差がある場合に用いられるため（山本達司『財務会計のファンダメンタルズ』281-283頁（中央経済社、第1版、2023））、本来であれば、クーポン利率が設定されていない劣後受益権に適用される会計処理ではない。したがって、会計基準を類推適用するのであれば、基準内容アプローチにより、リーガルテストを実施する必要があると考えられる。

³⁴³ 不動産流動化実務指針においてはリスク・経済価値アプローチが採用されているのに対して、金融商品会計においては財務構成要素アプローチが採用されていることから、前者は船荷証券事件との親和性が低いものの、後者は「収入すべき権利が確定したこと」から船荷証券事件との親和性が高いため、2つの事件の結論は妥当であると整理している（宮塚＝鈴木・前掲注（164）6頁）。

³⁴⁴ 水野・前掲注（17）486-487頁

³⁴⁵ さらに、不動産流動化実務指針がランクの低い会計基準であることを理由とする指摘も存在する（金子・前掲注（1）360頁）。

いても、合理的に算定された価額に基づく本件劣後受益権 1 の評価益が、権利確定主義に基づく収益認識に合致するのかの検証を行うべきであると考える³⁴⁶。また、渡辺徹也教授が提示した恣意性の観点からも³⁴⁷、債権流動化取引は、権利確定主義に基づくリーガルテストを充足するかについて検証すべきであると考える³⁴⁸。

筆者は、債権流動化事件については、権利確定主義に基づくリーガルテストを充足せず、債権流動化取引が納税者の裁量で実施されることから、税会計処理基準には該当せず、申告調整により益金不算入すべきだったと考えている。一方で、条文に明確に規定されていない権利確定主義を一般的な判断基準として多用することは、谷口教授が指摘する法創造³⁴⁹につながる懸念がある³⁵⁰。そのような問題点も勘案した上で、条文等において明確に規定することのフィージビリティについて検証する必要があると考えられる。

³⁴⁶ 債権流動化事件においては、前述のとおり、当該会計処理は「争いの無い事実」となっているため、裁判上の争点の範囲外となっている。この点は、裁判所が公正処理基準の妥当性を判断する場合の論点になり得ると考えられる。

³⁴⁷ 渡辺徹也・前掲注(5) 48 頁。債権流動化取引は、船荷証券事件における為替取引日基準と同様に、納税者が人為的に操作可能であると考えられる。

³⁴⁸ 「会計基準の委任を受けている報告書に基づいて行った会計処理であれば、少なくとも権利確定基準との関係では、公正処理基準に則った処理であると判断される可能性が高いように思われる」(森・濱田松本法律事務所編・前掲注(162) 263 頁)との指摘もあり、権利確定基準が税会計処理基準の構成要素であると考えられる。

³⁴⁹ 谷口教授の指摘する法創造とは、「税込確保および公平負担実現のための目的論『解釈』」をすることによって、「解釈者の価値判断による、立法者の価値判断の代替」が行われること、を意味すると筆者は解釈している(谷口・前掲注(13) 47 頁)。

³⁵⁰ 渡辺徹也教授も同様に、22 条 4 項が一般的否認規定として機能する危険性を指摘している(渡辺徹也・前掲注(5) 47 頁)。

第7章 法人税の観点からみた金融商品会計に係る事例研究

第1節 はじめに

本章では、経済的実質の観点が重視される金融商品会計に係る会計処理に関して、法人税法の取扱いが論点となる事例の考察を行う。最初に、CVA³⁵¹に係るみなし決済損益額の取扱いについての考察を行う。次に、公正価値オプションについての考察を行う。わが国の会計基準はIFRSとのコンバージェンスが進展しており、金融商品会計の分野においても、今後IFRS第9号が全面適用されることが見込まれる。IFRS第9号では、負債性金融商品の一部と持分性金融商品については、公正価値評価をする必要がある³⁵²。また、公正価値オプション³⁵³の指定により、償却原価に分類に対する金融負債に対して、また、償却原価測定もしくはFVOCI測定³⁵⁴に分類される金融商品に対して、FVPL測定³⁵⁵に分類することが可能となる³⁵⁶。つまり、現行の日本基準では損益が認識されていない金融商品について、IFRS9導入後は、公正価値評価により会計上は損益認識される可能性が生じることになる。これら2つの事例の考察を通じて、債権流動化事件に係る論点が個別事例ではなく、金融商品会計の他の会計処理にも通じる普遍的な要素が含まれている可能性について指摘する。

第2節 CVAに係るみなし決済損益額

全国銀行協会は、「平成31年度税制改正に関する要望」において、デリバティブ取引に係るCVAの取扱いについて、次の通りの要望を行っていた³⁵⁷（下線は筆者が付与）。

³⁵¹ CVAとは、Credit Value Adjustmentの略で、リーマンショック以降にデリバティブ取引の価格にカウンターパーティーの信用リスクを反映させるために導入されたものである（榛葉清人「CVAは価格の一部です」野村総合研究所編『金融ITフォーカス 2013年12月号』10頁）。

³⁵² 田中健二「金融商品」平松＝辻山（編）・前掲注（98）346-348頁

³⁵³ 「金融資産については、対応する金融負債との会計上のミスマッチを解消する場合、金融負債については、対応する金融資産との会計上のミスマッチを解消する場合や、その金融負債又は金融資産と金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略・投資戦略により公正価値（時価）により業績を評価・管理され、経営幹部に情報が報告されている場合に適用できる」（吉井一洋「IFRS(国際会計基準)の金融商品会計」大和総研『企業会計最前線』5頁（2013））。

³⁵⁴ FVOCI測定に分類された金融商品は、当初認識後は財政状態計算書において公正価値で測定され、その変動はOCI（その他の包括利益）で認識される（PwCあらた監査法人編・前掲注（6）77頁）。

³⁵⁵ FVPL測定に分類された金融商品は、当初認識後に公正価値で測定され、その公正価値の変動は、損益で認識される（PwCあらた監査法人編・前掲注（6）78頁）。

³⁵⁶ PwCあらた監査法人編・前掲注（6）45頁・94頁

³⁵⁷ 全国銀行協会HP「平成31年度税制改正に関する要望」<https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/2018/n9743/>（2025年1月4日閲覧）。尚、平成30年度税制改正においても、「デリバティブ取引に係るCVA等の税務上の取扱いの明確化」の要望を行っている

(5) デリバティブ取引に係る CVA 等の税務上の取扱いの明確化

・デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金算入について、デリバティブのカウンターパーティの信用力に応じた CVA 等の公正価値評価の調整についても、税務上の「みなし決済損益額」として認められることを明確化すること。

(略)

一方、デリバティブ取引に係る利益相当額または損失相当額の益金または損金算入において、デリバティブのカウンターパーティの信用力に応じた CVA 等の公正価値評価の調整についても、「みなし決済損益額」として認められるかは必ずしも明確ではない。

全国銀行協会が平成 29 年 6 月に取りまとめた「デリバティブの CVA 管理のあり方に関する研究会報告書－市場評価にもとづく CVA の導入に向けて－」では、わが国金融機関における市場評価にもとづく CVA の導入について、段階的に導入を目指すこととしているが、税務上の取扱いが明確になっていない場合、導入の阻害要因となりかねないことから、上記の点を明確化すべきである。

法人税法 61 条の 5 は、デリバティブのみなし決済損益額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する旨の規定をしており、CVA がデリバティブ取引の価格を構成していれば、本来、上記の要望は不要なものである³⁵⁸。また、債権流動化事件判旨に基づけば、金融商品会計実務指針は公正処理基準に該当するため、金融商品会計実務指針 103 項³⁵⁹の規定があるにもかかわらず、時価に含めない取扱いをすることには問題が生じる可能性がある。

一方で、CVA が信用リスクの補正であるため、通常の金銭債権の場合においては貸倒引当金に相当するものであり³⁶⁰、税務上反映させるべきかについての論点が生じるものと考えら

(全国銀行協会 HP <https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/2017/n8263/> 2025 年 1 月 4 日閲覧)。したがって、二年連続で要望を行っていたものと考えられる。

³⁵⁸ 法人税基本通達 2-3-39 はデリバティブの時価評価額を「みなし決済損益額」と定義し、オフバランス取引の場合、租税回避に利用されることが指摘されていたため、平成 12 年度税制改正によって、未決済デリバティブ取引をみなし決済として時価評価することになった(谷口・前掲注(13) 503 頁)。したがって、みなし決済損益額を課税所得の計算に反映させることは、課税政策的な判断によるものだったと考えられる。

³⁵⁹ 旧金融商品会計実務指針 103 項(4)において、非上場デリバティブ取引の時価評価は、「企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価に当たって加味する」と規定されていた。

³⁶⁰ 実際には、デリバティブ取引の評価調整には、信用評価調整とファンディング評価調整があり、信用評価調整には、取引の相手方に対する信用リスク(CVA)と自己に対する信

れる。法人税法上は、貸倒引当金は計上には一定のルールがあり、全額が損金算入されるものではない³⁶¹。したがって、ここで、デリバティブ取引の評価に CVA を反映させることは、経済的実質が貸倒引当金と類似したものを損金算入することと類似しており、可否の判断ができなかったものと考えられる³⁶²。

したがって、法人税法の観点からみれば、課税所得の計算に含むのが妥当と考えられるものが、経済的実質の観点から、反映することに躊躇したものと推定される³⁶³³⁶⁴。尚、筆者の知る限りにおいて、上記の全国銀行協会の要望に対しての公式な回答はないものの、実務書によれば、一定の条件の下で、CVA が税務上もみなし決済損益額として認められると言及されている³⁶⁵³⁶⁶。

第 3 節 IFRS9 に係る公正価値オプション等

公正価値オプションが導入された場合において、債権流動化事件で指摘した場合と同様に、割引現在価値法によって測定された公正価値評価が、評価損益として会計上の損益に認識される可能性が生じる。公正価値評価の実体は評価損益であり、法人税法 25 条もしくは 33 条の規定を鑑みれば、課税所得の計算から除外されるべきものであるから、申告調整の対象となるとの考えるのが妥当である。したがって、公正価値オプションの場合には、本来

用リスク DVA (Debt value adjustments) から構成される。また、ファンディング評価調整は FVA (Fund Value Adjustments) と呼ばれる (三菱 UFJ 銀行市場企画部編著『デリバティブ取引のすべて』187-196 頁 (金融財政事情研究会, 第 2 版, 2022))。したがって、CVA は、デリバティブ取引における信用リスクに対する価格調整であることから、貸倒引当金に相当するものである。

³⁶¹ 中小法人等や銀行・保険会社等が、損金経理した貸倒引当金のうち、政令で定められた金額までを上限として、損金の額に算入することができる (金子・前掲注 (1) 425 頁)。

³⁶² アメリカにおいても「金利スワップ取引の期末時価評価において、企業会計上は許容される契約相手の信用リスクに係る調整やディーラーの管理運営費用等の見積りを通じて所得の繰延べが内国歳入法上許容されるかという点」が争訟となったケースがある (関本大樹「米国における金利スワップ取引の税務上の時価評価に関する論点について」税大ジャーナル 6 号 41 頁 (2007))。

³⁶³ 法人税法第 22 条第 3 項は債務確定基準を規定しており、信用リスクに係る損失についてもその見積もり計上のための評価性引当金として同法第 52 条の規定を明示的に置いて対応しているため、企業会計上は保守的な取扱いが許容されとしても、他の従来型の金融商品や貸借取引との課税上の取扱いとのバランスを考えると問題なしとしないとの見解もある (関本大樹「スワップ取引における自己側信用リスクの課税上の取扱い (試論)」税大ジャーナル 11 号 73 頁 (2009))。

³⁶⁴ デリバティブ取引においては、双方がカウンターパーティの信用リスクを負うことになるため、CVA と DVA をともに考慮する必要がある、双方向信用評価調整 (BCVA=CVA+DVA) が使用される (三菱 UFJ 銀行市場企画部編著・前掲注 (360) 188 頁)。この場合、BCVA が常に負の値をとるとは限らず、正の場合には益金算入されることになる。

³⁶⁵ 三菱 UFJ 銀行市場企画部編著・前掲注 (360) 452-453 頁

³⁶⁶ 米国においても、CVA の取扱いが争点となった事件があったが、最終的には納税者の処理が認められた (関本・前掲注 (363) 74 頁)。

であれば、「別段の定め」が優先されるため、評価損益が課税所得の計算に含まれるものではなく、税務申告書による申告調整で対応すれば、特段の論点が生じない可能性がある。

しかしながら、債権流動化事件においても、「取得」の概念が争点となったことを考慮すると、経済的実質に基づく評価損益を企業会計上認識した場合であっても、むしろ、申告調整を行ったことにより、税務リスクが発生する可能性も否定できない³⁶⁷。そもそも、企業会計基準委員会が制定する金融商品会計基準に規定された場合には、公正処理基準と見なされる可能性が極めて高いと想定される³⁶⁸。筆者は、公正価値オプションが会計のミスマッチの解消等を企図して導入されることから、リスク管理目的の内部取引が税務上の「取引」と解釈される可能性もあると考えている³⁶⁹。

さらに、評価益が発生している場合において、申告調整により当該評価益を益金不算入とすると、逆に課税当局から指摘を受ける可能性もある。このことから、日本基準における単体財務諸表にも公正価値オプションが導入された場合には、債権流動化事件と同様の争訟が発生するリスクも想定される³⁷⁰。したがって、筆者は、取引の安全性を確保する観点から、明確な基準を整備することが望ましいと考える³⁷¹。

第4節 小括

CVA のケースでは、本来、みなし決済損益額に反映すべきものが、経済的実質の観点から、法人税法の取扱いが不明確になっていたと考えられ、債権流動化事件における問題とは逆の事象であると考えられる³⁷²。また、この場合の問題点は、会計基準の網羅性の欠如というよりは、最終的な妥当性の判断が裁判所によってなされるという公正処理基準の性質から生じたものであると考えられる。つまり、本来、課税所得の計算にも反映させる必要がある

³⁶⁷ 反対に、一般論として、税会計処理基準が必ずしも確立されたものではないことから、税務リスクに備えるために、税務申告書における申告調整により収益認識をするとの指摘もある（小林＝石井・前掲注（266）179頁）。

³⁶⁸ 金子名誉教授も、企業会計基準委員会の会計基準を公正処理基準と見ている（金子・前掲注（1）357頁）。

³⁶⁹ 公正価値オプションは、ヘッジ会計が適用できない場合の代替手段や会計処理適用の容易さから利用されるため（PwC あらた監査法人編・前掲注（6）47頁）、ヘッジ取引として内部取引にみなされる可能性があるとして筆者は考えている。

³⁷⁰ 第2章第2項第1節で筆者が指摘したように、連結財務諸表のみにIFRS9が全面適用された場合には、この問題は生じないと考えられる。一方で、筆者の知る限りにおいて、現行のコンバージョンは、単体財務諸表ベースでも実施されているものと考えられる。

³⁷¹ 公正価値オプションとは別に、IFRS9においては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品の場合、時価評価差額がその他の包括利益として計上され、売却時においても損益に計上されないため、その損益については申告調整が必要との指摘もあるが（小林＝石井・前掲注（266）179頁）、明確な「別段の定め」が存在しない場合に、納税者が、そのような対応をとることは難しいと考えられる。

³⁷² 債権流動化事件においては、本来、課税所得の計算に含むべきではない劣後受益権の評価益が、益金の額に算入されている。

ものが、公正処理基準の不完全性を理由として、企業会計への適用も阻害された可能性がある」と筆者は考えている。そして、公正価値オプションの例は、筆者による仮定ではあるものの、債権流動化事件と類似した公正価値評価が争訟の要因となるリスクを指摘したものである。リスク管理という内部取引が、税法上の「取引」にもみなされる可能性も十分に想定される³⁷³。

両者いずれの場合においても、経済的実質を重視する企業会計と法的実質を重視する租税法との相克が根本的な要因である³⁷⁴。このような相克は今後も発生することが見込まれることから、筆者は、法人税法の観点から何らかの基準を設けるべきであると考えている。また、評価損益とみなされる可能性が高い公正価値オプションを採り上げたのは、包括的所得概念との親和性が高いと筆者が考えているためである³⁷⁵。

法人税においても、包括的所得概念（「取得＝消費＋純資産増加」）を前提として課税標準が選択されていると考えられる³⁷⁶。包括的所得概念は未実現利益に担税力を認めているが、租税法上は、評価の困難性を中心とした税務行政上の理由から実現主義を取り入れているとの指摘もある³⁷⁷。公正価値オプションをヘッジ会計の代替として適用した場合、リスク管理目的であり、会計基準に基づいた処理のため、少なくとも評価の困難性については、一定の解決が図られているとみなされる可能性もあると考えられる。

³⁷³ リスク管理の手法には、その機能に応じて、リスクコントロールとリスクファイナンスに分類され、前者は、損失が発生する確率もしくは潜在的な損失額を引き下げることで想定損失額の期待値を低減させる手法で、後者は、発生する損失を補填することを目的に資金を調達・確保する手法である（榊原茂樹ほか『新・現代の財務管理』286-287頁（有斐閣，初版，2023））。ヘッジ会計の代替という観点からみれば、リスクファイナンスとして導入した金融商品の公正価値評価が取引とみなされる可能性もあると考えられる。

³⁷⁴ 一方で、神山教授は、権利確定主義を基準とする実現主義への批判として、「①実現主義の対象となる資産への実効税率が低くなることに起因する投資対象に対する税制の非中立性、②ロック・イン効果、③戦略的な租税負担の節減、④株式など課税繰延ができる資産を富裕層が多く保有している場合に逆進性が高まる点」などが指摘されると述べている（神山弘行「租税法と経済学と神経科学」中里実先生古希祝賀論文集『市場・国家と法』82頁（有斐閣，初版，2024））。例えば、ヘッジ会計の代替手段として、公正価値オプションを活用した場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段の会計処理が異なるから、損益の認識に不一致が生じる。この場合には、①から④の指摘に合致しないものの、実現主義の弊害が生じることもあり得ると考えられる。

³⁷⁵ 包括所得概念は所得税が採用している考え方で、「人が収入等の形で新たに得た経済的利得をすべて取得と考える」ものである（佐藤英明・前掲注（181）3頁）。

³⁷⁶ 中里実ほか編『租税法概説』161頁（有斐閣，第4版，2021）

³⁷⁷ 末永英男「税務会計の現状と課題」安藤ほか（編）・前掲注（76）273頁

第8章 考察の結論

第1節 考察のまとめ

法22条4項は、課税所得の簡素化のために導入された確認的規定であり、法人税法・商法・会社法・企業会計の三者が密接に関係し、相互に影響を及ぼし合っている。公正処理基準は、企業会計と同一の概念に基づいていることから、租税法の基本原則と齟齬が生じる可能性もある。公正処理基準の一般的な判断基準として権利確定主義が採用されているが、最終的には裁判所が、その妥当性を判断することになる。したがって、公正処理基準だけでは明確な判断ができない場合も想定されることから、公正処理基準は未確定要素を含む不完全なものである。一方で、公正処理基準が拠り所としている企業会計自体も明確な定義が存在せず、借用概念としての機能を完全には果たしていない状況にあると考えられる。

このような状況の下、近年、法人税法の観点から公正処理基準の妥当性を判断する税会計処理基準という概念が台頭してきている。同概念は、主として、権利確定主義によって税法会計の妥当性を判断することが前提となっている。税会計処理基準が提唱された背景として、企業会計と税法会計の乖離が進展していることが影響しており、そのことを示す裁判例として債権流動化事件を分析の対象に考察を行った。債権流動化事件においては、経済的実質の観点から類推適用された会計処理が公正処理基準として妥当であるかが争点であったものである。さらに争点外において、本来、課税所得の計算から除外する必要がある評価益が益金算入されたという問題も内包している。

こうした問題が発生する背景として、筆者は、経済的実質を重視する企業会計を課税要件事実に対して、直接的に当てはめを行ったことに起因していると考えている。本来、課税要件事実とは法的実質を基に判断されるべきものであり、筆者は3つの最高裁判決を分析して、それらの判例の射程の範囲を考慮して、税会計処理基準を構成する3つの判断軸を抽出した。その三点とは、①権利確定主義に基づいていること、②税法上の「取引」とは経済価値の外部からの流入もしくは外部への流出を伴うこと、③合理的な方法によって算定される価額を課税所得の計算に反映させる場合にはその算定方法について恣意性を排除すること、である³⁷⁸。もっとも、これらは条文上明文化されていないため、最終的な妥当性な判断は裁判所が行うことから、公正処理基準は不完全なものであると結論付けることに至った。

³⁷⁸ ①については、債務確定主義（法人税法22条3項1号括弧書き）が既に規定されていることから、権利確定主義を条文で規定することも特段の問題はないものと考えられる。もっとも、資産の譲渡等に関することは既に22条の2において規定されており、「その他の取引」についての規定を整備することになる。この場合においては、債務確定主義を含む現行規定との整合性について検証する必要があると考えられる。②については、「取引」を同法2条において定義をすることは特段の問題はないものの、所得税法等との整合性を検証する必要があると考えられる。③については、すべての取引を網羅的に羅列することは不可能であることから、都度、個別規定の設定を検討する必要があると考えられる。

当該論点を示す事例として、CVAに係る税務処理の問題点と日本基準に公正価値オプションが導入された場合に想定される税法上の論点の二点について考察を行った。前者に係る考察においては、公正処理基準の不完全性から、本来あるべき税務処理に対して疑義が生じていたと筆者は考えている。また、後者に係る考察においては、あくまで筆者の仮説ではあるものの、今後のコンバージェンスの進展の状況によっては、再度、債権流動化事件と同様の争訟が発生する潜在的なリスクが存在することを指摘した。

第2節 考察から認識された論点

第1項 経済的実質と法的実質の相克

公正処理基準には、納税者が行う課税所得の計算に対して法的な不確実性を伴うという問題が内包されている³⁷⁹。特に、債権流動化取引のように1つの取引が複数の契約によって構成されている場合において、経済的実質に基づいた会計処理がなされるときは、納税者と課税当局との認識が一致しないリスクがある。なぜならば、税法会計は、権利確定主義を中心とする法的実質を基準とするべきであり、その結果、両者における取引の解釈に相克が生じる可能性が懸念されるからである³⁸⁰。

まず、複合契約論の観点から取引を解釈する場合には、信託譲渡と優先受益権譲渡の二段階取引を一体契約とみなして譲渡益を認識する余地があると考えられる³⁸¹。しかしながら、複数契約を一体と捉えることは経済的実質の観点から取引を評価することになり、法的実質を重視する法人税法の要請に合致しない可能性が高いと考えられる³⁸²。次に、取引

³⁷⁹ 前述のとおり、別段の定めがあるものを除き、その処理方法が法によって明確に定義されていないため、その妥当性に係る最終的な判断を裁判所が行うことが要因である。

³⁸⁰ 例えば、レボ取引事件控訴審判決（東京高裁平成20年3月12日・金判1290号32頁）においては、納税者が売買契約として会計処理を行ったレボ取引に対して、課税当局は企業会計の観点から貸付金利子とみなして更正処分を行ったが、最終的には、裁判所は契約構成の観点から売買契約と判断した。

³⁸¹ 劣後受益権の取得時において売却益を認識するためには、経済的実質の観点から信託契約と優先受益権譲渡契約を複合契約として一体にみなす必要があると考えられる。複合契約と租税法の関係については、酒井教授が分析を行っており（酒井克彦『ステップアップ租税法と私法』210-224頁（財経詳報社、初版、2019））、複数の契約を1つの束として捉えて、課税関係を探る構成の法律解釈は少なからず困難性を伴うと結論付けている（同223頁）。金融取引においては、複数の契約から構成されている場合に、経済的実質の観点から一体の取引とみなすアプローチが存在する。例えば、レボ取引事件（前掲注（380）参照）では、課税当局は、債券売買契約と債券買戻契約を一体ととらえて、経済的実質の観点からレボ差額を貸付金利子と整理している。尚、前掲注（263）のとおり、法人税基本通達2-1-46は流動化取引における一体処理を否定しており、その理由について、筆者は経済的実質主義を排除することにあると解釈している。

³⁸² 金子名誉教授はレボ事件について「経済的実質に着目してみだりに拡大解釈を行うことは妥当ではない」と評価している（金子・前掲注（1）128頁）。債権流動化事件においても、法的実質の観点から金融商品会計実務指針105項を類推適用することの妥当性について検証する必要があると考えられる。

に係る会計処理は経済的実質に応じて複数の候補から選択される場合がある³⁸³。一方で、当該取引を法実質の観点からみると、その関連契約書の構成に応じて、唯一の法的取引とそれに対応した権利義務関係に整理される³⁸⁴。その結果、例えば、債権流動化事件に関しては、優先受益権の譲渡に係る法実質は等価交換となるため、税法会計の観点からは損益を認識する私法上の根拠が存在しないと考えられる³⁸⁵。そして、経済的実質の観点から会計処理した取引を借用概念の観点から再評価すると、法実質の観点からみた実体との間に齟齬が生じる可能性がある。例えば、債権流動化取引に金融商品会計実務指針 105 項を適用することは、法実質が金銭債権ではない劣後受益権を社債と同列に扱うことになり、法的な整合性が確保されない懸念が生じる³⁸⁶。

したがって、経済的実質に基づく企業会計の観点のみから公正処理基準の妥当性を判断すると、法人税法の要請に合致しないリスクが存在する³⁸⁷。一方で、本来、法実質の観点から公正処理基準を判断すべきであるが、法令等において明確化されていないというトートロジカルなジレンマが存在する。例えば、債権流動化事件における売却益は、①権利が確定していない将来の期待収益を評価したものであり、②法実質の観点において外部からの経済価値の流入が伴っておらず、③市場時価が観測されないために合理的な評価技法によって算定されたものであることから、三要件を充足していない³⁸⁸。しかし、企業会計

³⁸³ 例えば、前掲注 (253) のとおり、金融商品会計実務指針 36 項は、債権流動化取引における金融資産の消滅時に何らかの権利・義務が存在する場合には、「残存部分」もしくは「新たな資産」と、その経済的な性質に対応して 2 つの選択肢を定めている。

³⁸⁴ 債権流動化事件においては、前述のとおり、その契約書の構成から信託契約と優先受益権譲渡契約の二段階取引であり、金融資産の消滅時における譲渡人の権利については信託契約に規定されているとおり、一義的に劣後受益権と決定される。

³⁸⁵ 第 6 章第 3 節第 3 項のとおり、本件売却益の算定要因については税法上の「取引」に該当しないと整理した。また、法実質の観点から債権流動化事件に係る経済効果を分析すると、優先受益権は時価で第三者に売却されていて、その対価は優先受益権簿価（およびその裏付けとなる住宅ローン債権簿価）と等価であるために純額での経済価値の外部からの流入は発生していない。こうした状況下で、第三者との取引が等価ではないと仮定すると、法人税法の観点から、当該差額が税法上の交際費もしくは寄付金に該当するか検証する必要があるが生じる。

³⁸⁶ 前掲注 (342) のとおり、償却原価法は、社債を取得した際の表面利率と実質利率との差を調整する会計処理であるため、法的な性質が異なる劣後受益権に対して適用することの妥当性について、借用概念の観点から検証する必要があると考えられる。

³⁸⁷ 金子名誉教授は、債権流動化事件控訴審判決に対して、「金融商品会計実務指針の 105 項は、金融取引の観点からは、合理性があるとしても、法人税の観点からは、信託受益権の利益配分は収益として扱うのが公正妥当な会計処理の基準であるといえよう」と述べている（金子・前掲注 (1) 361 頁）。

³⁸⁸ デリバティブ取引においても、みなし決済金額の算定時に、現在価値やオプションモデルを用いた「合理的な方法」によって行う場合がある（岡村・前掲注 (28) 275 頁）。ただし、デリバティブ取引は、解約（キャンセル）するときに時価を受払いする必要がある、つまり当該デリバティブ取引の含み損益（時価）を確定して清算することになる

上は妥当とみなされた会計処理に対して法人税法 25 条を適用することについて、納税者が躊躇することが想定される。なぜならば、本件売却益の実体は評価益であるものの、企業会計の観点からは売却益として計上することが妥当と判断されているからである³⁸⁹。したがって、「取引」の解釈に関して経済的実質と法的実質との相克が発生する場合において、法人税法の観点から妥当性を判断する基準が明確化されていないという問題が存在している³⁹⁰。

第 2 項 不完備契約としての租税法

租税法は課税当局と納税者の間で締結された契約の内容を示したものであるという見方が存在し、課税当局が、納税者に対して、納税者が受け入れなければならない標準的な契約内容を租税法という形で提示しており、一種の「契約」とみなした場合には、租税法には不完備性がある³⁹¹。渡辺論文では、「納税義務を課すべき対象である経済的な事実の全体

(福島良治『企業価値向上のデリバティブ』137 頁(金融財政事情研究会, 第 1 版, 2015))。したがって、みなし決済金額が合理的に算定された価額であっても、その時点において清算したと仮定した場合には、実質的に権利義務が確定して、経済価値の流入が期待されるため、債権流動化取引に係る劣後受益権や公正価値オプションに対する割引現在価値とは法的にも経済学的にも、その実体は大きく異なっている。

³⁸⁹ 劣後受益権は残存部分であって、売却益は優先受益権の売却時点で認識されたものであることから、文理解釈上は、金融商品会計実務指針 105 項の前提を充たしていないと考えられる。一方で、企業会計上は、経済的実質の観点から、会計監査を通じて公正妥当な会計処理と判断されたと推定される。前掲注(184)のとおり、平成 26 年判決も「類似した利益状況」と判断している。

³⁹⁰ 優先劣後構造を伴う信託取引の税務処理については、債権流動化事件以前から論点が指摘されている(秋葉・前掲注(101) 183 頁)。吉村論文(吉村政穂「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー DP2012-1)は、優先劣後構造を伴う信託取引に係る米国税制の分析を行って、米国のシアーズ規制(Reg. § 301.7701-4(c), Sears regulation)において、複層化信託受益権のうち、受益者間でキャッシュ・フローが異なる受益権が存在する場合には連邦所得税法上信託として扱われない一方で、優先劣後構造を持つものについては、連邦所得税法上信託として扱われると整理している(吉村論文 14-16 頁)。吉村論文を踏まえて、わが国でも複層化受益権に係る税制を整備する必要性を指摘する先行研究が存在する(鶴川正樹「信託を活用した債権流動化の会計と税法」会計プロフェッション 10 号 49-60 頁(2014)、西浦真平「信託を利用した証券化と課税」租税資料館賞受賞論文集第 23 回(2014)、山林茂生「質的に区分された信託受益権に係る法人税法上の取扱いについて」税大論叢 86 号 91-185 頁(2016))。一方で、佐藤教授は、受益権複層化信託においては、実質主義的受益者課税原則をそのまま当てはめることに、解釈論上種々の問題点が生じることを指摘しているが(佐藤英明『信託と課税』415-416 頁(弘文堂, 新版, 2020))、債権流動化事件に係る論点について、「単に受益者等課税信託の原則的な課税ルールの適用によって解決されるべき問題」と述べている(同 452 頁)。尚、佐藤教授は、実務指針は公正処理基準に該当しないと整理している(同 453 頁)。

³⁹¹ 渡辺智之「租税回避の経済学：不完備契約としての租税法」フィナンシャル・レビュー December-2003(以下「渡辺論文」という。)157 頁。尚、渡辺論文は租税回避を対象としているため本稿に係る論点との直接的な関係性はない。

を過不足なく課税要件の中に取り込むことは、立法技術的にはほとんど不可能であり³⁹²、「同一の経済目的を達成するための私法上の構成は数多く存在するにもかかわらず、立法技術上の制約から、課税の対象とされているのは、（立法者の予測した）その一部でしかない場合が多い」ため³⁹³、租税法の規定が不完備となっていると指摘している³⁹⁴。そして、渡辺論文は、税負担の軽減に対する納税者のインセンティブと租税法の不完備性との関係を租税回避と脱税の観点から考察を行い、「租税回避という納税者の行動が、現行の租税法の不十分な点を浮き彫りにし、租税法の改善を促す契機になりうる」と評価している³⁹⁵。本稿で取り扱ってきた法 22 条 4 項に係る問題は租税回避に該当しないものの、租税法の不完備性に起因していると捉えることが可能である³⁹⁶。筆者は、企業会計の曖昧さから生じる解釈の余地が、不完備性そのものを示していると考えている。

そもそも、「課税要件は、経済的状況を変化させるすべての取引や行為、さらには時価の変化のようにその納税者の意思決定には無関係な事象までを、極めて広範に包摂せねばならない」³⁹⁷。法人税法においては、この手間を省くために、課税物件である法人の所得の計算に係る簡素化を図るために法 22 条 4 項を導入し、企業会計に対して計算方法の詳細を委任している。しかしながら、その委任先であるとされる会社法や金融商品取引法会計においても、「一般に公正妥当な会計処理の基準」に対して明確な規定が存在しない。つまり、法 22 条 4 項が規定する公正処理基準に対する確定的な定義がなく、解釈が必要となることから、同項は不完備な条項であるということが出来る。法 22 条 4 項の不完備性は、企業会計と課税所得の計算との間において、会計処理に対する妥当性の判断基準に相違をもたらす。その結果、納税者が公正妥当と判断した課税所得の計算が、課税当局によって否認されるリスクが内包されることになる。

本稿第 3 章において、税会計処理基準の定義を行い、法人税法の観点というリーガルテストを実施することを条件とした。この点を踏まえて、第 6 章において、判例分析を通じて、法人税法の観点とは、権利確定主義、税法上の取引、計算方法の規定の三要件を充足していることであるとした。当該三要件については、法令等では規定されておらず、判例から抽出された概念となっているため、まさしく法 22 条 4 項の不完備性に該当するものであると考えられる。このことは、債権流動化事件において、船荷証券事件を引用しながらも、権利確定主義を充足していない売却益を益金に算入することを認容しているこ

³⁹² 中里実『金融取引と課税』37 頁（有斐閣，初版，1998）（渡辺智之・前掲注（391）158 頁文中、同一の箇所を引用）

³⁹³ 中里・前掲注（392）38 頁（渡辺智之・前掲注（391）158 頁文中、同一の箇所を引用）

³⁹⁴ 渡辺智之・前掲注（391）158 頁

³⁹⁵ 渡辺智之・前掲注（391）163 頁

³⁹⁶ 筆者が指摘した「公正処理基準の不完全性」を「公正処理基準の不完備性」と言い換えることが可能であると考えられる。

³⁹⁷ 岡村忠生「租税法法律主義とソフトロー」税法学 563 号 148 頁（2010）

とからも³⁹⁸、不完備性が顕在化していることは明確であると考えられる。したがって、法人税法の観点からみた公正処理基準に係る不完備性を要因とした争訟が発生するリスクが存在している。

第3項 ハードローの整備に係る困難性

「所得課税において、納税者と国が法の指令を事前に完全に知ることのできる仕組み、つまり完備性のある課税要件をつくることはできない」³⁹⁹。したがって、納税者と課税当局の見解が相違するリスクを回避する手段を法人税法で規定することは、現行の構造を前提とする場合には、困難であると考えられる。とりわけ、本稿で分析の対象とした売却益は、その経済的実体が財務構成要素アプローチに基づく評価益であることから、本来であれば、法人税法 25 条に基づき益金不算入されるべきものであると考えられる⁴⁰⁰。

しかしながら、課税所得の計算に係る細部については法令で規定されていないという不完備性から、債権流動化事件に係る申告調整の要否については、納税者の判断に委ねざるを得ない状況にあると考えられる。そして、経済的実質を重視する企業会計の観点から妥当性が高いとみなされている会計処理について、何らかのガイドラインも無しに申告調整することには、納税者の心理的なハードルが存在することも十分に想定され得る。一方で、特定の会計基準の構成要素の 1 つに限定される会計処理を対象とした「別段の定め」を規定することは、立法コストの観点から見た場合には望ましくないと考えられる⁴⁰¹。尚、現行法人税法において、「資産の販売」に限定した場合には、税会計処理基準に係る概念の一部が反映されていると解釈される⁴⁰²。今後は、「資産の販売」に対応する収益認識基準に限定せず、税法上の「取引」の意義も含めた包括的な税会計処理基準を検討する必要があると筆者は考えている⁴⁰³。

³⁹⁸ 第4章第4節のとおり、「争いのない事実」となっているので、当初より裁判の争点の対象になっておらず、当該事実の妥当性については検証されないことになる。

³⁹⁹ 岡村・前掲注 (397) 149 頁

⁴⁰⁰ 公正価値オプションについても、市場価格がないものに対して評価技法を用いて合理的に算定された評価損益が FVPL 測定されて会計上の損益として認識されるため、経済価値の外部からの流入もしくは外部への流出は見込まれず、経済的実質の観点からは債権流動化事件における売却益と同様の論点が生じる可能性があるとして筆者は判断している。

⁴⁰¹ 既存の会計処理を対象に法令等を新たに制定することは、実効性が極めて薄いと考えられるため、会計基準の新規導入等のタイミングで条文等の新設を検討する必要があると考えられる。例えば、平成 30 年度税制改正により、法人税法 22 条の 2 が新設されたが、「収益認識に関する会計基準」にも対応したものと解されるとの指摘がある（谷口・前掲注 (13) 410 頁）。

⁴⁰² 「22 条の 2 は、大竹貿易事件における最高裁の考え方を明文化しともいえる」ことから（渡辺徹也・前掲注 (5) 117-118 頁）、権利確定主義の概念が条文に反映されたとみなすのが妥当である。

⁴⁰³ 筆者は、税会計処理基準に係る規定は、日本会計基準の IFRS へのコンバージェンスと

本来、所得の定義式から考えれば、純資産増加を時価主義で評価すべきであるが、会計上の現実的な制約から全面的には時価主義が導入されておらず、取得現主義・実現主義と時価主義の混在が、法人税制度の根本的な問題点となっている⁴⁰⁴。ここで、現行の法人税法の所得概念は実現主義を前提とした損益法型純資産増加説による包括的所得概念を採用している⁴⁰⁵。つまり、未実現利益である評価損益を全般的に課税所得に算入することは現行法人税法における所得概念の大幅な修正を要することになると考えられる⁴⁰⁶。したがって、本件売却益に係る税法会計上の取扱い、その深層に時価主義という大きな課題を含んでいるものであり、ハードローにおいて、その対応策を整備することには相応の困難が伴うと考えられる⁴⁰⁷。

第3節 提言

以上の三点を踏まえて、筆者は、ハードローではなく、ソフトローの一形態である法人税法基本通達において、公正価値評価算定に対する税務上の取扱いを明確化することが納税者の予見可能性を確保できる最適の手段であると結論付ける⁴⁰⁸。通達は、行政内部では拘束力をもつが、外部の者に法的拘束力をもつことはない⁴⁰⁹。通達が定められる理由の1つとして、課税要件の不完備性⁴¹⁰があり、その要因として、①立法コスト、②タイムラ

の連関性が極めて強いと考えている。したがって、今後のコンバージェンスの進展を踏まえた税法会計のあり方を検討していくことが重要となる。例えば、IFRS 第9号が全面適用された場合には、債権流動化取引においても、リスク経済価値アプローチが適用されることになり、不動産流動化事件と同様の争点が発生する可能性があるため、法人税法基本通達2-1-46改正等の手当てが必要になると考えられる。同様に、公正価値オプション等も導入されることから、法人税法における「取引」の意義等も含めた検証が必要になると想定される。

⁴⁰⁴ 中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』454頁（有斐閣，初版，2007）

⁴⁰⁵ 谷口・前掲注（13）213-214頁。谷口教授は、未実現の利益（評価益）も課税される考え方を「財産法型資産増加説」と呼んでいる（同213頁）。

⁴⁰⁶ 今後、現行の損益法型純資産増加説から、未実現利益も所得概念に含める財産法型純資産増加説へとパラダイムが転換することがあれば、法人税法の改正等も検討されていくことになる想定される。

⁴⁰⁷ 評価損益については、時価主義が包括的取得概念の理想に忠実であるものの、市場価値の算定や納税資金の手当て等の問題から、現在も一定の範囲の有価証券や短期売買商品等への導入に限定されている（淵圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子編・前掲注（404）204頁）。

⁴⁰⁸ 岡村教授も『法令以外のところ』（ソフトロー）が必要となる」と述べている（岡村・前掲注（397）149頁）。

⁴⁰⁹ 岡村ほか・前掲注（318）15頁

⁴¹⁰ 渡辺智之教授が前掲注（394）において主張する「不完備契約としての租税法」というアイデアと密接な関係があるとしている（増井良啓「租税法の形成における実験」COEソフトロー・ディスカッション・ペーパーシリーズ 2006-3 11頁）。

グ、③専門技術的知見のインプットの確保、の三点がある⁴¹¹。本稿との関連でいえば、③の観点から通達を整備することになると考えられる。なぜならば、公正価値評価算定は、主に割引現在価値法等の評価技法を用いた専門技術的知見に基づき算定されたものであるからである⁴¹²。

岡村教授は、「通達も、納税者が法の指令が認知するプロセスにおいて、決して無視できない、重要な要素であることは疑いない」と述べている⁴¹³。清永名誉教授は、納税者による申告ないし税務官庁職員の仕事に際しては、通達の定めに従って行われるのが通例であり、租税に関する通達が税法の領域において事実上果す機能は極めて大きいと述べている⁴¹⁴。さらに、山田教授は、「租税の領域では、通達は事実上において法源と等しいような拘束力をもっているといえる」と述べている⁴¹⁵。したがって、筆者は、通達を整備によりハードローの不完備性を補完することは、一定の合理性が認められると考えている⁴¹⁶。

今般、筆者が提言する通達は、市場価格がない金融商品に対して合理的な評価技法を用いて公正価値評価を算定した場合において、会計上の評価損益が認識されたときに、申告調整によって当該評価損益を課税所得から不算入することを定めるものである⁴¹⁷。評価損益の不算入については法人税法 25 条もしくは 33 条によって「別段の定め」が規定されているものの、公正価値評価算定が「資産の評価換え」ではなく税務上の「取引」とみなされる解釈の余地があることから、通達によって解釈の明確化を企図するものである⁴¹⁸。課税当局内部における規律が確保されれば、本稿で指摘した公正価値評価算定から生じる論

⁴¹¹ 増井・前掲注（410）11-12 頁

⁴¹² 専門技術性の高い租税法の分野においては、形式的に適法な行政処分から結果として納税者の『権利侵害』が生じる可能性が存在し、納税者の権利救済の観点から、予見可能性原則と完全救済原則は双子の基本原則である（佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子編・前掲注（404）72-73 頁）。文脈における専門技術の意味合いが異なるものの、通達において予見可能性を高めることにより、納税者による課税所得の計算が円滑に行われることが確保されるものと考えられる。

⁴¹³ 岡村・前掲注（397）155 頁

⁴¹⁴ 清永・前掲注（30）21 頁

⁴¹⁵ 山田二郎『税法講義』23 頁（信山社、第 2 版、2001）

⁴¹⁶ 金子名誉教授は、相続税等の財産評価が「財産評価基本通達」に従って行われていることについて、評価に関する基本事項は、むしろ政令または省令で規定すべきであろうと指摘されているが（金子・前掲注（1）734-735 頁）、今次の整備は、あくまで補完であり、基本事項の制定ではないことから、許容の範囲であると考えられる。

⁴¹⁷ 合理的に算定された価額を採用する場合においては、売却可能な市場が存在しないために入手可能な市場価格が存在しないときに、納税者が割引現在価値法等の評価技法により時価を算出することから、評価損益としてみなすことが妥当と考えられる（尚、旧金融商品会計実務指針 47 項は、金融資産の時価を「当該金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の『市場価格に基づく価額』と、当該金融資産に市場価格がない場合の『合理的に算定された価額』」と定義していた。）。)

⁴¹⁸ 「租税法規は極めて複雑であり、法令の文言から直ちに一義的な解釈が可能とも限らないため、国税庁が一般的な指針を定めて通達として公表することで、納税者の予測可能性は高められる」（中里ほか編・前掲注（376）41 頁）。

点に対しては、申告調整による対応が明確化されるため、納税者の予見可能性が確保されて不算入処理が容易になると考えられる⁴¹⁹。具体的には、法人税基本通達第2章「収益並びに費用及び損失の計算」の第3節「有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等」に第12隸として、（公正価値評価算定における評価損益の取扱い）を追加することを提言する。

（公正価値評価算定における評価損益の取扱い）

2-3-71 公正価値評価算定は、経済価値の外部からの流入又は外部への流出を伴わない場合において、資産若しくは負債又は資産及び負債の評価替えを行うものであり、令和元年7月4日付企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に定める評価技法などにより合理的に算定された価額に基づくものであるが、当該公正価値評価の結果により認識された利益の額又は損失の額に相当する金額は、法25条に規定する資産の評価益又は法33条に規定する資産の評価損に該当するため、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しないことに留意する。

尚、会社法の観点⁴²⁰や財務会計の観点⁴²¹からみた場合にも、原則として、経済学的利益である割引現在価値は損益に反映されず、税法会計と同様の観点であると考えられる⁴²²。

⁴¹⁹ 市場において売却される可能性が極めて低く、その公正価値が合理的な方法により算定された場合には、当該損益が法人税法25条又は33条が規定する評価換えに該当する旨の解釈を明確化する通達を整備して、取引に係る会計処理の円滑化を企図する。

⁴²⁰ 会社法は、金融商品の時価を貸借対照表に反映させつつ、剰余金の配当から除外する規定により債権者保護に配慮している（伊藤邦雄・前掲注（74）458頁）。債務履行能力は、担税力と同様に納税者の支払能力を示しているものであるから、当該通達の趣旨は会社法の要請とも適合するものと考えられる。もっとも、債権流動化事件における売却益は、有価証券評価差額には計上されておらず、会社法の規定上、配当可能利益に算入されていると考えられる。したがって、2-3-71を新設した場合には、会社法の取扱いと税法会計の取扱いに差異が生じることになる。

⁴²¹ 経済学的利益の基礎となる割引現在価値は、将来キャッシュ・フローの予測と割引利率の選択に著しい不確実性があるため、現実には信頼性をもって計算することができないのが通常であって、将来予測や主観的期待により、企業の現在価値を行うのは投資家の作業であり、財務会計の役割ではない（桜井・前掲注（110）86頁）。ここで、経済学的利益とは、割引現在価値を用いて算定される利益であり、新古典派の経済学者が採用する利益概念と合致する（同84頁）。

⁴²² 権利確定主義の例外として、売買目的有価証券、デリバティブ等の期末評価について時価評価を行い、その結果を当期の損益に反映させることになっている（金子・前掲注

（1）369頁）。財務会計上、売買目的有価証券に区分される有価証券は、いつでも市場で換金できる商品であるため（桜井・前掲注（110）99-100頁）、担税力の観点から、その評価損益を課税所得の計算に算入することに一定の合理性があると考えられる。また、デリバティブ取引は、前掲注（388）のとおり、仮に解約した場合には経済的価値（主として現金）の流出入を伴うことから、担税力の観点からみても、みなし決済損益額を課

第4節 総括

本稿では、金融商品会計に係る公正処理基準に対して、法人税法の観点から、法的実質と経済的実質の相克を主要論点として考察を行い、その不完備性によって問題が生じていることが認識された。企業会計の構成要素について、経済的実質を重視する会計基準が主流となっている現状においては、今後も債権流動化事件と同様の税務争訟が発生する懸念がある。特に、IFRS 第9号が、わが国の会計基準にも全面適用された場合には、その発生確度が高まることも想定される。近年の傾向として、わが国で新規に設定されている会計基準は、国際的共通化を意識しているため、将来事象の予測や公正価値の見積りといった主観的な会計処理を含む将来・市場志向という特徴をもつ一方で、課税所得計算においては、税務処理における選択肢の削減を通じた経営者の裁量の抑制と債務確定主義の徹底を指向している⁴²³。

したがって、筆者は、企業会計と課税所得の計算が目指している方向は、正反対の方向にあるといっても過言ではないと考えている⁴²⁴。「法律的思想は『硬質・安定・明確性』によって特徴づけられるのに対して、経済的思想は『柔軟・変化・複雑多様性』によって特徴づけられることから、両者の間には対立が生じることがある」との指摘のとおり⁴²⁵、本質的には、課税所得の計算と企業会計との間には常に相克が存在している。金子名誉教授が「法人税法においても、権利確定主義が妥当する」と断言しているなか⁴²⁶、権利が確定していない将来に見込まれる収益を合理的な評価技法によって取込むことを指向している企業会計が、法人税法の趣旨に合致しているのか、再検討すべき時期に来ている。また、裁判所が公正処理基準を決定することを前提としている見解があるものの、債権流動化事件のように、「争いのない事実」として認定された会計処理の中にも、本来であれば、公正処理基準に適合しているのか、その妥当性を検証しなければならない会計処理が存在している。経済的実質を基準とする企業会計が公正処理基準の拠り所となっている限り、提言で示した通達による明確化は、応急措置的な対応に過ぎない⁴²⁷。

税所得の計算に算入することは、売買目的有価証券の取扱いとも整合的であり、一定の合理性はあるものと考えられる。したがって、売買目的有価証券およびデリバティブ取引の評価損益と債権流動化取引における劣後受益権および公正価値オプションに係る公正価値評価とは、経済的価値の流出入の発生有無という点で異なるものである。

⁴²³ 鈴木一水『税務会計分析』224頁（森山書店、初版、2013）

⁴²⁴ 鈴木教授は、財務会計は課税所得計算の便宜のために利用される予備計算の位置付けしか与えられなくなると指摘している（鈴木・前掲注（423）225頁）。

⁴²⁵ 谷口勢津夫『税法の基礎理論』456頁（清文社、2021）

⁴²⁶ 金子・前掲注（1）366頁

⁴²⁷ 公正処理基準の本質は経済的実質に依拠した企業会計を借用したものであるが、税法会計と会社法会計や金融商品取引法会計との乖離が進展した場合、企業会計は借用概念の対象から外れていくことになる。一方で、「会計基準は、通達などと並ぶソフトローの存在形式のひとつである」との見解もあり（岡村・前掲注（122）143頁）、借用概念とは異なった位置付けとの解釈を行うことも可能と考えられる。

筆者は、税会計処理基準の概念を整理したとおり、税法独自の会計処理基準の導入を検討すべき時期に来ていると考えている。渡辺徹也教授も、「法人税法の独自の観点」や「法人税法固有の観点」の具体的な内容は事例ごとに検証する必要性がある旨の指摘をしている⁴²⁸。近年においては、権利確定主義について「権利の確定」と「収入実現の蓋然性」とを連接する見解があり⁴²⁹、評価損益についても「収入実現の蓋然性」から判断するアプローチも検討し得るものと考えられる⁴³⁰。

債権流動化事件自体は個別事例であるものの、その深淵においては、公正処理基準における経済的実質と法的実質の相克、公正処理基準の不完備性、そして法人税法に係る包括的所得概念の見直し等、租税法の根幹となる論点が存在している。これらの論点は企業会計の変遷とともに顕在化してきたものである。そして、今後も進展が見込まれる IFRS へのコンバージェンスの影響を念頭において、企業会計と法 22 条 4 項との関係性を考察する場合には典型的な論点になり得るものと捉えられる。今後も引き続き、筆者の研究テーマとして、考察を進めて参りたい。

以上

⁴²⁸ 渡辺徹也・前掲注(5) 47 頁。但し、渡辺徹也教授は、裁判例を通じて公正処理基準の妥当性が判断されるとの見解を持っている。

⁴²⁹ 田中昌国『所得の帰属法理の分析と展開』160 頁(成文堂, 初版, 2019)。但し、田中教授は、権利確定主義と管理支配基準との関係で分析を行っている。もっとも、筆者は、評価損益についても、管理支配基準のアプローチから分析する余地があるのではないかと考えている。

⁴³⁰ 包括的所得概念の観点からみた場合には、未実現利益についても課税所得を構成することになる。債権流動化取引における劣後受益権の場合は、社債とは異なり、第 6 章第 5 節第 3 項のとおり、複数のインプットを用いた想定キャッシュ・フローに基づき、公正価値を算定することになる。筆者は、このように算出されたものを管理支配基準の観点からみても所得とみなせるのか検証する必要があると考えている。

参考文献一覧

I. 書籍（租税法・税務会計等）

1. 泉絢也『逐条解説法人税法第22条の2』（清文社，第1版，2023）
2. 太田達也『「収益認識会計基準と税務」完全解説』（税務研究会，改訂版，2020）
3. 太田洋＝伊藤剛志共編著『企業取引と税務否認の実務』（大蔵財務協会，第2版，2022）
4. 岡村忠生『法人税法講義』（弘文堂，第3版，2007）
5. 岡村忠生編『新しい法人税法』（有斐閣，初版，2007）
6. 岡村忠生編著『租税回避研究の展開と課題』（ミネルヴァ書房，初版，2015）
7. 岡村忠生ほか『租税法』（有斐閣，第4版，2023）
8. 金子宏『所得概念の研究』（弘文堂，初版，1995）
9. 金子宏『租税法』（弘文堂，第24版，2021）
10. 金子宏監修『現代租税法講座第3巻 企業・市場』（日本評論社，初版，2017）
11. 金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣，初版，2007）
12. 金子宏ほか編『租税法と市場』（有斐閣，初版，2014）
13. 北野弘久『現代企業税法論』（岩波書店，1994）
14. 鬼頭朱実ほか『投資ストラクチャーの税務』（税理経理協会，11訂版，2024）
15. 清永敬次『税法』（ミネルヴァ書房，新装版，2013）
16. 神山弘行『所得課税における時間軸とリスク』（有斐閣，初版，2019）
17. 小林裕明『課税所得計算と企業会計の接点と乖離』（同文館出版，初版，2023）
18. 小林正和＝石井亮『収益認識の会計・税務』（中央経済社，第1版，2016）
19. 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅰ』（中央経済社，第2版，2018）
20. 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅱ』（中央経済社，第2版，2018）
21. 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅲ』（中央経済社，第1版，2019）
22. 酒井克彦『プログレッシブ税務会計論Ⅳ』（中央経済社，第1版，2020）
23. 酒井克彦『ステップアップ租税法と私法』（財経詳報社，初版，2019）
24. 酒井克彦『クローズアップ課税要件事実論』（財経詳報社，第6版，2023）
25. 佐藤英明『信託と課税』（弘文堂，新版，2020）
26. 佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂，第4版，2024）
27. 末永英男編著『税務会計と租税判例』（中央経済社，第1版，2019）
28. 鈴木一水『税務会計分析』（森山書店，初版，2013）
29. 武田昌輔『税務会計論文集』（森山書店，初版，2001）
30. 武田隆二『法人税法精説平成17年版』（森山書店，初版，2005）
31. 田中昌国『所得の帰属法理の分析と展開』（成文堂，初版，2019）
32. 田中昌国『課税要件法の理論と課題』（成文堂，初版，2022）

33. 谷口勢津夫『税法基本講義』(弘文堂, 第7版, 2021)
34. 谷口勢津夫『税法の基礎理論』(清文社, 2021)
35. 谷口勢津夫『税法創造論』(清文社, 2022)
36. 谷口勢津夫『税法基本判例 I』(清文社, 2023)
37. 中里実『金融取引と課税』(有斐閣, 初版, 1998)
38. 中里実『法人税の研究』(有斐閣, 初版, 2021)
39. 中里実先生古希祝賀論文集『市場・国家と法』(有斐閣, 初版, 2024)
40. 藤木幸彦＝鬼頭朱実編著『信託の税務』(税務経理協会, 初版, 2007)
41. 増井良啓『租税法入門』(有斐閣, 第3版, 2023)
42. 増田英敏『リーガルマインド租税法』(成文堂, 第5版, 2019)
43. 松尾公二編著『法人税基本通達逐条解説』(税務研究会出版局, 11訂版, 2023)
44. 松沢智『新版租税実体法』(中央経済社, 補正第2版, 2003)
45. 水野忠恒『大系租税法』(中央経済社, 第4版, 2023)
46. 水野忠恒編『テキストブック租税法』(中央経済社, 第3版, 2022)
47. 森・濱田松本法律事務所編『企業訴訟実務問題シリーズ税務訴訟』(中央経済社, 第1版, 2017)
48. 渡辺徹也『スタンダード法人税法』(弘文堂, 第3版, 2023)
49. 渡辺裕泰『ファイナンス課税』(有斐閣, 第2版, 2012)

Ⅱ. 書籍(会社法・信託法等)

50. 新井誠『信託法』(有斐閣, 第4版, 2014)
51. 伊藤眞『民事訴訟法』(有斐閣, 第8版, 2023)
52. 岩原紳作＝小松岳志編『会社法施行5年 理論と実務の現状と課題』(有斐閣, 2011)
53. 内田貴『民法Ⅲ』(東京大学出版会, 第4版, 2020)
54. 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣, 第9版, 2024)
55. 神田秀樹『会社法入門』(岩波書店, 第3版, 2023)
56. 神田秀樹『会社法』(弘文堂, 第26版, 2024)
57. 上村達男編著『早稲田大学21世紀COE叢書 企業社会の変容と法創造(第4巻) 企業法制の現状と課題』(日本評論社, 2009)
58. 岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法[第4巻]不正取引規制』(金融財政事情研究会, 改訂新版, 2022)
59. 道垣内弘人『信託法』(弘文堂, 第2版, 2022)
60. 弥永真生『会計基準と法』(中央経済社, 第1版, 2013)

Ⅲ. 書籍（証券化・会計関連）

61. 株式会社格付投資情報センター（R&I）編『ストラクチャードファイナンス格付』（R&I，増補改訂版，2018）
62. 安藤英義ほか責任編集『体系現代会計学[第5巻]企業会計と法制度』（中央経済社，第1版，2011）
63. R&I『ストラクチャードファイナンス商品 格付方法の概要』（2022）
64. 伊藤邦雄『新・現代会計学入門』（日本経済新聞出版社，第6版，2024）
65. 伊藤眞『公正価値測定とオフバランス化』（中央経済社，第1版，2013）
66. 大垣尚司『ストラクチャードファイナンス入門』（日本経済新聞社，第1版，1997）
67. 岡本修『金融機関のための金融商品会計ハンドブック』（東洋経済新報社，2012）
68. 大日方隆『日本の会計基準 I 確立の時代』（中央経済社，第1版，2023）
69. 大日方隆『日本の会計基準 II 激動の時代』（中央経済社，第1版，2023）
70. 片岡総合法律事務所編『金融法務の理論と実践』（有斐閣，初版，2023）
71. 神田秀樹ほか編著『金融法講義』（岩波書店，新版，2017）
72. キース・A・オールマン（樋本賢一・佐伯一郎訳）『ストラクチャード・ファイナンス Excel によるキャッシュ・フロー・モデリング』（シグマベイスキャピタル，2018）
73. 久禮義継『流動化・証券化の会計と税務』（中央経済社，第4版，2008）
74. 小宮山健『金融商品会計の基礎』（税務経理協会，初版，2015）
75. 榊原茂樹ほか『新・現代の財務管理』（有斐閣，初版，2023）
76. 桜井久勝『財務会計講義』（中央経済社，第25版，2024）
77. 佐藤信彦ほか編著『スタンダードテキスト財務会計論 I 基礎論点編』（中央経済社，第17版，2024）
78. 佐藤信彦ほか編著『スタンダードテキスト財務会計論 II 応用論点編』（中央経済社，第17版，2024）
79. 高橋正彦『証券化と債権譲渡ファイナンス』（NTT 出版，初版，2015）
80. 有限責任監査法人トーマツ編『時価評価ガイドブック』（中央経済社，第1版，2022）
81. 西村あさひ法律事務所編『資産・債権の流動化・証券化』（金融財政事情研究会，第4版，2022）
82. 日本アナリスト協会編『新・証券投資論 II』（日本経済新聞社，第1版，2009）
83. 平松一夫＝辻山栄子責任編集『体系現代会計学[第4巻]会計基準のコンバージェンス』（中央経済社，第1版，2014）
84. PwC あらた監査法人編『金融機関のための IFRS 金融商品会計入門』（中央経済社，第1版，2015）
85. 福島良治『企業価値向上のデリバティブ』（金融財政事情研究会，第1版，2015）
86. 藤瀬裕司『証券化ヴィークルの法務と実務』（日本経済新聞出版社，2009）

87. 三菱 UFJ 銀行市場企画部編著『デリバティブ取引のすべて』（金融財政事情研究会，第 2 版，2022）
88. 三菱 UFJ 信託銀行編著『信託の法務と実務』（金融財政事情研究会，7 訂版，2022）
89. 山田昭広『アメリカの会計基準』（中央経済社，第 4 版，2000）
90. 山本達司『財務会計のファンダメンタルズ』（中央経済社，第 1 版，2023）

IV. 判例評釈

○不動産流動化事件

91. 岡村忠生「判批」税研 178 号（2014）
92. 吉村政穂「判批」中里実ほか編『租税判例百選』117 頁（有斐閣，第 7 版，2021）

○債権流動化事件

93. 吉村政穂「判批」ジュリスト 1451 号（2013）
94. 品川芳宣「判批」T&A master 517 号（2013）
95. 品川芳宣「判批」ZEIKEN 172 号（2013）
96. 濱田洋「判批」新・判例解説 watch 15 号（2014）
97. 佐藤修二「判批」ジュリスト 1475 号（2015）
98. 宮塚久＝鈴木卓「判批」SFJ Journal 10 号（2015）
99. 浅妻章如「判批」立教法学 87 号（2016）

○船荷証券事件

100. 神山弘行「判批」中里実ほか編『租税判例百選』（有斐閣，第 7 版，2021）
101. 清永敬次「判批」民商法雑誌 111 巻（1994）

○第三者割当増資事件

102. 太田洋「判批」中里実ほか編『租税判例百選』（有斐閣，第 7 版，2021）

○生保年金事件

103. 大石篤史「判批」ジュリスト 1410 号（2010）
104. 中里実「判批」ジュリスト 1410 号（2010）

V. 雑誌等（法学関連）

105. 鵜川正樹「信託を活用した債権流動化の会計と税法」会計プロフェッション 10 号（2014）
106. 鵜川正樹「法人税法の『公正処理基準』に関する一考察」会計プロフェッション 13 号（2017）

107. 岡村忠生「租税法律主義とソフトロー」税法学 563 号 (2010)
108. 酒井克彦「法人税法 22 条 4 項にいう『公正処理基準』該当性に係る判断アプローチ」商学論纂 (中央大学) 57 巻 1・2 号 (2015)
109. 酒井克彦「法人税法 22 条 4 項に関する確認規定説についての再考」商学論纂 (中央大学) 58 巻 1・2 号 (2016)
110. 阪田大作「法人税法 22 条 4 項 (公正処理基準) の解釈」租税資料館賞受賞論文集第 23 回 (2014)
111. 関本大樹「米国における金利スワップ取引の税務上の時価評価に関する論点について」税大ジャーナル 6 号 (2007)
112. 関本大樹「スワップ取引における自己側信用リスクの課税上の取扱い (試論)」税大ジャーナル 11 号 (2009)
113. 谷口勢津夫「公正処理基準の法的意義」近畿大学法学 65 巻 3・4 号 (2018)
114. 西浦真平「信託を利用した証券化と課税」租税資料館賞受賞論文集第 23 回 (2014)
115. 増井良啓「租税法の形成における実験」COE ソフトロー・ディスカンション・ペーパーシリーズ 2006-3 (2006)
116. 安井栄二「法人税法 22 条 4 項における『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』の解釈」租税法研究 50 号 (2022)
117. 山林茂生「質的に区分された信託受益権に係る法人税法上の取扱いについて」税大論叢 86 号 (2016)
118. 吉村政穂「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー DP2012-1 (2012)
119. 渡辺智之「租税回避の経済学：不完備契約としての租税法」フィナンシャル・レビュー December-2003 (2003)

VI. 雑誌等 (会計関連)

120. 秋葉賢一「信託を利用した流動化スキームと会計問題」金融研究 1998. 10 (1998)
121. 石川純治「金融商品会計の理論的基礎」企業会計 Vol. 54 No. 12 (2002)
122. 坂本雅士「企業会計基準の複線化と法人税法」會計 183 巻 6 号 (2013)
123. 坂本雅士「法人税法における公正処理基準について」會計 186 巻 2 号 (2014)
124. 坂本雅士「会計基準の多様化に伴う税務論点」會計 187 巻 3 号 (2015)
125. 鈴木一水「財務会計と税務会計の交流とその断絶」會計 173 巻 1 号 (2008)
126. 弥永真生「会計基準の会社法における受容」會計 171 号 3 巻 (2007)
127. 弥永真生「確定決算主義－税務と会計の乖離と接近」税理 2007. 7 (2007)
128. 弥永真生「コンバージェンスと受容－金融商品取引法・会社法の観点から」企業会計 Vol. 60 No. 4 (2008)

VII. その他

- 129. 是枝俊悟「年金型生命保険の二重課税問題についての論点整理」大和総研 Legal and Tax Report (2010)
- 130. 榛葉清人「CVA は価格の一部です」野村総合研究所編『金融 IT フォーカス 2013 年 12 月号』
- 131. 吉井一洋「IFRS(国際会計基準)の金融商品会計」大和総研『企業会計最前線』(2013)